

第4章 後方支援活動機能及び具体的内容

4.1 後方支援活動機能

4.1.1 選定した後方支援活動機能

- ◆ 後方支援活動に必要な機能は、宮崎県市町村防災相互応援協定（平成8年8月）の応援項目をベースに、東日本大震災における活動事例や国・具体計画及び県・実施計画、地域防災計画に定める災害応急対策を考慮し、①後方支援に関する本部機能、②避難者の受入・支援機能、③救援物資の受入・仕分け・配送機能、④救出救助・消火・医療救護活動機能、⑤保健・衛生活動機能、⑥ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能の6機能を選定した。

■ 図表 4.1.1 宮崎県市町村防災相互応援協定・応援項目(第4条)

(1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
(2) 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
(3) 避難及び収容施設並びに住宅の提供
(4) 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
(5) 遺体の火葬のための施設の提供
(6) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
(7) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
(8) ボランティア団体の受付及び活動調整
(9) その他の応援のため必要な事項

■ 図表 4.1.2 国・具体計画、県・実施計画との関係における留意点

項目	留意点
救援物資の受入・仕分け・配送機能	<p>○ 物資については、国から県を通じて沿岸部3市の「地域内物資輸送拠点」に供給されることが計画されている。内陸部市町においても同様に、市町自らの災害対策のための救援物資が供給される。</p> <p>○ したがって、物資に係る後方支援活動は、内陸部市町に供給される救援物資に余剰が生じた場合、あるいは別に市民等から物資供給を受入れた場合等において沿岸部3市に供給することを想定する。</p>
救出救助・消火・医療救護活動機能	<p>○ 救出救助や消火に係る応援活動については、国の広域応援部隊（自衛隊、消防、警察、DMAT）が実施するものとされ、物資受入の考え方と同様、沿岸部3市及び内陸部市町において部隊の指揮・宿営・資機材集積、燃料補給のための救助活動拠点が定められている</p> <p>○ したがって、これら広域応援部隊の受入・活動支援については、都城市として受入場所を別に用意する必要はないものと考えられ、県・実施計画に基づき、部隊への各種支援活動を実施することを想定する。</p>

4.1.2 後方支援活動機能の体系

- ◆ 機能別の個別の活動内容は、国・具体計画及び県・実施計画の活動項目を参考としつつ、都城市における災害時の対応に関連する項目を抽出・設定した。
- ◆ 後方支援活動機能は、次のとおり体系化、整理できる。

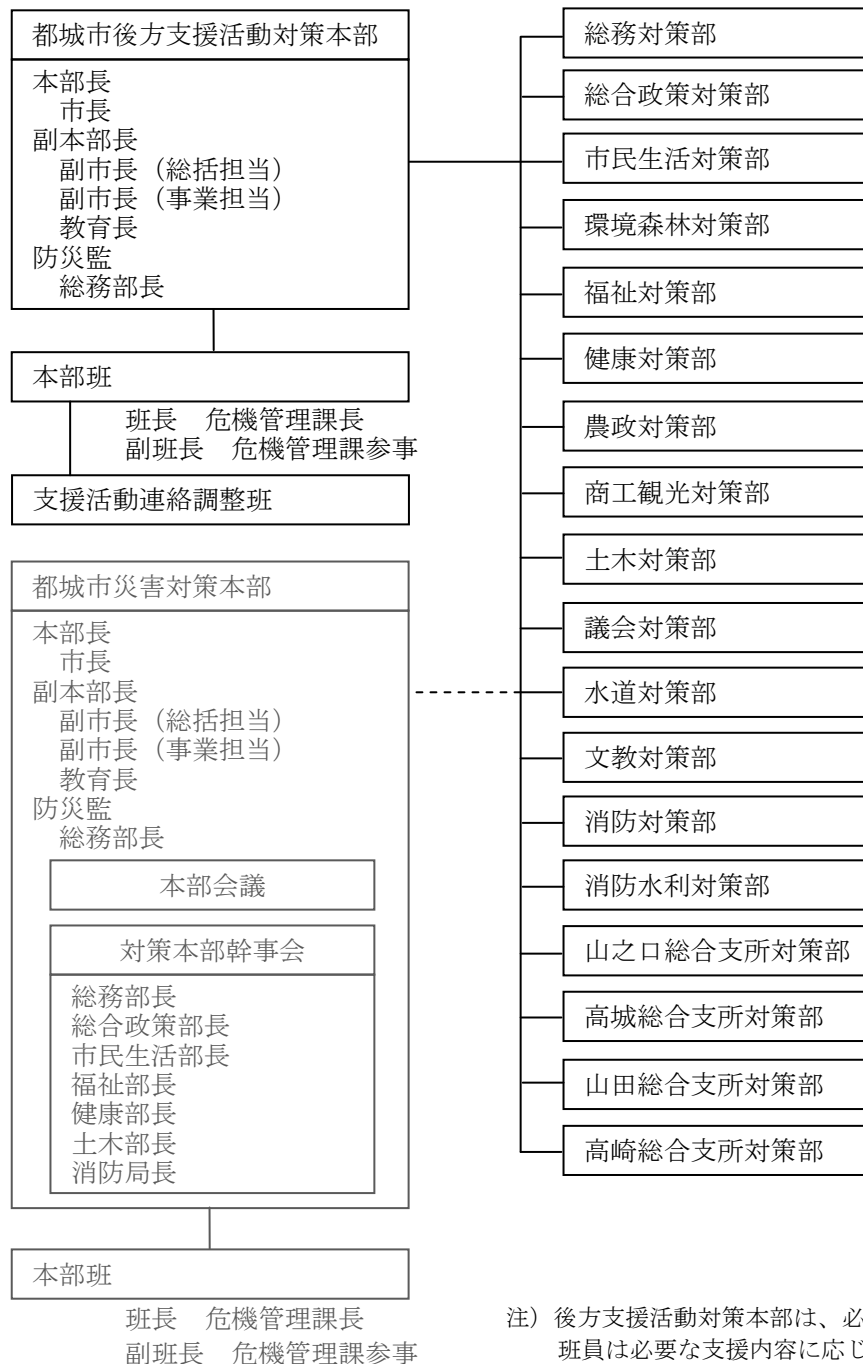
■図表 4.1.3 後方支援活動機能の体系

<p>1 後方支援に関する本部機能</p> <p>(1) 後方支援活動対策本部の設置・運営と行政支援</p> <p>1) 後方支援活動対策本部の設置(廃止)・運営</p> <p>2) 沿岸部3市への人的支援</p> <p>(2) 情報収集・伝達と広報活動</p> <p>1) 各種後方支援活動との連絡調整</p> <p>2) 広報活動</p>	<p>4 救出救助・消火・医療救護活動機能</p> <p>(1) 救出救助・消火活動</p> <p>1) 資機材の調達・運搬</p> <p>2) 沿岸部3市における救出救助活動</p> <p>3) 沿岸部3市における消火活動</p> <p>(2) 医療救護活動</p> <p>1) 医療救護体制の確保</p> <p>2) 救護所の医療活動の支援</p> <p>3) 沿岸部3市における医療活動の支援</p>
<p>2 避難者の受入・支援機能</p> <p>(1) 避難者の受入・避難所運営</p> <p>1) 避難者の受入体制の確保</p> <p>2) 避難者の受入れ、避難所の運営</p> <p>3) 個人宅への避難者の状況把握、支援</p> <p>(2) 炊き出し活動</p> <p>1) 炊き出し活動の体制の確保</p> <p>2) 炊き出し活動の支援</p> <p>(3) 入浴支援</p> <p>1) 入浴支援の体制の確保</p> <p>2) 入浴支援の実施</p> <p>(4) 仮設住宅の提供</p> <p>1) 仮設住宅の入居者の募集、管理</p> <p>2) みなし仮設住宅の入居者の募集</p>	<p>5 保健・衛生活動機能</p> <p>(1) 遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れ</p> <p>1) 遺体受入体制の確保</p> <p>2) 遺体安置所の運営</p> <p>3) 遺体の火葬受入れ</p> <p>(2) 防疫・保健衛生対策</p> <p>1) 感染症対策</p> <p>2) 保健衛生対策</p> <p>3) 防疫対策</p> <p>(3) し尿・ゴミ処理対策</p> <p>1) し尿処理対策</p> <p>2) ゴミ処理対策</p>
<p>3 救援物資の受入・仕分け・配送機能</p> <p>(1) 救援物資の受入・仕分け・配送</p> <p>1) 物資センター(後方支援対応)の設置・運営</p> <p>2) 給水活動</p> <p>3) 燃料の確保・供給活動</p>	<p>6 ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能</p> <p>(1) ボランティアの受入・活動支援</p> <p>1) 各種情報の収集・提供</p> <p>2) 災害ボランティアセンターの運営支援</p> <p>3) 災害ボランティアの活動支援</p> <p>(2) 支援隊の受入・活動支援</p> <p>1) 支援隊の受入体制の確保</p> <p>2) 支援隊の活動支援</p> <p>(3) 広域応援部隊(消防)の受入・活動支援</p> <p>1) 広域応援部隊(消防)の受入体制の確保</p> <p>2) 広域応援部隊(消防)の活動支援</p>

4.2 後方支援に関する本部機能の前提

- ◆ 後方支援活動の中核を担う本部機能として、都城市役所本庁に「後方支援活動対策本部（本部班・支援活動連絡調整班）」を設置するとともに、移転予定の北消防署（以下、新北消防署）に「支援活動連絡調整所」を設置する。後方支援活動対策本部と支援活動連絡調整所は、互いに連携し、活動する。
- ◆ 後方支援活動対策本部（本部班）は、意思決定と支援活動連絡調整班への指示伝達を行い、支援活動調整班は後方支援活動対策本部の指示のもとで現場における各種調整、具体的な活動の実施及び本部への報告を行うものとする。
- ◆ なお、この組織体制については、都城市地域防災計画に準拠している。

■ 図表 4.2.1 都城市後方支援活動対策本部の組織体制



注) 後方支援活動対策本部は、必要に応じて設置するものとし、班員は必要な支援内容に応じて関係する課員で構成する。

4.3 後方支援を想定したエリア特性及びアクセス特性

4.3.1 エリア特性

- ◆ 都城市を4つのエリアに区分し、後方支援活動を想定した場合のエリア特性を整理すると、次に示すとおりである。

■図表 4.3.1 後方支援活動を想定したエリア特性

エリア	特性
都城IC周辺 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○都城 IC から近い場所に位置し、被災想定地域の主要施設へのアクセスが1~2時間以内で可能であり、特に宮崎市との連絡が可能なエリアである。 ○都城 IC 及び山之口スマート IC があり、中継基地として立地に優れている。 ○支援活動連絡調整所の新北消防署と近接し、連絡調整等を容易に図ることが可能である。 ○都城市北東部の国富町、綾町との連絡が可能なエリアと考えられる。 ○都城 IC 周辺には多くの企業が立地しており、企業等のポテンシャルを活用できる。
北西エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○高原町に隣接し、小林市及びえびの市とも近い位置にあり、えびの市、小林市、高原町との連絡が可能なエリアと考えられる。 ○九州自動車道都城 IC~高原 IC 区間に日向高崎 PA が整備されており、また、JR 吉都線が南北に通っている。
南部エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○都城市中心部の南部に位置し、南西側の日南市、串間市との連絡が可能なエリアと考えられる。 ○都城志布志道路の延伸が見込まれるエリアである。
市内中心 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ○都城市の市街地であり、市役所、警察署等の主要な公共施設が立地している。また、市役所は、東側に隣接する三股町役場まで約5km程と近い。 ○市内の災害対策に関して重点的な対応が必要となるエリアと想定される。

4.3.2 アクセス特性

- ◆ 都城 IC を起点とした後方支援活動を想定した場合のアクセス特性を整理すると、次に示すとおりである。

■図表 4.3.2 後方支援活動を想定したアクセス特性

市町	経路	距離	時間	アクセス性
都城 IC	宮崎市 九州自動車道宮崎線 都城 IC~宮崎 IC	約42km	約40分	高速道路によるアクセスとなり、アクセス性に優れている。
	宮崎市 九州自動車道宮崎線 山之口 SIC~宮崎 IC	約32km	約30分	
	日南市 国道222号を經由し、 国道10号若しくは県 道33号による経路	約59km	約2時間	都城志布志道路（一部区間供用中）の開通によるアクセス性の向上が見込まれる。
	串間市 国道222号を經由し、 国道10号若しくは県 道33号による経路	約55km	約1時間 50分	
えびの市	都城市 九州自動車道宮崎線 えびの IC~都城 IC	約52km	約40分	高速道路によるアクセスとなり、アクセス性に優れている。
小林市	都城市 九州自動車道宮崎線 小林 IC~都城 IC	約36km	約30分	高速道路によるアクセスとなり、アクセス性に優れている。
高原町	都城市 九州自動車道宮崎線 高原 IC~都城 IC	約24km	約20分	
国富町 綾町	都城市 国道10号による経路	約38km	約1時間 15分	
三股町	都城市 県道33号を經由し、 国道10号による経路	約15km	約30分	アクセスは容易であり、アクセス性は良好である。

■ 図表 4.3.3 後方支援活動を想定したエリア特性



■ 図表 4.3.4 後方支援活動を想定したアクセス特性



4.4 後方支援活動の具体的内容

4.4.1 上位計画・関連計画等

- ◆ 6つの後方支援活動機能別に、宮崎県、沿岸部3市、都城市の各地域防災計画における後方支援活動機能の位置づけ、事例等にみる後方支援活動の考え方等を整理・参照し、具体的内容の計画条件とした（別冊）。
- ◆ 計画条件として整理した項目は次のとおりである。

■ 計画条件として参照・整理した上位計画・関連計画等

(1) 地域防災計画における基本的な考え方

- 宮崎県地域防災計画
- 沿岸部3市の地域防災計画（宮崎市、日南市、串間市）
- 支援側の地域防災計画（都城市）

(2) 事例等にみる基本的な考え方

- 東日本大震災における遠野市の後方支援活動
- 関西防災・減災プラン・地震津波災害対策編（関西広域連合）
- 災害時応援受入ガイドライン（災害時受援体制検討委員会/兵庫県）
- 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（中央防災会議）

4.4.2 後方支援活動の検討ステップと全体像

(1)後方支援活動の検討ステップ

- ◆ 計画条件を踏まえ、次の手順により機能別の後方支援活動内容を検討した。

Step1 活動の基本的な考え方の整理

計画条件等を踏まえ、後方支援活動機能別に「活動に当たっての基本的な考え方」を整理した。

Step2 活動拠点の設定(活動拠点の機能要件、施設・分布特性、活用ポテンシャルの分析)

活動の基本的な考え方を踏まえ、後方支援活動に当たって拠点となる候補施設(場所)を選定した。選定の際は、後方支援活動機能に求められる要件を整理した上で、要件を満たす候補施設等を抽出し、その活用ポテンシャルを分析した。

Step3 基本的な活動事務の設定

活動の基本的な考え方や活動拠点を踏まえ、後方支援活動における基本的な事務を設定した。

Step4 活動主体・具体的活動内容の設定

基本的な活動事務を基本として、活動主体、関係する機関・部署、具体的活動内容、活動場所、各活動の実施時期を検討、設定し、[検討シート4：後方支援活動機能別の活動主体・具体的活動内容]として整理した。

Step5 実施手順・展開イメージの設定

具体的活動内容及び各活動の実施時期に基づき、活動の実施手順、支援側及び受援側の展開イメージを検討、設定し、[検討シート5：後方支援活動機能別の実実施手順・展開イメージ]として整理した。

Step6 活動手続きの設定

活動主体、関係する機関・部署、具体的活動内容等に基づき、後方支援活動に当たって県や市町等ととるべき手続きを検討、整理した。

Step7 後方支援活動に必要なリソースの算定

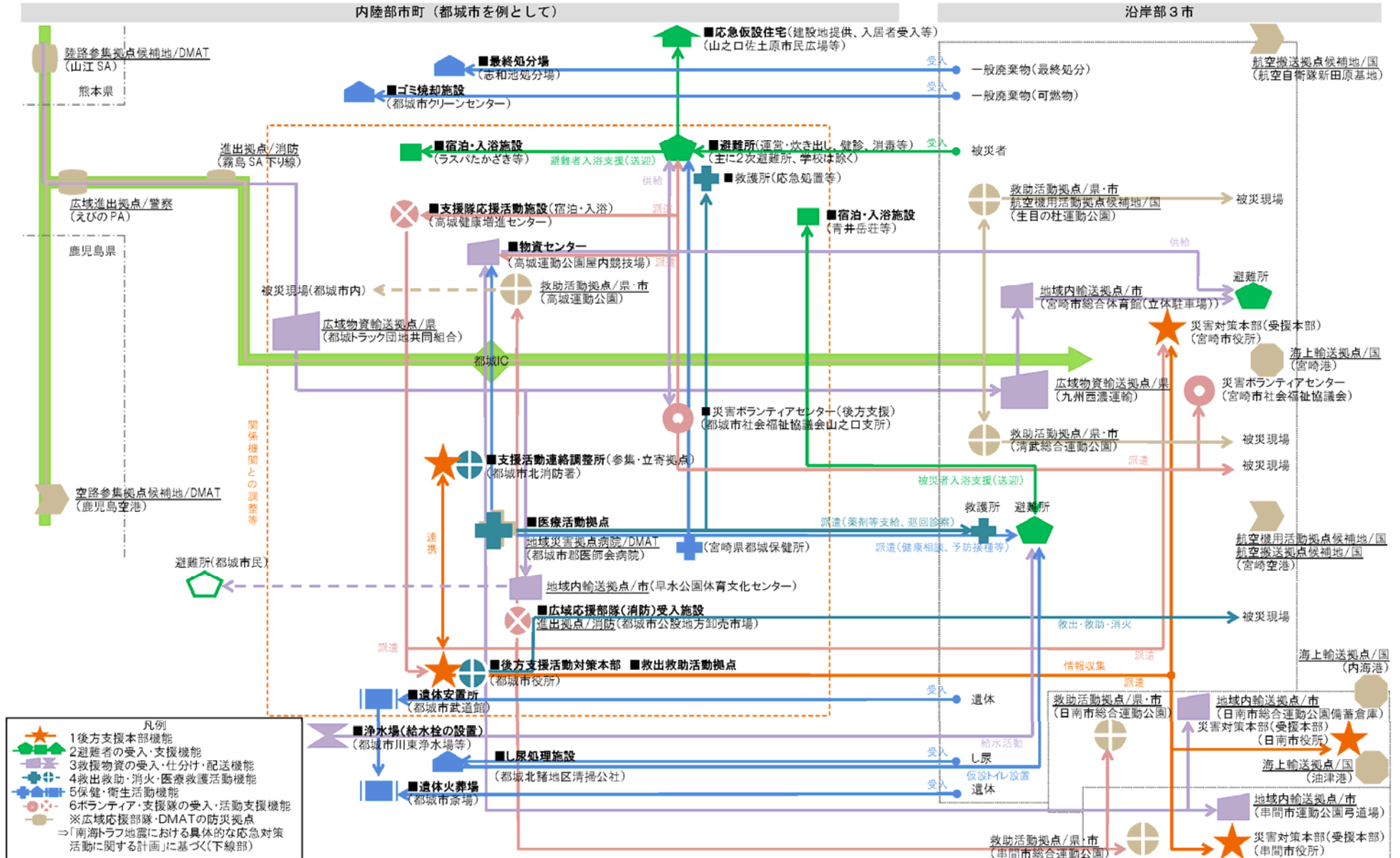
後方支援活動に必要なリソースを場所・施設、人、物に区分し、それぞれについて沿岸部3市の支援必要量、本市の支援可能量を算定した。

(2)後方支援活動の全体像

- ◆ 検討ステップに基づき検討した後方支援活動の全体像(Step1～Step3、Step5)は、次頁以降に示すとおりである。

■図表 4.4.1 後方支援活動の拠点候補施設及び活動内容の全体像

※付属資料-2参照(拡大版、機能別拡大・分割版)



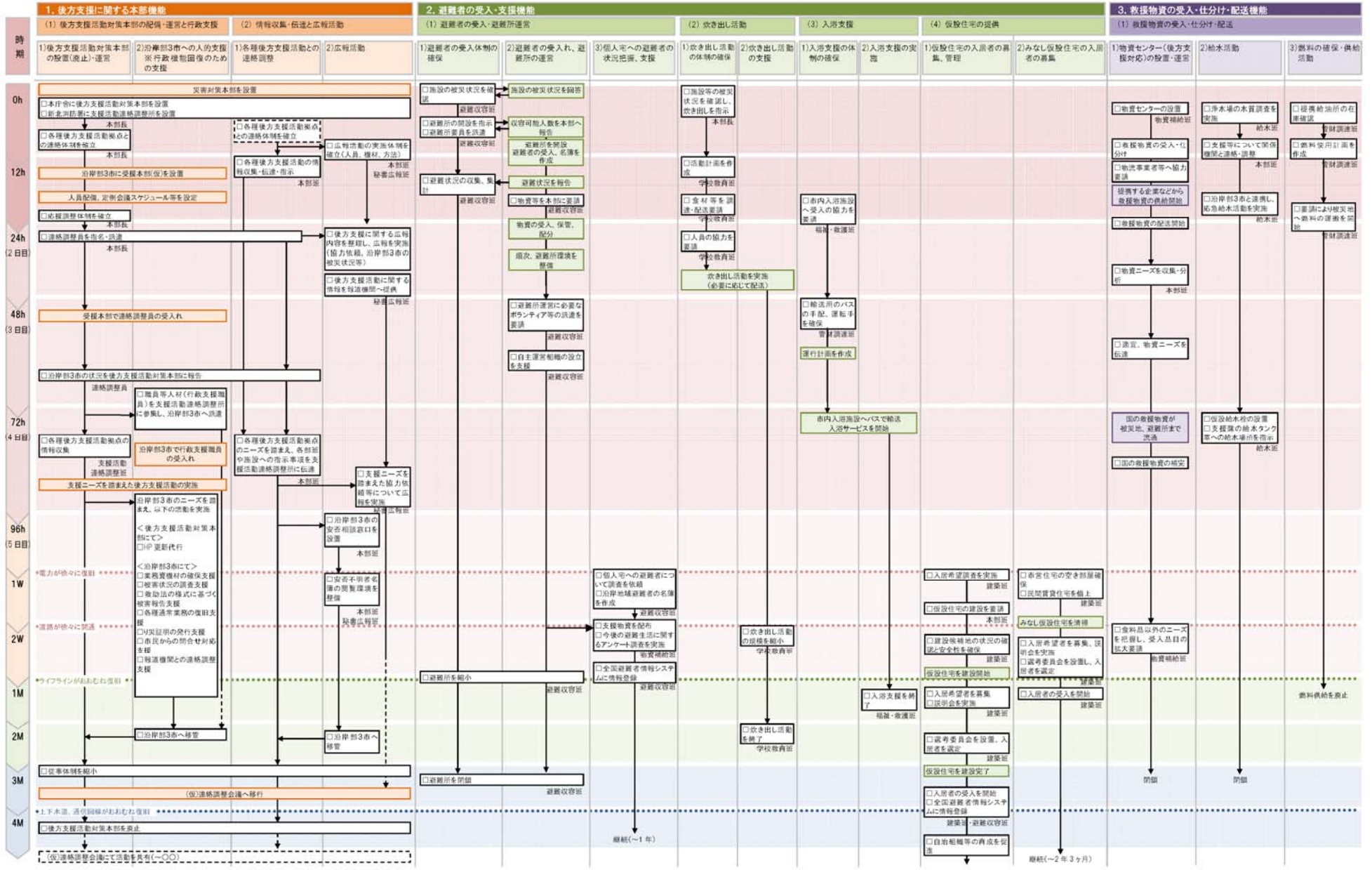
■図表 4.4.2 後方支援活動機能別の拠点候補施設及び関連計画における位置づけ

※付属資料-3参照(拡大版)

凡例	拠点候補施設	国	宮崎県	都城市	
		南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画	「南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく 宮崎県実施計画	地域防災計画	大規模災害時後方支援計画
1 後方支援本部機能					
	都城市役所	-	-	・災害対策本部	・後方支援活動対策本部 ※意思決定を行う本部機能
	都城市北消防署	-	-	・常備消防機関 ・消防対策部 北消防署班 ・大規模災害時の後方支援拠点	・支援活動連絡調整所 ※関係機関との連絡調整等を行う連絡調整機能
2 避難者の受入・支援機能					
	避難所	-	-	・避難所	・沿岸部3市の避難者受入れ ・炊き出し活動 ・入浴支援
	青井岳荘 ラス/たかさき かかしの里 やまだ温泉 かかしの里 ゆぽぽ	-	-	※青井岳荘は指定避難所(二次避難所)	・避難者に宿泊・入浴機能の提供 ※後方支援構想では温浴・宿泊施設として位置づけ
	高崎前田市民広場 高崎東霧島市民広場 高崎示野原市民広場	-	-	・応急仮設住宅建設候補地	・応急仮設住宅建設候補地
3 救援物資の受入・仕分け・配送機能					
	高城運動公園屋内競技場	-	-	-	・物資センター ※救援物資の受入・仕分けに関する活動拠点
	都城トラック団地協同組合	・広域物資輸送拠点	※国・具体計画を準用	※国・具体計画を準用	※国・具体計画を準用
	早水公園体育文化センター	-	・地域内輸送拠点 ※県・実施計画の表現は「早水公園体育館」	・指定避難所(一次避難所)	※県・実施計画を準用
	都城市川東浄水場 富浦原浄水場 一万城浄水場	-	-	・応急供給拠点 ・拠点給水の実施	・仮設給水栓の設置
4 救出救助・消火・医療救護活動機能					
	都城市郡医師会病院	・災害拠点病院 ・DMAT医療活動拠点	・地域災害拠点病院	・地域災害医療センター(地域災害拠点病院) ・市郡医師会現地派遣医療班(現地派遣医療班)を出動	※国・具体計画、県・実施計画を準用(医療救護活動施設)
5 保健・衛生活動機能					
	都城市武道館	-	-	・遺体安置所	・遺体安置受入れ
	都城市斎場	-	-	・火葬施設	・遺体の火葬受入れ
	宮崎県都城保健所	-	-	・畜獣等管理機関 ・食品衛生管理機関	・保健衛生対策及び防疫対策の活動拠点
	都城市クリーンセンター	-	-	・一般廃棄物処理施設 ・へい獣処理施設(愛護動物)	・一般廃棄物(可燃物)の受入れ
	志和池処分場	-	-	・災害廃棄物の二次仮置場 ・災害廃棄物(不燃物)の埋立処分	・一般廃棄物(最終処分)の受入れ
	都城市清浄館	-	-	・し尿処理施設	・し尿処理受入れ
	都城北諸県地区清掃公社	-	-	・し尿収集運搬許可業者	・し尿収集運搬
6 ボランティア・支援隊の受入・活動支援機能					
	都城市社会福祉協議会山之口支所	-	-	※都城市社会福祉協議会(本部)は災害救援ボランティアセンターを設置	・後方支援に係る災害ボランティアセンターの候補
	高城健康増進センター	-	-	-	・災害ボランティアに宿泊・入浴施設を提供 ・支援隊の支援活動拠点 ・支援隊に宿泊・入浴施設を提供
	都城市公設地方卸売市場	進出拠点(消防庁)	※国・具体計画を準用	※国・具体計画を準用	※国・具体計画を準用
	高城運動公園(屋内競技場を除く)	-	・救助活動拠点	・防災活動拠点 ・後方支援拠点 ※総合体育館:指定避難所(二次避難所)、備蓄倉庫、遺体安置所	-

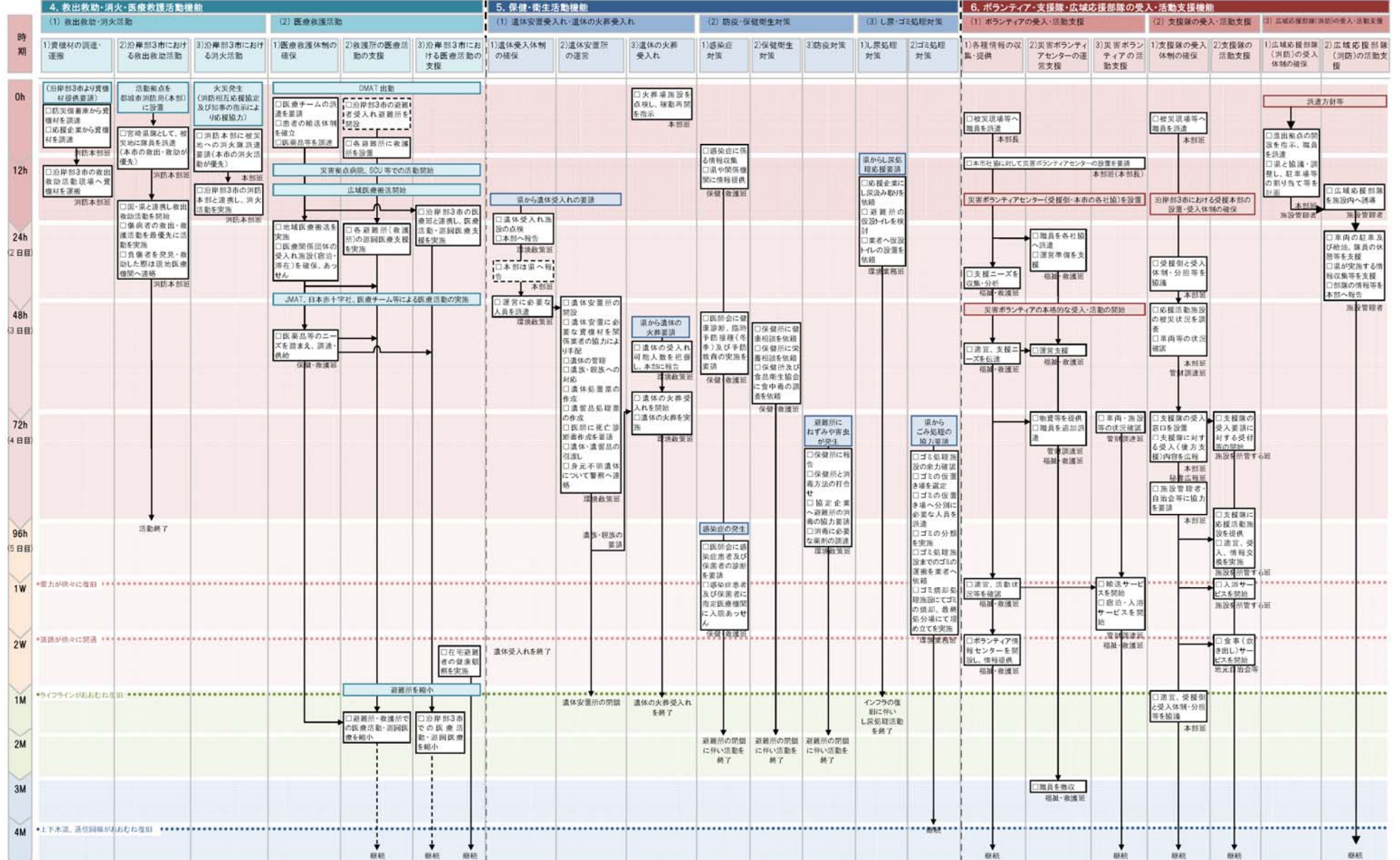
■ 図表 4.4.3(1) 後方支援活動の実施手順の全体像

※付属資料-4参照(拡大版)



■ 図表 4.4.3(2) 後方支援活動の実施手順の全体像

※付属資料-4参照(拡大版)



4.4.3 後方支援活動機能別の具体的内容

(1)機能別の基本的な考え方・活動拠点・活動事務

- ◆ 後方支援活動の基本的な考え方、活動拠点、活動事務を6つの機能別に整理すると、次に示すとおりである。

①後方支援に関する本部機能

1)後方支援活動対策本部の設置・運営と行政支援

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 後方支援活動対策本部の設置・運営と行政支援に係る活動は、後方支援活動のための要員等への指示や活動調整、沿岸部3市の行政機能回復のための人的支援を実施することを基本とする。
- 後方支援のための活動拠点は、市内災害対策や関係機関との連携・調整や立地特性等を考慮し、意思決定を行う本部機能は本庁舎(後方支援活動対策本部)、関係機関との連絡調整等を行う連絡調整機能は新北消防署(支援活動連絡調整所)に設置する。

- 沿岸部3市の応援受入れ体制については、地域防災計画に以下のとおり位置づけられている。
宮崎市:受援計画の策定を検討(未策定) 日南市:受援本部を設置
串間市:総合対策部に連絡窓口を設置
- また、県において沿岸部3市の後方支援拠点施設(救助活動拠点)は以下のとおり選定されている。
宮崎市:宮崎市生目の杜運動公園、宮崎市清武総合運動公園
日南市:日南総合運動公園 串間市:串間市総合運動公園
- 本市では、新北消防署において後方支援を目的とした被災地への職員早期派遣、災害活動の調整本部機能、各種後方支援拠点・地域災害医療拠点・民間施設等との共助・活動調整機能、平常時における防災センター機能を導入するなどの計画を進めている。

ii. 基本的な活動事務

- 後方支援活動対策本部の設置(廃止)・運営
 - ・後方支援活動をとりまとめる拠点(後方支援活動対策本部及び支援活動連絡調整所)を構築し、人員配備体制を確立
 - ・沿岸部3市の情報収集及び伝達を円滑に実施するための連絡調整員を派遣
 - ・連絡調整員を通じて沿岸部3市の被災地の状況やニーズを把握
- 沿岸部3市への人的支援
 - ・沿岸部3市の行政機能回復支援を目的とした行政支援職員を派遣

2)情報収集・伝達と広報活動

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 情報収集・伝達に係る活動は、連絡調整員による情報収集、情報等に基づく指示伝達及び連絡調整を実施するとともに、本市で受入れた避難者に沿岸部3市の情報等を広報することを基本とする。
- 情報収集・伝達と広報活動の活動拠点は、当該活動に係る意思決定や通常の活動は本庁舎(後方支援活動対策本部)とし、関係機関等との被災地情報の収集等は新北消防署(支援活動連絡調整所)とする。

- 沿岸部3市及び本市の地域防災計画では、各種通信手段の確保に努め、被害状況や応急対策の実施状況等の情報を自市災害対策本部に伝達することを定めている。
- また、広報活動については、広報体制を整備のうえ指定避難所の開設状況や災害時の心得等の啓発情報、インフラの復旧情報等を広報することを定めている。

- ▶ 東日本大震災では、遠野市が沿岸被災地の情報提供支援として以下を実施し、被災者への情報提供手段を増やすことにつなげている。
 - －沿岸自治体の情報を遠野市ホームページに掲載するなど、情報提供業務を代行
 - －沿岸自治体の災害対策本部が発行したチラシ等入手し、遠野市内の避難所に掲示
 - －沿岸被災者の安否相談窓口を設置し、情報収集と問合せへの回答

ii. 基本的な活動事務

- 各種後方支援活動との連絡調整
 - ・各種後方支援活動拠点との連絡体制を確立し、支援活動の実施状況やニーズについて情報収集・伝達を実施
 - ・各種後方支援活動拠点のニーズを踏まえ、各部班や民間施設への指示事項を伝達
- 広報活動
 - ・広報活動体制を確立し、後方支援活動に関する情報を住民に周知
 - ・各種後方支援活動の実施状況の記録体制を確立し、情報収集・記録活動を実施
 - ・沿岸部3市を対象とした安否相談窓口を設置、安否情報を集約し、閲覧環境を整備

②避難者の受入・支援機能

1)避難者の受入・避難所運営

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 避難者の受入に係る後方支援活動は、沿岸部3市の収容力の不足数である24,791人を収容するための避難所を確保することを基本とする。
- 避難者の受入施設となる避難所は、宮崎市及び日南市からのアクセス性を考慮し、本市の東部エリアまたは南部エリアから選定し、避難者数等の状況に応じて北部エリアや西部エリアから選定する。

- ▶ 沿岸部3市、本市、県の地域防災計画では、避難者の受入等について、避難元、避難先の市町村間で直接協議することを定めている。
- ▶ 一方、東日本大震災では、地震から約4時間後、遠野市では県からの避難者受入れ要請に対し、受入れ可能な避難所を回答し、避難者を受け入れている。
- ▶ 被災一週間後(ピーク時)における沿岸部3市の避難所への避難者数と収容力、本市における避難所への避難者数と収容力は次のとおり。

■図表 4.4.4 沿岸部3市の避難所避難者数と収容力

市町名	避難者数	収容力	不足数	備考
宮崎市	98,000	82,209	△15,791	不足
日南市	20,000	11,000	△9,000	不足
串間市	5,100	12,461	充足	
小計	123,100	105,670	△24,791	支援必要量

■図表 4.4.5 本市の避難所避難者数と収容力

市町名	避難者数	収容力			過不足	備考
		一次避難所	二次避難所	県立学校等		
都城市	10,000	13,994	29,339	3,510	36,843	支援可能量

- ▶ 受入施設の候補は次の要件・ポテンシャル等も踏まえリソース数量の算定のなかで検討する。

【機能要件】

- 沿岸部3市の避難者の受入れ・支援のためには、避難生活に必要なスペースや設備を備えたいわゆる避難所としての機能が求められる。
- 本市の避難者との空間的な混在をできるだけ避けることが望ましい。
- 立地条件的には、宮崎市からの九州縦貫自動車道宮崎線、国道 10 号及び国道 269 号からの受入れ、日南市・串間市からの国道 222 号～10 号(将来的には志布志道路)を経由した受入などアクセス性を考慮するとともに、避難所生活を支援するためには他の応援活動(ボランティア等による炊き出し支援、施設への送迎等の入浴支援等)等との連携も考慮することが望ましい。

【施設特性・分布特性】

- 本市の避難者のすべてを避難所に受入れたと仮定して、空きが生じることが予想される(混在せずに受け入れられることが可能な)避難所は、おおむね次のような立地特性を有している。
 - [都城IC周辺の高城地区、沖水地区、志和池地区、花木・富吉地区]
 - ⇒九州自動車道宮崎線を経由し受け入れる宮崎市からの避難者の受入れ先としてアクセス性に優れている。特に高城地区の避難所は、都城 IC に近く、アクセス性に優れている。
 - [都城市北西部の高崎町大牟田地区及び江平地区]
 - ⇒九州自動車道都城 IC と高原 IC の中間に位置し、周辺に入浴施設があるため、都城 IC 周辺の避難所に次ぐ宮崎市からの受入れ先となる。
 - [都城 IC 西部の山田町山田地区及び北東側の山之口町青井岳地区]
 - ⇒入浴施設の山田温泉交流センター、青井岳荘があり、避難所機能が充実している。ただし、都城 IC 周辺や都城市北西部に比べるとアクセス性に欠ける。
 - [都城市南部の中郷地区]
 - ⇒国道 222 号～10 号を経由し受け入れる日南市からの避難者の受入れ先としてアクセス性に優れている。

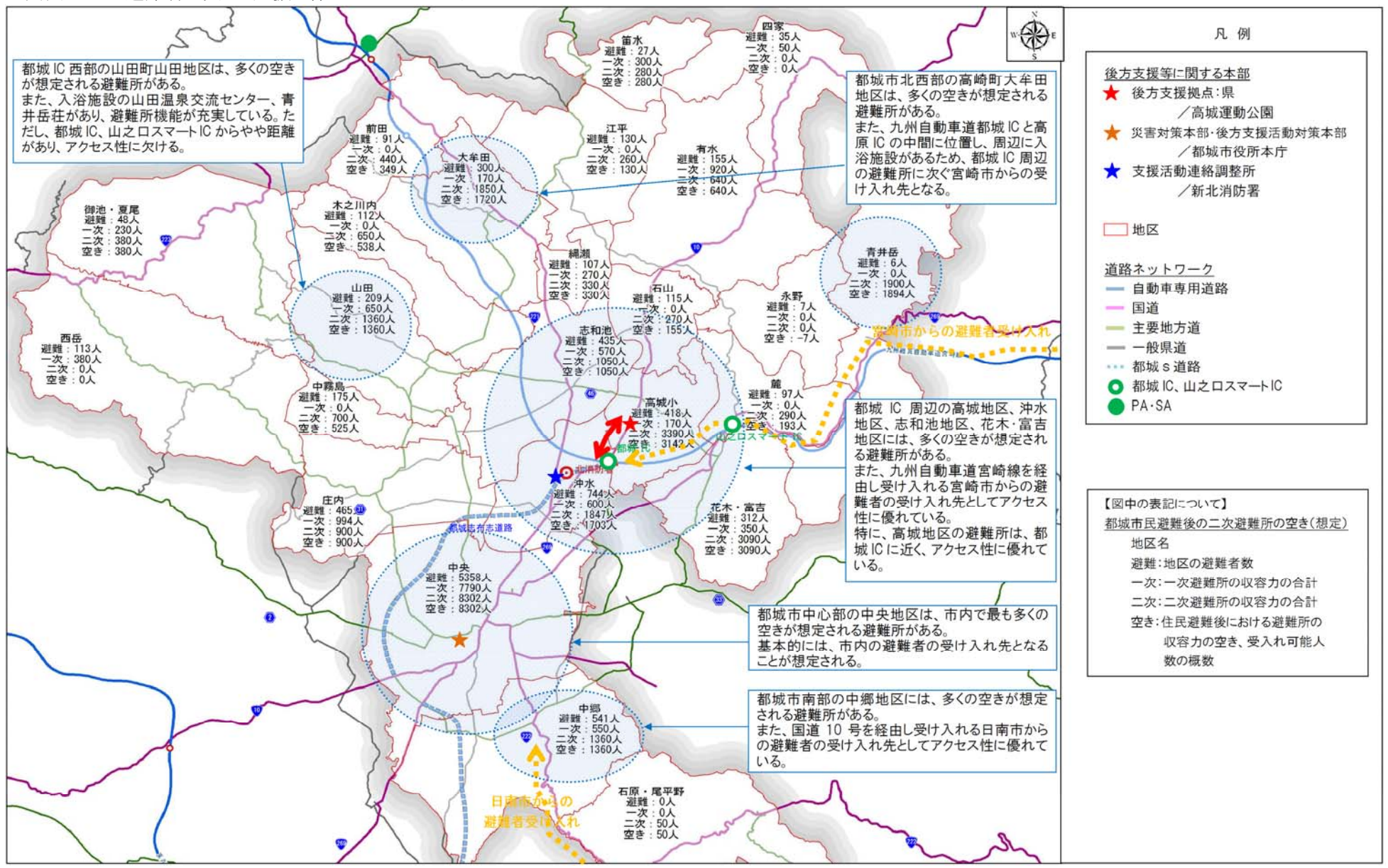
【活用ポテンシャル】

- 要件、特性等を考慮すると、都城 IC 周辺の高城地区、沖水地区、志和池地区、花木・富吉地区(東部エリア)、中郷地区(南部エリア)の二次避難所を優先的に活用することが考えられる。
- なお、中央地区については、宮崎市、日南市の避難所の収容不足に対応する支援は可能であるが、被災の程度によっては、避難所収容不足による本市の避難者の受入れも想定されるため、周辺市町との連携によりバックアップ施設を想定しておくことも重要である。

ii. 基本的な活動事務

- 避難者の受入体制の確保
 - ・受入予定施設の被災状況を確認し、安全性を確認できた施設から開設を指示
 - ・受入予定施設を避難所として開設し、収容可能な人数を本部へ報告
- 避難者の受入れ、避難所の運営
 - ・沿岸部3市の避難者を受入れ、避難者名簿を作成し、避難収容班に報告
 - ・避難所生活に必要な間仕切り用パーティション等を調達し、環境を整備
 - ・避難所に配送される物資等を受入、保管、配分
- 個人宅への避難者の状況把握、支援
 - ・指定避難所を通じ、個人宅への避難者に関する所在地等の調査を依頼
 - ・個人宅への避難者に支援物資を配布
 - ・個人宅への避難者に今後の避難生活に関するアンケート調査を実施

■ 図表 4.4.6 避難者の受入・支援に係る立地ポテンシャル



2)炊き出し活動

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 炊き出し活動に係る後方支援活動は、自治会、ボランティアや赤十字奉仕団による炊き出し活動を支援することを基本とする。
- 炊き出し活動の場所は、避難所に調理施設がある場合は当該避難所や公民館、調理施設がない場合は近隣の学校とすることが考えられる。

- ▶ 本市の地域防災計画では、自治公民館やボランティアの支援により炊き出しを実施するものとし、炊き出しはできるだけ避難所に近い学校や保育所等の調理施設を利用するほか、学校給食センター等を利用すると定めている。また、宮崎県エルピーガス協会都城支部と応援協定を締結している。
- ▶ 一方、東日本大震災では、遠野市の場合、自治会、ボランティア、赤十字奉仕団が自市の地区センター、市民センター等で炊き出しを実施している。
- ▶ 炊き出し活動や活動場所の考え方は上記のとおりであるが、活動場所の候補は次の要件・ポテンシャル等による。

【活用ポテンシャル】

- 炊き出し活動については、避難者に対して行うことが基本であり、原則、沿岸部3市の避難者を受け入れることになる避難所や公民館、調理施設がない場合は近隣の学校のグラウンドとすることが考えられる。

ii. 基本的な活動事務

- 炊き出し活動の体制の確保
 - ・あらかじめ定めた施設等の被災状況を確認し、学校教育班及び本部へ報告
 - ・炊き出し用具を確認し、食材等を調達・配送要請
 - ・炊き出しに必要な人員の協力を要請し、炊き出しスケジュール等の活動計画を作成
- 炊き出し活動の支援
 - ・活動計画に基づき炊き出し活動の支援(適宜、衛生管理)を実施
 - ・炊き出し品を配送

3)入浴支援

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 入浴支援に係る後方支援活動は、輸送支援のためのバスの手配を含めた入浴支援サービスを提供することを基本とする。
- 入浴を提供する施設は、県の緊急輸送道路や本市の防災道路からのアクセス性を考慮し、「かかしの里 やまだ温泉」、「かかしの里 ゆぼっぼ」、「青井岳荘」、「ラスパたかざき」とすることが考えられる。

- ▶ 県の地域防災計画では、市町村は移動入浴車の活用等により入浴の提供を行い、県は市町村からの要請があった場合は入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等へ協力を依頼すると定めている。
- ▶ 一方、東日本大震災では、遠野市は入浴施設の復旧作業を行い、当該施設へのバスによる送迎を含む入浴支援を実施している。
- ▶ 入浴支援サービスや活動場所の考え方は上記のとおりであるが、活動場所の候補は次の要件・ポテンシャル等による。

【機能要件】

- 避難者がいっせいに入浴することが可能であり、できるだけ避難所に近い位置にあることが望ましい。

【施設特性・分布特性】

- 後方支援構想では、温浴・宿泊施設として、「かかしの里 やまだ温泉」、「かかしの里 ゆぼっぼ」、「高城健康増進センター 観音さくらの里」、「青井岳荘」、「ラスパたかざき」を位置づけている。
- これらの公共施設は、避難者の受入可能性のある施設の位置する地区内に分布しており、避難者にとってアクセスしやすい場所にある。
- 本市には、他の入浴可能な公共施設も分布しているが、避難者の受入可能性のある施設からアクセス性に劣ることから、上記の5つの公共施設よりも立地条件面では劣るものと考えられる。

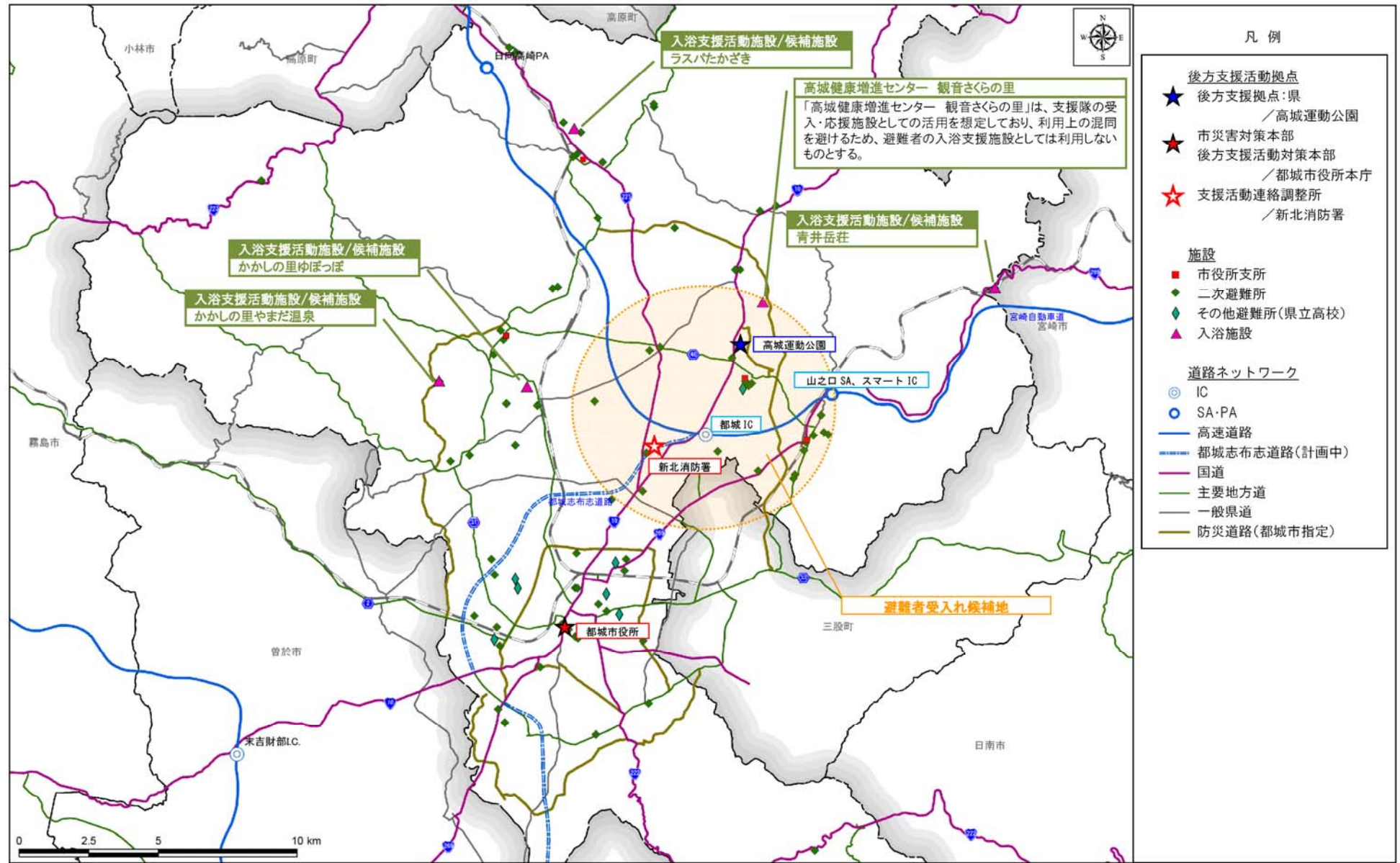
【活用ポテンシャル】

- 上記の要件、特性等を考慮すると、避難者の入浴支援については、都城市後方支援構想で位置づけた5箇所の公共施設を活用することが考えられるが、「高城健康増進センター 観音さくらの湯」は、支援隊との混同を避けるため、除くものとする。

ii. 基本的な活動事務

- 入浴支援の体制の確保
 - ・市内入浴施設に受け入れに関しての協力を要請
 - ・避難者を市内入浴施設に輸送するバスの手配、運転手を確保
- 入浴支援の実施
 - ・避難者を市内入浴施設にバスで輸送
 - ・避難者、ボランティア、支援隊の入浴施設への受入れ

■ 図表 4.4.7 入浴支援に係る立地ポテンシャル



4)仮設住宅の提供

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 仮設住宅の提供に係る後方支援活動は、沿岸部3市において仮設住宅地が不足する場合を念頭に仮設住宅の建設候補地を確保し、入居、管理に関する支援を行うことを基本とする。
- 仮設住宅の提供場所は、都城 IC への近接性から、高崎前田市民広場、高崎東霧島市民広場、高崎示野原市民広場とすることが考えられる。

- ▶ 本市、県の各地域防災計画では、仮設住宅の建設は知事が行い、仮設住宅への入居に関する事務は市町村が行うと定めている。また、市町村は、あらかじめ建設候補地を定めることとしている。ただし、これらは自市町の避難者の受け入れのための仮設住宅であり、他市町村からの受け入れは定めていない。
- ▶ 一方、東日本大震災では、遠野市は県に対して仮設住宅の建設を提案し、県より委任を受けて、仮設住宅の建設を実施している。
- ▶ 仮設住宅の提供や活動場所の考え方は上記のとおりであるが、活動拠点の候補は次の要件・ポテンシャル等による。

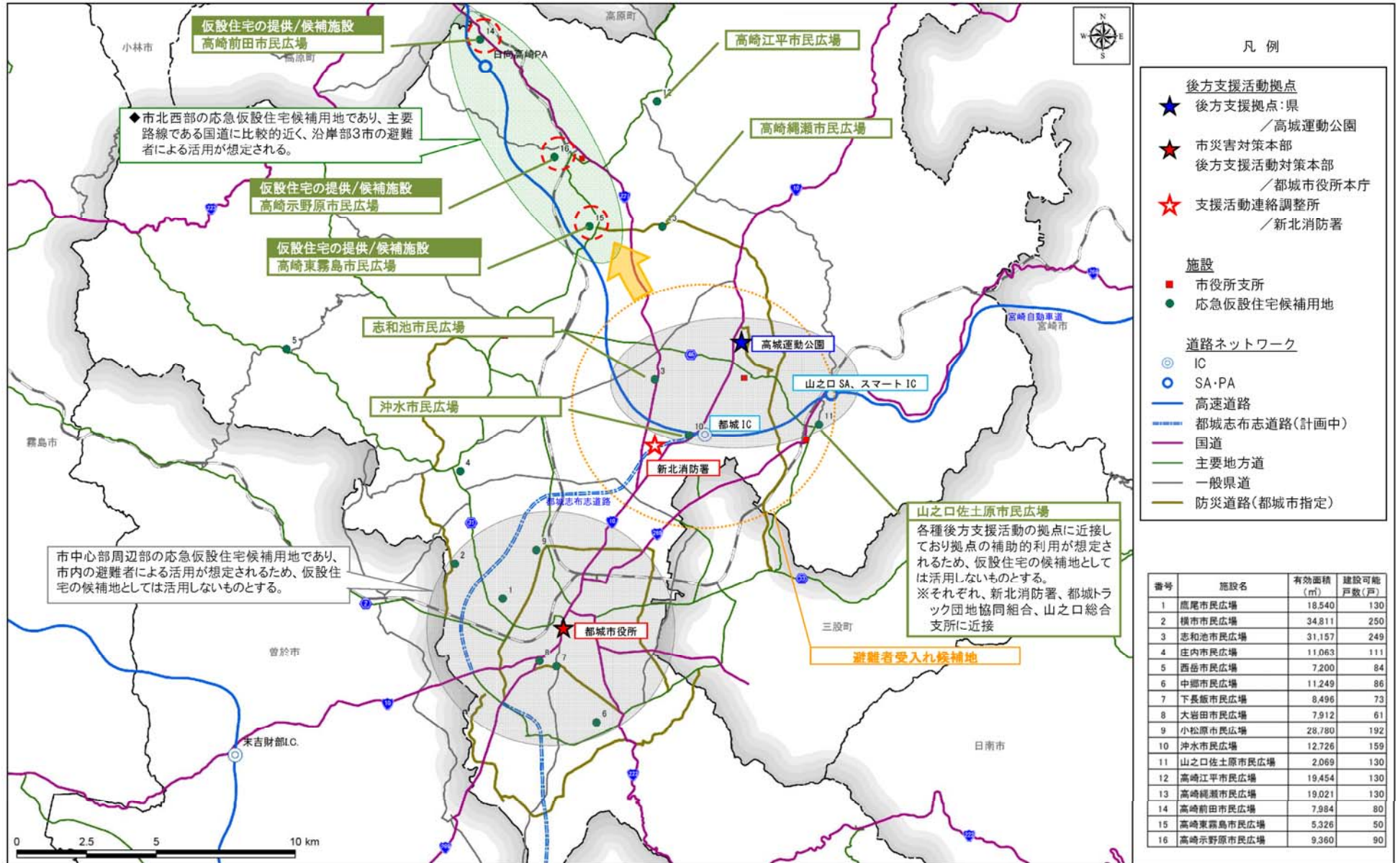
【活用ポテンシャル】

- 仮設住宅については、原則、本市があらかじめ設定している建設候補地から、余剰候補地を活用して提供することになる。
- 本市が設定している建設候補地は、おおむね都城 IC 周辺及び北西部に位置しており、入居希望者の居留意向等を考慮しながら、北西部に位置する建設候補地を選定することが考えられる。

ii. 基本的な活動事務

- 仮設住宅の入居者の募集、管理
 - ・仮設住宅への入居希望調査を実施し、必要な戸数を本部班に伝達
 - ・選考委員会を設置し、入居者を募集、選定
 - ・仮設住宅への入居者の受け入れを開始
 - ・地域社会づくりのための自治組織等の育成を促進
- みなし仮設住宅の入居者の募集
 - ・みなし仮設住宅として、市営住宅の空き部屋を確保、民間賃貸住宅を借上
 - ・選考委員会を設置し、入居者を募集、選定

■ 図表 4.4.8 仮設住宅に係る立地ポテンシャル



③救援物資の受入・仕分け・配送機能

1)救援物資の受入・仕分け・配送

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 救援物資の受入・仕分け・配送に係る後方支援活動は、国からの救援物資が流通するまで、国からの救援物資で不足している物資を沿岸部3市に供給するとともに、後方支援活動に関わる支援隊やボランティアに救援物資供給を支援することを基本とする。
- 救援物資の受入・仕分けに関する活動拠点は、物資の運搬や立地特性を考慮し、高城運動公園屋内競技場とすることが考えられる。

- ▶ 国・具体計画は、物資・燃料・給水の考え方について以下のとおり定めている。
 - －救援物資については、被災府県からの具体的な要請を待たないで、必要な物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送することを定めている(プッシュ型支援)。
 - －燃料については、石油業界における「系列 BCP」により、各社系列の石油供給網を早期復帰させることによる安定供給体制の構築を定め、被災都府県では区域内 SS 等との協力の下、ドラム缶等を利用した給油体制の構築を定めている。
 - －給水については、被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて応急給水を実施すると定めている。
- ▶ 県・実施計画では、国の支援が届くまでの物資の調達方法等を県内市町村間の支援で賄うこととしている。
- ▶ 救援物資の受入・仕分け・配送や活動拠点の考え方は上記のとおりであるが、活動拠点の候補は次の要件・ポテンシャル等による。

【機能要件】

- 国・具体計画では、県が設置する「広域物資輸送拠点」を経由して市町が設置する「地域内輸送拠点」から被災地へ物資等を供給することとしている。したがって、後方支援としては、これらの体制及び物資を補完することを念頭に施設等を選定することが求められる。
- 立地条件的には、県、市町が設置する各拠点との連携、沿岸部3市へのアクセス性を考慮する必要がある。

【施設特性・分布特性】

- 後方支援構想では、災害時の後方支援に対応する備蓄倉庫及び物資資材置き場として高城運動公園の屋内競技場、駐車場、弓道場を位置づけており、都城ICから車で約10分の好立地にある。
- この高城運動公園屋内競技場以外で受入が可能と考えられる施設としては、県立高城高等学校があり、都城IC周辺に立地している。
- なお、国・具体計画で位置づけられている広域物資輸送拠点は「都城トラック団地協同組合」、地域内輸送拠点は「早水公園(体育文化センター)」としている。

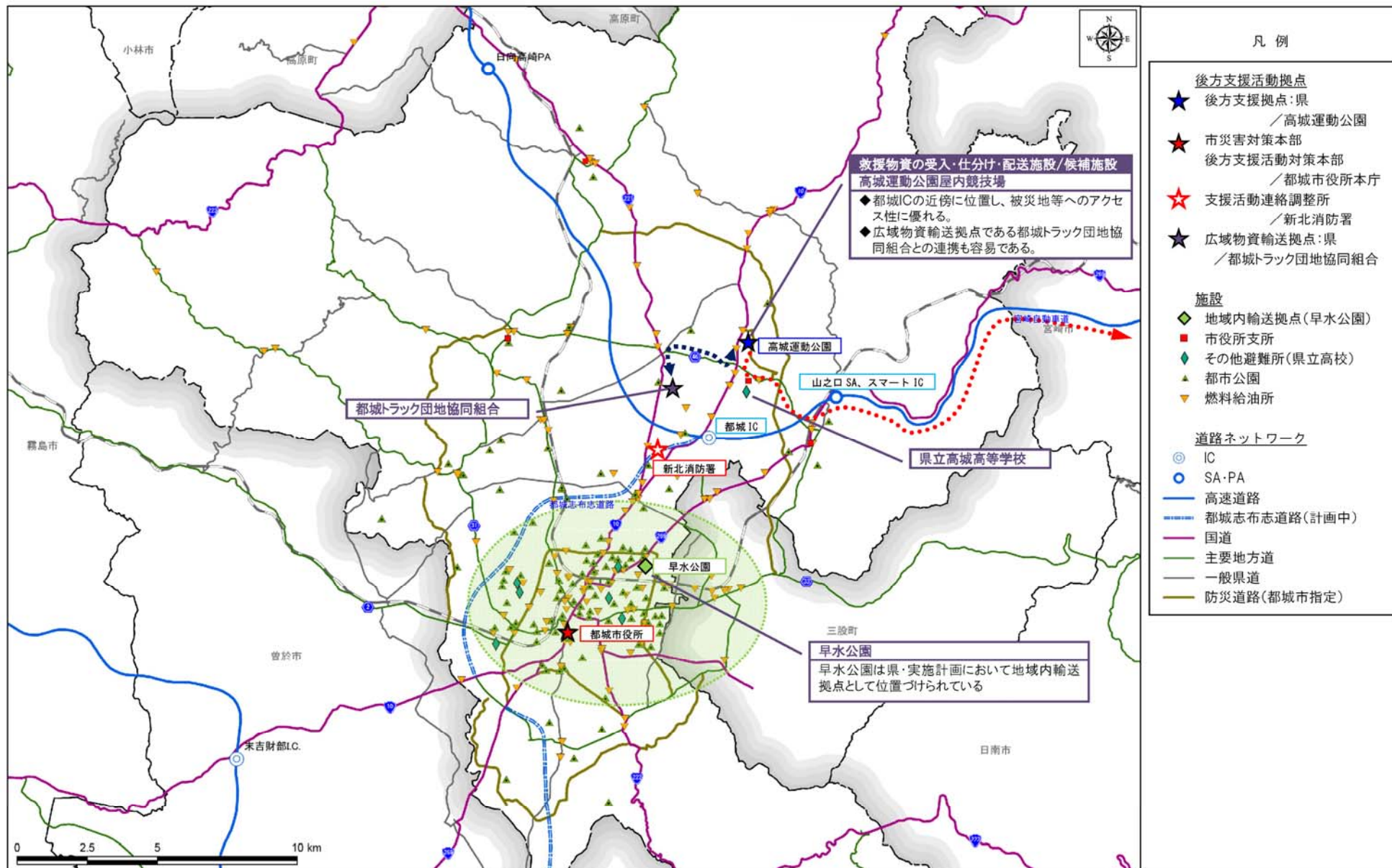
【活用ポテンシャル】

- 上記の要件、特性等を考慮すると、救援物資の受入・仕分け・配送機能については、広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点との分担や連携を図ることが可能な高城運動公園屋内競技場を受入施設として活用することが考えられる。
- なお、給水及び燃料については、既存の浄水場、燃料給油所を対象として、活用することが考えられる。

ii. 基本的な活動事務

- 物資センター(後方支援対応)の設置・運営
 - ・高城運動公園屋内競技場に物資センターを設置し、救援物資の受入・仕分けを実施
 - ・沿岸部3市の要請や避難者のニーズにあわせ、救援物資の配送を実施
 - ・国の救援物資が不足しているものについて、物資提供を実施
- 給水活動
 - ・浄水場等の水質調査を実施し、仮設給水栓を設置し、後方支援に関わる支援隊やボランティアへ給水ポイントを連絡
 - ・沿岸部3市と連携し、被災地において給水車両による応急給水活動を実施
- 燃料の確保・供給活動
 - ・市内の提携給油所に在庫状況を確認し、後方支援活動に関わる燃料使用計画を作成
 - ・後方支援活動に関わる支援隊やボランティアへ燃料供給を実施

■ 図表 4.4.9 救援物資の受入・仕分け配送に係る立地ポテンシャル



④救出救助・消火・医療救護活動機能

1)救出救助・消火活動

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 救出救助活動に係る後方支援活動は、宮崎県緊急消防援助隊応援等実施計画に準じ、消防局職員は宮崎県隊として活動することとする。また、本市独自の活動として、沿岸部3市より救出救助に必要な資機材の提供要請があれば、沿岸部3市の災害対策本部へ資機材の輸送を行うことを基本とする。
- 消火活動に係る後方支援活動は、宮崎県消防相互応援協定及び知事の指示があった場合に、消防隊の派遣を行うことを基本とする。
- ただし、救出救助・消火活動は本市の活動を優先事項とし、余力を後方支援活動へ充てるものとする。
- 救出救助・消火活動の活動拠点は、代表消防機関代行に位置づけられ、かつ消防隊が待機している都城市消防局(本部)とし、資機材等の提供の調整及び他部隊等との連絡調整は、支援活動連絡調整所として位置づける新北消防署を活用することが考えられる。

- 沿岸部3市及び本市の地域防災計画では、救出救助活動について、近隣市町村や都道府県、警察、自衛隊に対し応援を要請し、連携しながら3日間(必要に応じて延長)の救出救助活動に当たること、消火活動では、宮崎県消防相互応援協定及び知事の指示により、緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援することを定めている。
- 国・具体計画では、沿岸域における被災者の救命救助について、海上保安庁の船艇、航空機を全国から動員し、関係機関と連携しながら、初動期においては人命救助(火災・危険物等流出事故への対応を含む)を最優先して対応することとしている。

ii. 基本的な活動事務

- 資機材の調達・運搬
 - ・救出救助活動に必要な資機材を防災備蓄庫や協定締結企業から調達
 - ・保有車両を使用し、沿岸部3市へ資機材を運搬
- 沿岸部3市における救出救助活動
 - ・宮崎県隊として、国と連携して救出救助活動を実施
 - ・現場の医療機関、警察、その他関係者と連絡を密に実施し、負傷者を発見・救助した場合は現地の医療機関へ連絡
- 沿岸部3市における消火活動
 - ・宮崎県消防相互応援協定及び知事の指示により、緊急消防援助隊として消防隊を被災地に派遣
 - ・沿岸部3市の消防活動を応援
 - ・避難誘導を実施するとともに、避難場所や避難道路を確保・支援

2)医療救護活動

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 医療・救護活動に係る後方支援活動は、派遣した医療関係団体との密接な連携体制により、沿岸部3市の避難者の救護を実施することを基本とする。
- 医療・救護活動の活動場所は、基本的には避難所や救護所(本市及び沿岸部3市)となるが、後方医療施設としては医療関係団体との連携や立地特性を考慮し、都城市郡医師会病院とすることが考えられる。また、医療関係者の宿泊施設として、都城市郡医師会病院の近傍に位置する地場産業振興センター等の公共的施設の協力を得て宿泊スペースを提供することが考えられる。

- 沿岸部3市及び本市の地域防災計画では、県、赤十字、医師会等医療関係団体への医療救護班の派遣要請、連携による医療活動、避難所等公共施設への救護所の設置、医薬品等の供給、搬送体制の確保、宮崎県総合医療機能情報システム(みやざき医療ナビ)等を活用した医療情報の確保、巡回医療の実施等を定めている。
- また、東日本大震災では、遠野市内の避難所に対して遠野市医師会、保健師等による巡回訪問が避難所閉鎖まで継続して実施されている。加えて、岩手医科大学医療チームや日本赤十字社による医師団のベースキャンプとして、遠野市より公共施設のあっせんと布団の提供等が実施されている。
- 医療・救護活動や活動拠点の考え方は上記のとおりであるが、活動拠点の候補は次の要件・ポテンシャル等による。なお、宿泊施設として提供することが考えられる地場産業振興センター等の宿泊利用可能人数が不足する場合は、近隣の民間宿泊施設等との協定締結による提供も考慮する。

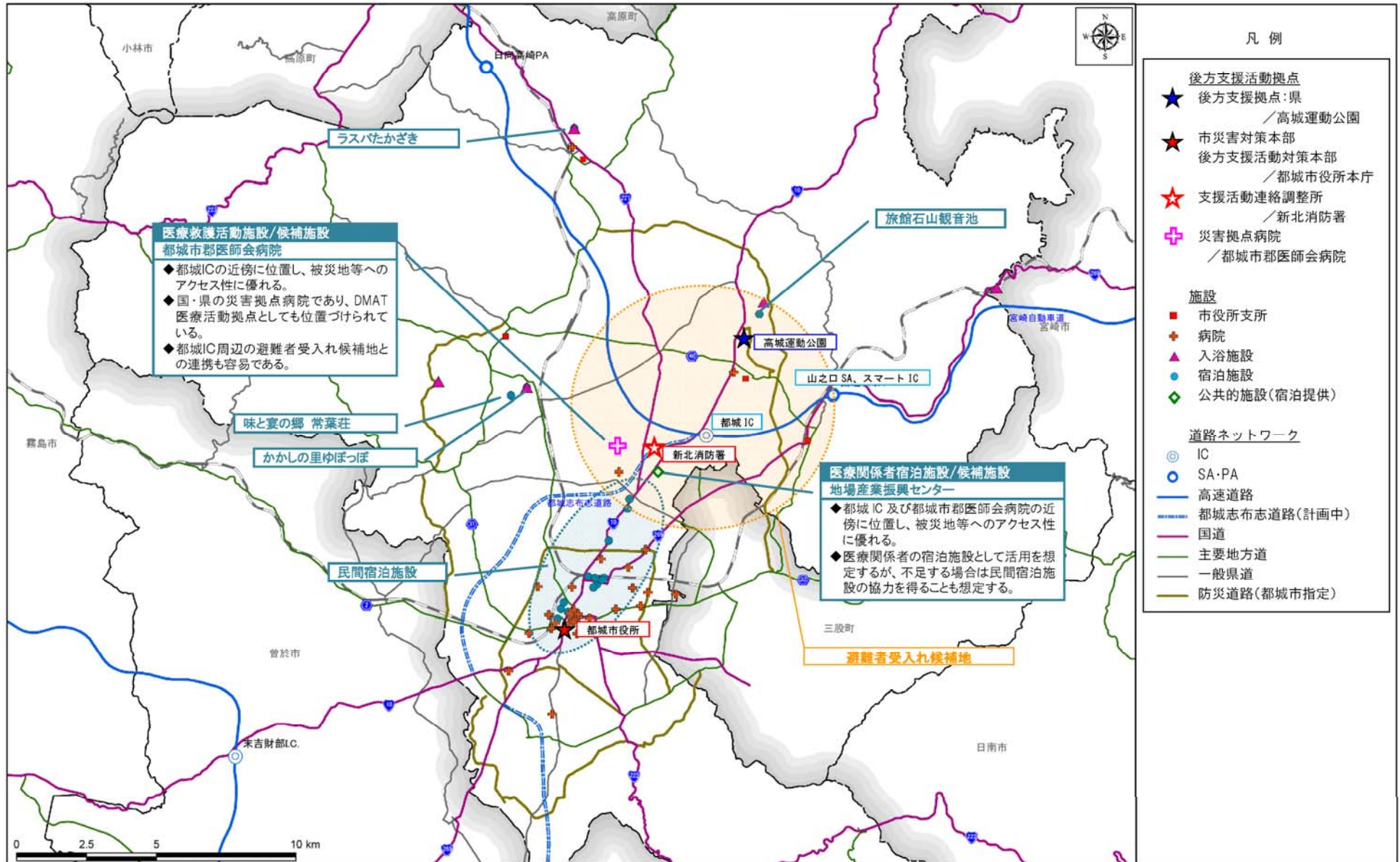
【活用ポテンシャル】

- 都城市郡医師会病院は、平成27年4月に“北消防署”移転予定先の近くに移転しており、都城市後方支援拠点都市構想で位置づけられた健康医療ゾーン内に、移転整備された“都城緊急医療センター”及び“都城健康サービスセンター”とともに災害医療の拠点として位置づけられている。
- また、県の「地域災害拠点病院」に、国の計画では「域内災害拠点病院」及び「DMAT医療活動拠点」にも位置づけられている。

ii. 基本的な活動事務

- 医療救護体制の確保
 - ・医療関係団体との連携を効果的に実施する連絡調整拠点を構築し、関連企業等から輸送手段や医薬品等を調達・供給する体制を確立
 - ・派遣された医療関係団体の受入れ施設(宿泊・滞在拠点)を確保
- 救護所の医療活動の支援
 - ・沿岸部3市の避難者を受入れている各避難施設に救護所を設置し、医師会や保健師等の巡回医療を支援(巡回ルート構築、移動手段の提供、優先訪問箇所の確認・伝達等)
- 沿岸部3市における医療活動の支援
 - ・沿岸部3市の医療活動ニーズを把握し、医療チームの派遣や医薬品等の供給を実施

■ 図表 4.4.10 医療救護活動に係る立地ポテンシャル



⑤保健・衛生活動機能

1)遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れ

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れに係る後方支援活動は、沿岸部3市において遺体安置所が不足した場合に遺体の受入れを実施し、火葬受入れは沿岸部3市の死者数が火葬場の処理能力を上回る場合に市町村防災相互応援協定に基づき実施する。
- 遺体を受け入れる安置所は、火葬場との距離や遺体確認のために訪れる親族等の交通の利便性を考慮し、都城市武道館とすることが考えられる。火葬場については本市内に1箇所しかないため、遺体火葬受入れは都城市斎場とすることが考えられる。

- 沿岸部3市、本市の地域防災計画では、自市が被災した場合等は遺体安置所を開設し、遺体の管理を実施することを定めている。
- 県の地域防災計画では、遺体の確認・埋葬の実施については、被災市自らが遺体安置所を設置し、遺体の確認・検案・管理・埋葬を行うこと、遺体安置については収容能力以上の被害が発生した場合に県が協力することが定められている。また、火葬については、当該市町村の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請するよう定めている。
- 東日本大震災では、県から遠野市に対して遺体安置受入れの準備要請があったが、実際には遺体の搬送は実施されていない。これは、被災地から遠方へ遺体を搬送した場合、身元確認が困難となることが想定されたためである。
- 遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れや活動拠点の考え方は上記のとおりであるが、活動拠点の候補は次の要件・ポテンシャル等による。

【機能要件】

- 沿岸部3市の遺体安置の受入・支援のためには、遺体安置に必要なスペースを備えた施設・機能が必要であり、かつ周辺居住者等に対する十分な配慮が求められる。
- 立地条件的には、火葬場までの輸送距離や遺体確認に訪れる親族等の交通のアクセス性を考慮することが望ましい。

【施設特性・分布特性】

- 本市の地域防災計画では、遺体安置所として、「都城市武道館」、「山之口武道館」、「高城運動公園屋内競技場」、「山田町柔剣道場」、「大牟田地区体育館」の5箇所の公共施設を位置づけている。
- 遺体安置場所の収容不足に対応する支援は可能であるが、被災の程度によっては、本市の遺体安置収容量が不足することも考えられるため、県との連携によりバックアップ施設を想定しておくことも重要である。
- 遺体の火葬受け入れについても、処理対応能力不足が考えられるため、市町村防災相互応援協定に基づき、内陸部市町との連携による補完施設を想定しておくことも重要である。

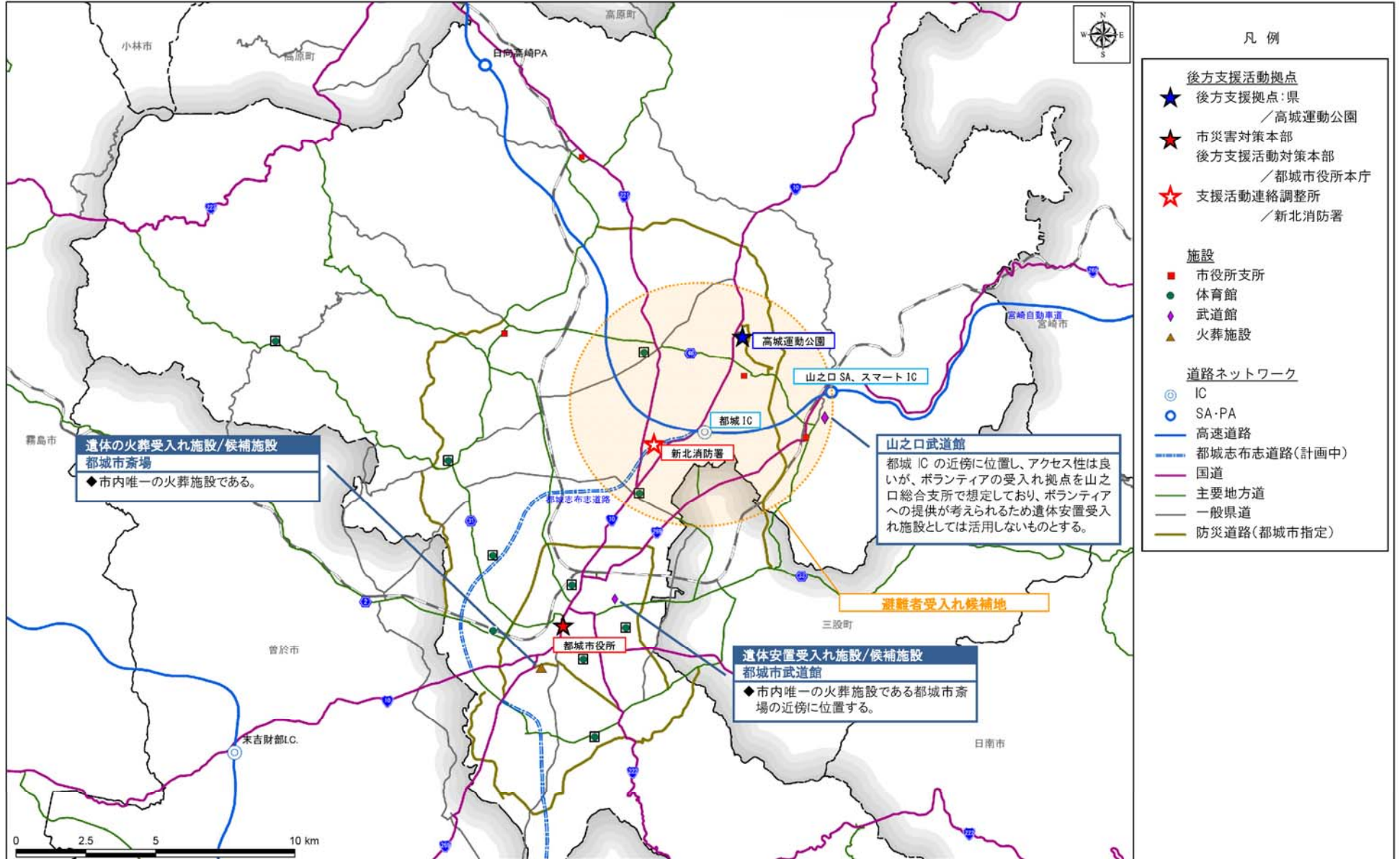
【活用ポテンシャル】

- 上記の要件、特性等を考慮すると、遺体安置所については、都城市斎場の近傍に位置する“都城市武道館”を活用することが考えられる。なお、山之口武道館は、都城 IC の近傍に位置しておりアクセス性は良いが、ボランティアの受入れ拠点を山之口総合支所で想定しており、当該施設はボランティアへの提供も考えられるため遺体安置受入施設としては活用しないものとする。
- 遺体の火葬受入れについては、本市内唯一の火葬施設である都城市斎場を活用することが考えられる。

ii. 基本的な活動事務

- 遺体受入体制の確保
 - ・県からの要請を受け、受入予定施設の被災状況を確認し、遺体安置所の開設を指示
 - ・遺体安置所を開設し、受入可能人数を本部へ報告のうえ、運営に必要な人員を派遣
- 遺体安置所の運営
 - ・遺体安置所を開設し、遺体管理に必要な資機材を関係業者の協力を得て手配
 - ・遺体処置票・遺留品処理票の作成及び遺族等への対応
 - ・死体検案書の作成を医師に要請し、身元確認が終わった遺体について埋火葬許可証を発行し本部へ報告
 - ・身元判明遺体を、遺留品とともに遺族又は親族に引き渡し(警察の指示による)
- 遺体の火葬受入れ
 - ・県からの要請を受け、火葬場の稼動状況を確認し、火葬受入可能人数を本部に報告
 - ・沿岸部3市の遺体について、火葬受入れを実施
 - ・身元判明遺体について、遺族又は親族の要請に基づき火葬受入れを実施

■ 図表 4.4.11 遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れに係る立地ポテンシャル



2)防疫・保健衛生対策

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 防疫・保健衛生に係る後方支援活動は、沿岸部3市に対して「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき消毒その他の措置等を支援するとともに、物資センターにおいて食品の衛生管理を実施することを基本とする。
- 防疫・保健衛生対策の活動場所は、各対策ともに避難所や救護所(本市及び沿岸部3市)となり、食品衛生管理や消毒については物資センターとなる。
- 各対策の活動拠点としては、感染症対策、保健衛生対策及び防疫対策については都城保健所(保健師、栄養士等)とすることが考えられる。

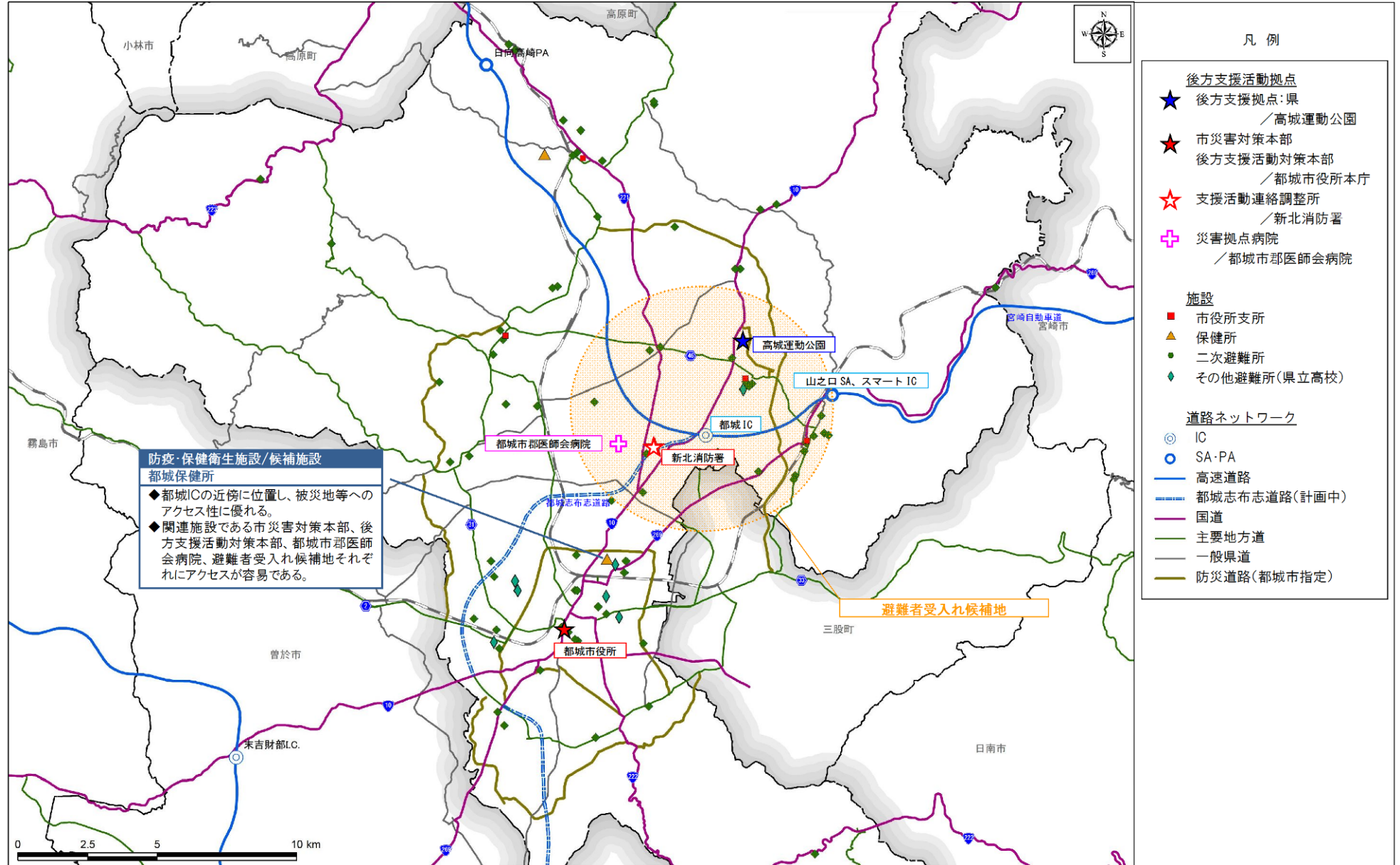
- 県、沿岸部3市、本市の地域防災計画では、自市が被災した場合等は感染症及び食中毒の発生・蔓延の未然防止を目的とし、防疫対策を実施することを定めている。特に多数の避難者が収容されている避難所では感染症が発生すれば多くの避難者が感染する危険性があるため、防疫対策には迅速な対応が必要である。
- 阪神・淡路大震災では、大量の避難所生活者のし尿処理をはじめ、ライフラインの寸断により手洗いができなくなるなど最悪の衛生状況となり、また、冬期でありインフルエンザの蔓延や赤痢等の伝染病の発生が懸念されたため、防疫活動が緊急課題となった。
- 防疫・保健衛生対策の活動場所や活動拠点の考え方は上記のとおりであるが、本市としての活動の際は、後方支援対策本部及び支援活動連絡調整所を通じて各活動の主体である都城市郡医師会病院や宮崎県保健所、あるいは受入れを予定する避難所と連絡・調整等が必要となる。
- なお、沿岸部3市での活動も想定されるため、医師会、保健所等のほかにも、感染症指定医療機関、食品衛生協会、消毒に係る協定団体等との連携も考慮しておくものとする。

ii. 基本的な活動事務

- 感染症対策
 - ・沿岸部3市の被災地、避難所における感染症の発生状況等の情報を収集し、県や関係機関に情報提供
 - ・本市避難所において、インフルエンザや赤痢等の予防措置のため、健康診断及び臨時予防接種を医師会に要請
 - ・感染症患者又は保菌者の診断を医師会に要請し、指定医療機関への入院をあっせん
- 保健衛生対策
 - ・本市避難所において、保健師による健康相談、栄養士による栄養相談を保健所に依頼
 - ・本市避難所及び物資センターにおいて、食品衛生管理の調査を保健所及び食品衛生協会に依頼
- 防疫対策
 - ・本市避難所及び物資センターにおいて、ねずみや害虫の発生状況を保健所に報告し、消毒方法等を協議
 - ・対象施設の消毒を協定企業に要請
 - ・必要に応じて薬剤を保健所、医薬分業支援センター、医薬品メーカー及び卸売業者から調達

※上記の「避難所」は、沿岸部3市から避難者を受入れた本市の避難所のこと。

■ 図表 4.4.12 防疫・保健衛生対策に係る立地ポテンシャル



3)し尿・ゴミ処理対策

i. 基本的な考え方及び活動拠点

○し尿・ゴミ処理対策に係る後方支援活動は、沿岸部3市において下水道管路が被災、停電により浄化槽が停止した場合に、し尿の収集・運搬、処理活動を支援すること、緊急性の高いごみ処理を支援することを基本とする。

○し尿・ゴミ処理対策の活動拠点は、立地特性から一般廃棄物(可燃物)の受け入れは都城市クリーンセンター、一般廃棄物(最終処分)の受け入れは志和池処分場、し尿処理受け入れは都城市清浄館、し尿収集運搬は都城北諸地区清掃公社を活用することが考えられる。

➤ 県の地域防災計画では、災害による大量の廃棄物(ゴミ・し尿等)やがれきの発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすため、し尿、ゴミ、がれき処理等は迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図ることを定めている。

➤ 沿岸部3市、本市の地域防災計画では、し尿処理対策については下水道管路の被災によりし尿の排送ができない場合に汲み取りによるし尿の収集・運搬、処理を行うこと、ゴミ処理対策については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理することを定めている。

➤ し尿・ゴミ処理対策や活動拠点の考え方は上記のとおりであるが、活動拠点の候補は次の要件・ポテンシャル等による。

【施設特性・分布特性】

○し尿・ゴミ処理については、特定の施設となるが、都城 IC 北西部に一般廃棄物(可燃物)の受け入れ先として、都城市クリーンセンター、都城市リサイクルプラザがあり、また、都城 IC 北西部に最終処分場として志和池処分場がある。市南西部には、都城 IC 北西部には唯一のし尿処理施設である都城市清浄館が立地している。

○し尿・ゴミ処理については、被災の程度によって処理対応能力不足が考えられるため、市町村防災相互応援協定に基づき、内陸部市町との連携による補完施設を想定しておくことも重要である。

【活用ポテンシャル】

○立地条件及び処理能力を考慮すると、一般廃棄物(可燃物)の受け入れは都城市クリーンセンター、一般廃棄物(最終処分場)の受け入れは志和池処分場、し尿処理受け入れは都城市清浄館、し尿収集運搬は都城北諸地区清掃公社を活用することが考えられる。

○また、受け入れた廃棄物の仮置き場は、被害の大きい宮崎市から九州自動車道宮崎線を経由して受け入れることを考慮し、都城 IC 周辺の公園のグラウンド、空き地等を活用することが考えられる。

ii. 基本的な活動事務

○し尿処理対策

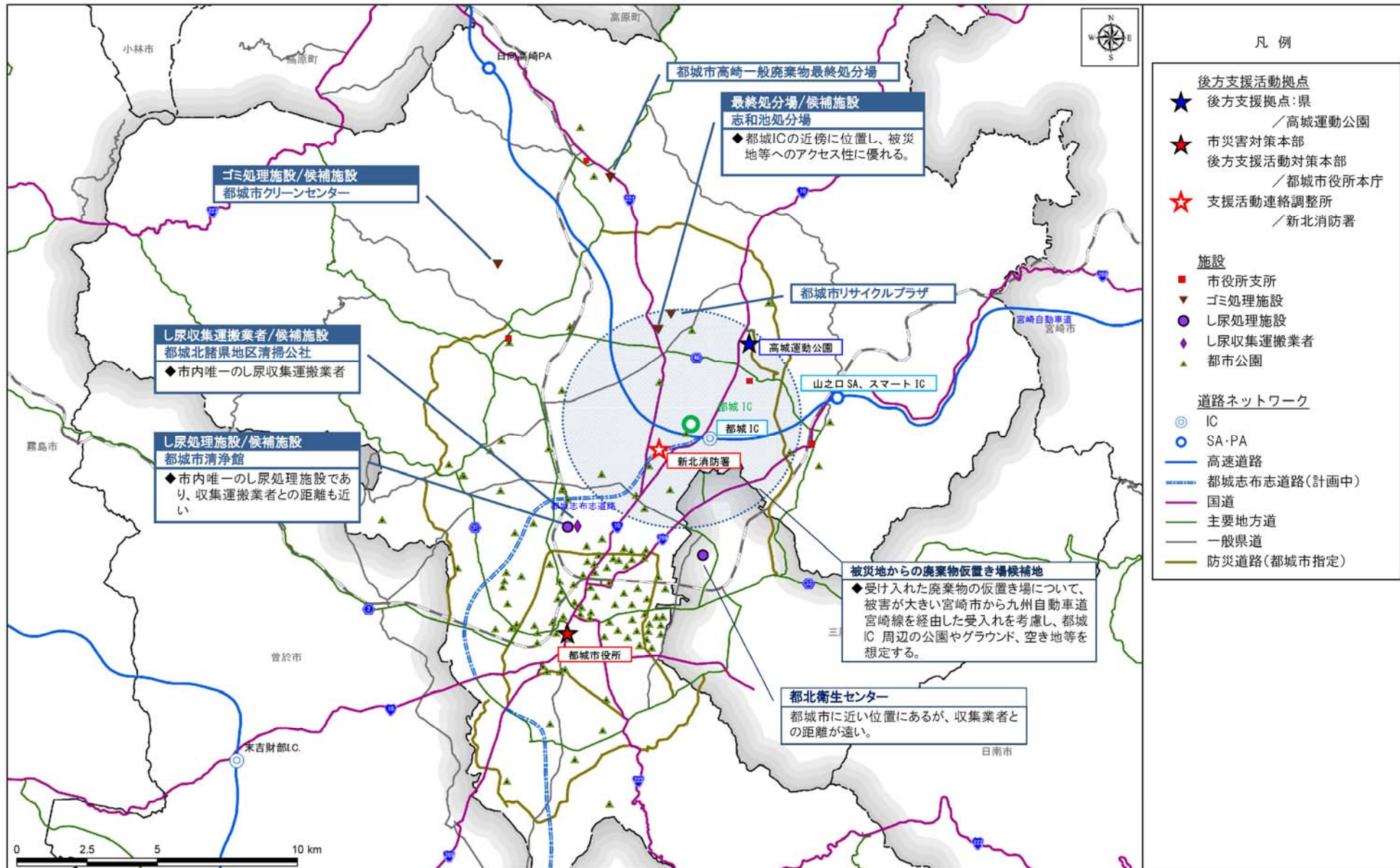
- ・県の要請を受け、応急汲み取りを応援協定企業に依頼
- ・水洗トイレが使用できない避難所に対し、仮設トイレの設置を検討
- ・本市内及び市内近郊のリース会社に仮設トイレの設置を要請

○ゴミ処理対策

- ・県または沿岸部3市の要請を受け、ゴミ処理施設の処理能力の余力を確認し、本部へ報告
- ・受け入れた廃棄物を仮置き場で分別区分
- ・仮置き場で分別したゴミのゴミ処理施設までの運搬作業を市内産業廃棄物収集運搬業者に依頼
- ・ゴミの焼却をゴミ焼却処理施設で、埋め立てを最終処分場で実施

※上記の「避難所」は、沿岸部3市から避難者を受け入れた本市の避難所のこと。

■ 図表 4.4.13 し尿・ゴミ処理対策に係る立地ポテンシャル



⑥ ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能

1) ボランティアの受入・活動支援

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 災害ボランティアの受入・活動支援に係る後方支援活動は、各社協等のリソースでは不足することも想定される情報、人員、物資、輸送・宿泊サービスの各方面から災害ボランティアセンターの運営を支援することを基本とする。
 - ボランティアの受入等に関する活動拠点は、都城市社会福祉協議会・本所との役割分担や立地特性を考慮し、都城市社会福祉協議会・山之口支所(山之口ふれあいの館)とすることが考えられる。
- 災害ボランティアの受入等については、沿岸部3市、本市、県の地域防災計画では、市または県社会福祉協議会が設置・運営する「災害ボランティアセンター」(実際の名称はそれぞれ異なる)により実施することを定めている。
 - また、県社会福祉協議会が策定した災害対策基本方針では、市町村社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉施設等が連携・協力し、かつそれらを県社協が支援し、災害ボランティアセンターを設置・運営することを定めている。
 - 都城市災害救援ボランティアセンター設置運営マニュアル(平成24年10月/都城市社会福祉協議会)では、後方支援に係る災害ボランティアの取り扱いは特に記載されていない。
 - 災害ボランティアの受入・活動支援や活動拠点の考え方は上記のとおりであるが、活動拠点の候補は次の要件・ポテンシャル等による。

【機能要件】

- 本市内の被災者の支援のための災害ボランティアセンターが設置されるのと同様、都城市社会福祉協議会において後方支援に係る災害ボランティアセンターを設置し、活動を行うことが想定されるため、受付・派遣等の事務は協議会施設が基本となる。
- 広域から参集する災害ボランティアのアクセス、被災地への派遣等を考慮すると、他の活動と同様に高速道路ICやSA・PA周辺に位置することが望ましいと考えられる。また、災害ボランティアに対して入浴や宿泊の支援を行うため、当該施設との連携も考慮しておく必要がある。
- なお、前記のマニュアルでは、災害ボランティアセンターの設置場所について、災害による損傷や二次被害の恐れが少ない施設の中から市災害対策本部と協議のうえ決定するとしており、選定基準や設置候補施設(都城市社会福祉協議会本所・支所)を定めている。

【施設特性・分布特性】

- 都城市社会福祉協議会の本所・支所の位置をみると、本所については市役所に位置し、支所については山之口支所が九州自動車道都城ICまたは山之口SAの近傍に位置している。
- 災害ボランティアに提供する入浴・宿泊施設については、前述した5つの公共施設が候補となるが、おおむね各支所施設に近接して位置している。

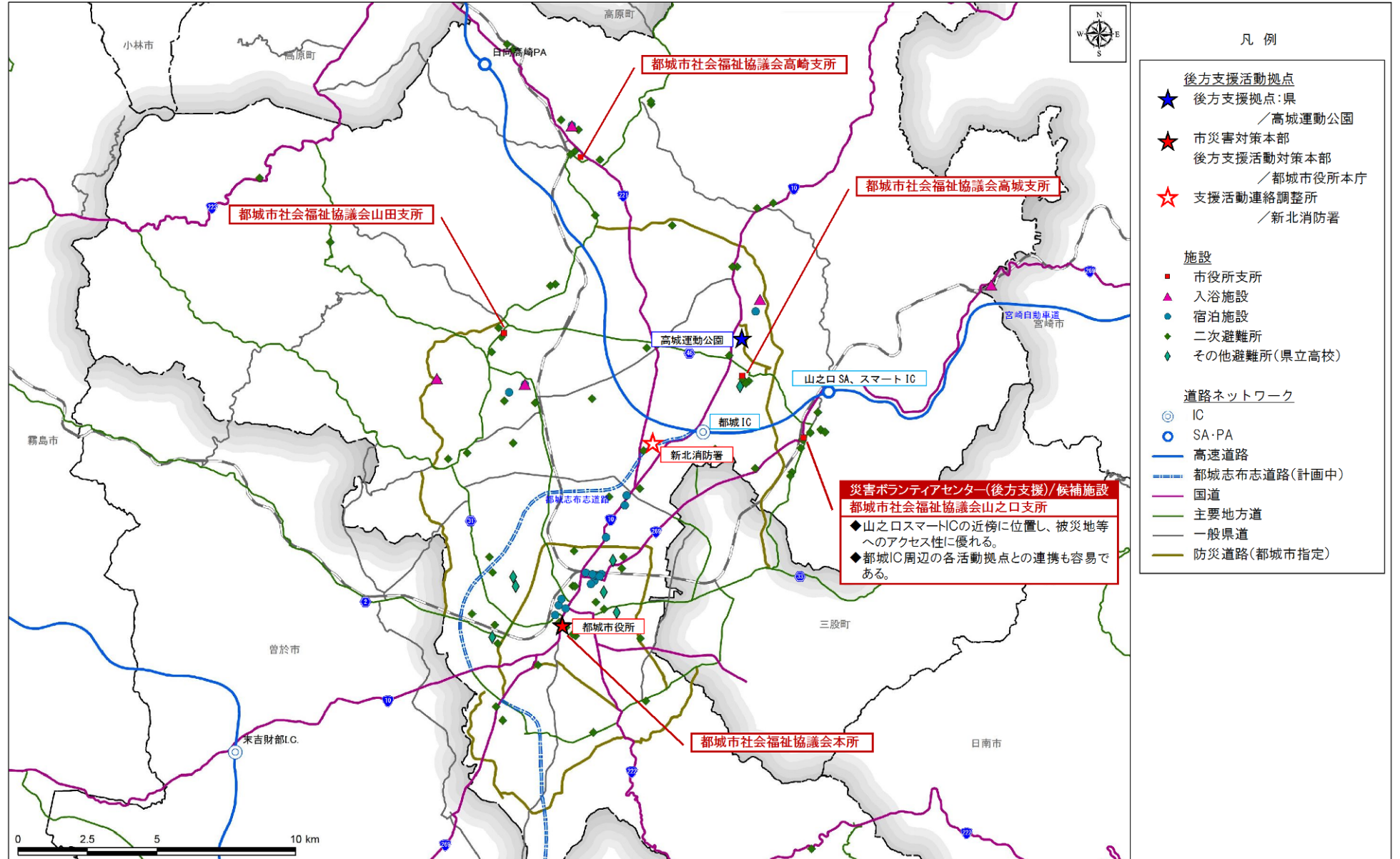
【活用ポテンシャル】

- 上記の要件、特性等を考慮すると、後方支援に係る災害ボランティアセンターについては、都城市内を対象とした災害ボランティアとの受付時の交錯をさけること等も念頭におき、アクセス性に優れた都城市社会福祉協議会山之口支所を候補とすることが考えられる。
- なお、災害ボランティアに提供する宿泊・入浴施設は、必要な場合は高城健康増進センター内の各施設、観音さくらの里温泉をあっせん・提供することを想定する。

ii. 基本的な活動事務

- 各種情報の収集・提供
 - ・沿岸部3市の災害対策本部・災害ボランティアセンター等の被災現場へ出向き情報を収集
 - ・収集した情報を都城市災害ボランティアセンターへ伝達
 - ・高速道路 SA 等において受入状況、活動内容等を災害ボランティアに提供
- 災害ボランティアセンターの運営支援(職員派遣、物資提供)
 - ・本市職員を災害ボランティアセンター(本市後方支援対応)に派遣し、運営を支援
 - ・各種備蓄物資、支援物資等を災害ボランティアセンターに提供
- 災害ボランティアの活動支援(輸送支援、宿泊場所提供)
 - ・災害ボランティアセンターと被災現場等とを連絡する輸送サービスを実施
 - ・災害ボランティアに対して宿泊(入浴)サービスを実施

■ 図表 4.4.14 ボランティアの受入・活動支援に係る立地ポテンシャル



2)支援隊の受入・活動支援

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 支援隊の受入・活動支援に係る後方支援活動は、全国から参集する支援隊に対して、沿岸部3市では不足することが懸念される応援活動施設(事務、宿泊)や被災地情報等を提供し、その活動を支援することを基本とする。
 - 支援隊に提供する応援活動施設は、参集や沿岸部3市へのアクセスの容易性、関係機関との連絡調整機能を担う新北消防署との連携を考慮し、高城健康増進センター観音さくらの里とすることが考えられる。
- ▶ 支援隊とは、被災地の復旧・復興支援のために全国から参集する自治体、企業、各種団体等の総称と定義する(個人ボランティア、広域応援部隊(自衛隊、警察、消防、DMAT)は除く)。
 - ▶ 沿岸部3市、本市の地域防災計画では、自市が被災した場合等において支援隊等の人的応援や物的応援をはじめ、応援活動拠点施設・スペースの提供、応援人員の宿泊場所のあっせんなど受入体制を確保することを定めている。
 - ▶ 一方、東日本大震災では、被災地において宿泊場所を確保できない等の事情から、遠野市を被災地への応援活動拠点とした支援隊も多い。しかし、県を含む現行の各地域防災計画では、“全国から参集する支援隊に対して、被災した自治体への応援活動拠点等を提供する”といった後方支援体制を確保することは位置づけられていない。
 - ▶ 支援隊の受入・活動支援や活動拠点の考え方は上記のとおりであるが、活動拠点の候補は次の要件・ポテンシャル等による。

【機能要件】

- 支援隊の受入・活動支援は、事務スペースの提供に加え、宿泊や入浴といった活動に伴う付帯的なサービスを提供することになるため、いわゆる研修や宴会場等の多目的スペースや入浴施設を備えた宿泊施設が適している。
- また、広域からアクセス、被災地への移動等を考慮すると、ボランティアの支援と同様に高速道路ICやSA・PA周辺に位置することも考慮することが望ましい。

【施設特性・分布特性】

- 後方支援構想では、宿泊・入浴施設として、前述した5箇所の公共施設を位置づけている。
- これら公共施設のうち高城健康増進センター(観音さくらの里)は、上記の機能のみならず規模の面でも満足していると考えられ、また、都城ICにも近く、参集や被災地へのアクセス等の面でも優れている。
- 市内には、他の宿泊・入浴可能な公共施設も分布しているが、上記の5つの公共施設よりも立地条件面では劣るものと考えられる。

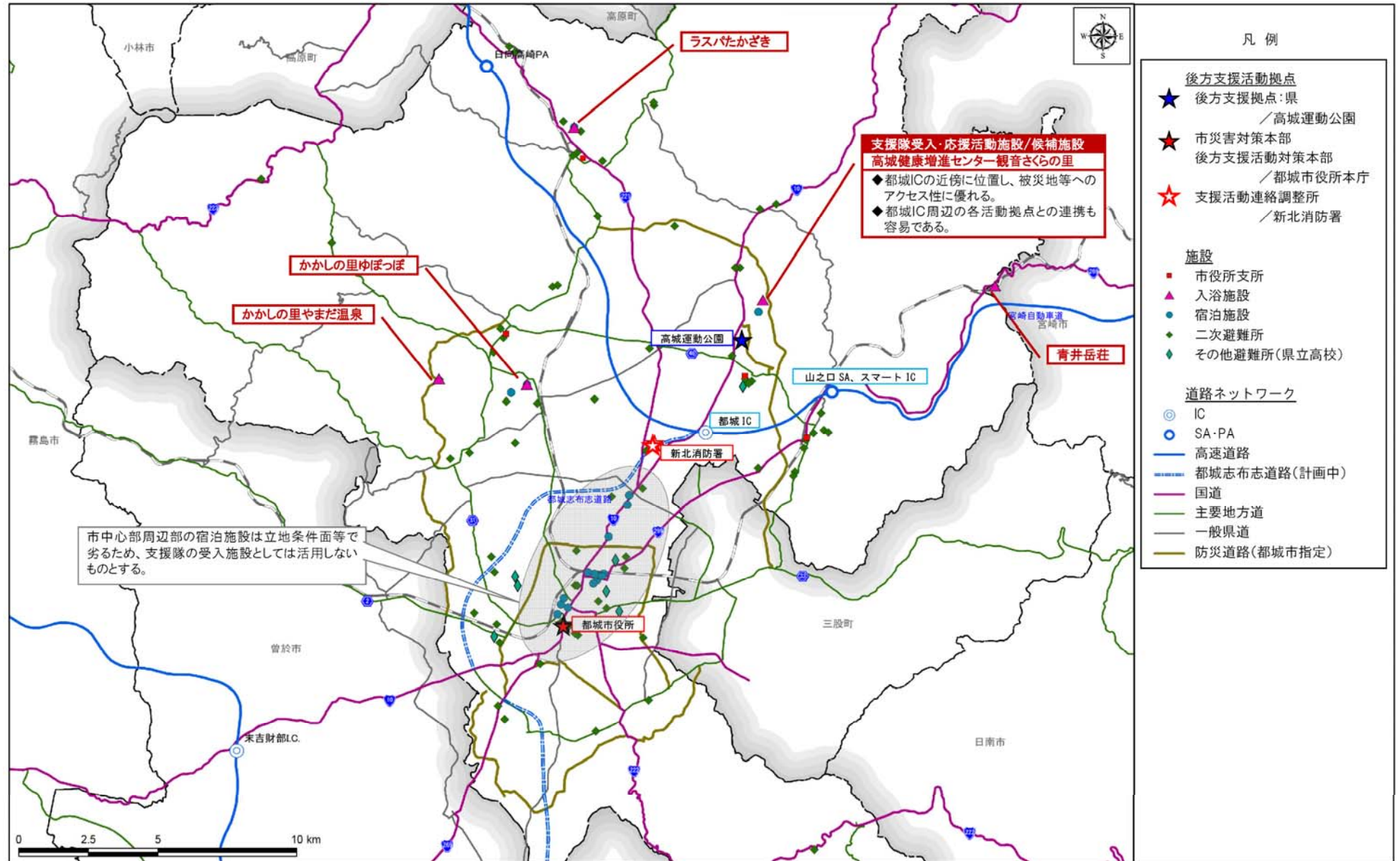
【活用ポテンシャル】

- 上記の要件、特性等を考慮すると、支援隊の受入・活動支援については、他の活動施設候補との連携等も考慮し、高城健康増進センター(観音さくらの里)を主たる支援活動拠点とすることが考えられる。
- なお、支援隊に提供する宿泊・入浴施設は、高城健康増進センター内の各施設、観音さくらの里温泉を提供することを想定する。

ii. 基本的な活動事務

- 支援隊の受入体制の確保
 - ・沿岸部3市の災害対策本部と協議・調整し、支援隊に対する受入(後方支援)内容を広報
 - ・応援活動施設の被災状況を調査し、施設管理者や自治会に受入協力を要請
- 支援隊の活動支援
 - ・支援隊に対して応援活動施設(事務、宿泊に係るスペース・資機材等)を提供
 - ・沿岸部3市の被災状況、応援活動内容等に関する情報交換を実施
 - ・支援隊に対して食事・入浴サービスを実施

■ 図表 4.4.15 支援隊の受入・活動支援に係る立地ポテンシャル



3) 広域応援部隊(消防)の受入・活動支援

i. 基本的な考え方及び活動拠点

- 広域応援部隊の受入・活動支援に係る後方支援活動は、全国から参集する広域応援部隊(消防)に対して、移動目標である進出拠点において駐車場、給油、休憩場所等を提供し、その活動を支援することを基本とする。
- 広域応援部隊(消防)の受入施設は、国・具体計画で進出拠点として定められている都城市公設地方卸売市場とする。

- ▶ 広域応援部隊とは、国がプッシュ型で投入する全国からの「警察災害派遣隊」、「緊急消防援助隊」、「自衛隊災害派遣部隊」のことをいう。
- ▶ 県・実施計画では、広域応援部隊への支援について、次のとおり定めている。

■図表 4.4.16 県・実施計画における広域応援部隊への支援の考え方

支援の主体	支援の考え方(抜粋)
県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ○県災害対策本部は、「広域応援部隊の活動地域の想定」を基本に、収集した被災状況や広域応援部隊の派遣規模も踏まえ、部隊の活動地域を調整する。 ○県災害対策本部は、広域進出拠点及び進出拠点に拠点对応要員を派遣し、これらの拠点の被災状況を把握するとともに、政府現地対策本部に対して、その被災状況を報告する。 ○県災害対策本部は、広域応援部隊の活動に必要な情報(被害状況、緊急輸送地域ルート等の確保状況、航空機用救助活動拠点及び海上輸送拠点の利用可否情報等)を政府現地対策本部に提供する。
拠点对応要員	○広域進出拠点及び進出拠点に派遣されている県の拠点对応要員は、県災害対策本部から指示された救助活動拠点までのルート、部隊の活動地域を広域応援部隊に伝達する。
施設管理者	○広域進出拠点及び進出拠点の施設管理者は、広域応援部隊による車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の支援に特段の配慮を行う。

■図表 4.4.17 宮崎県南部地域における広域進出拠点及び進出拠点

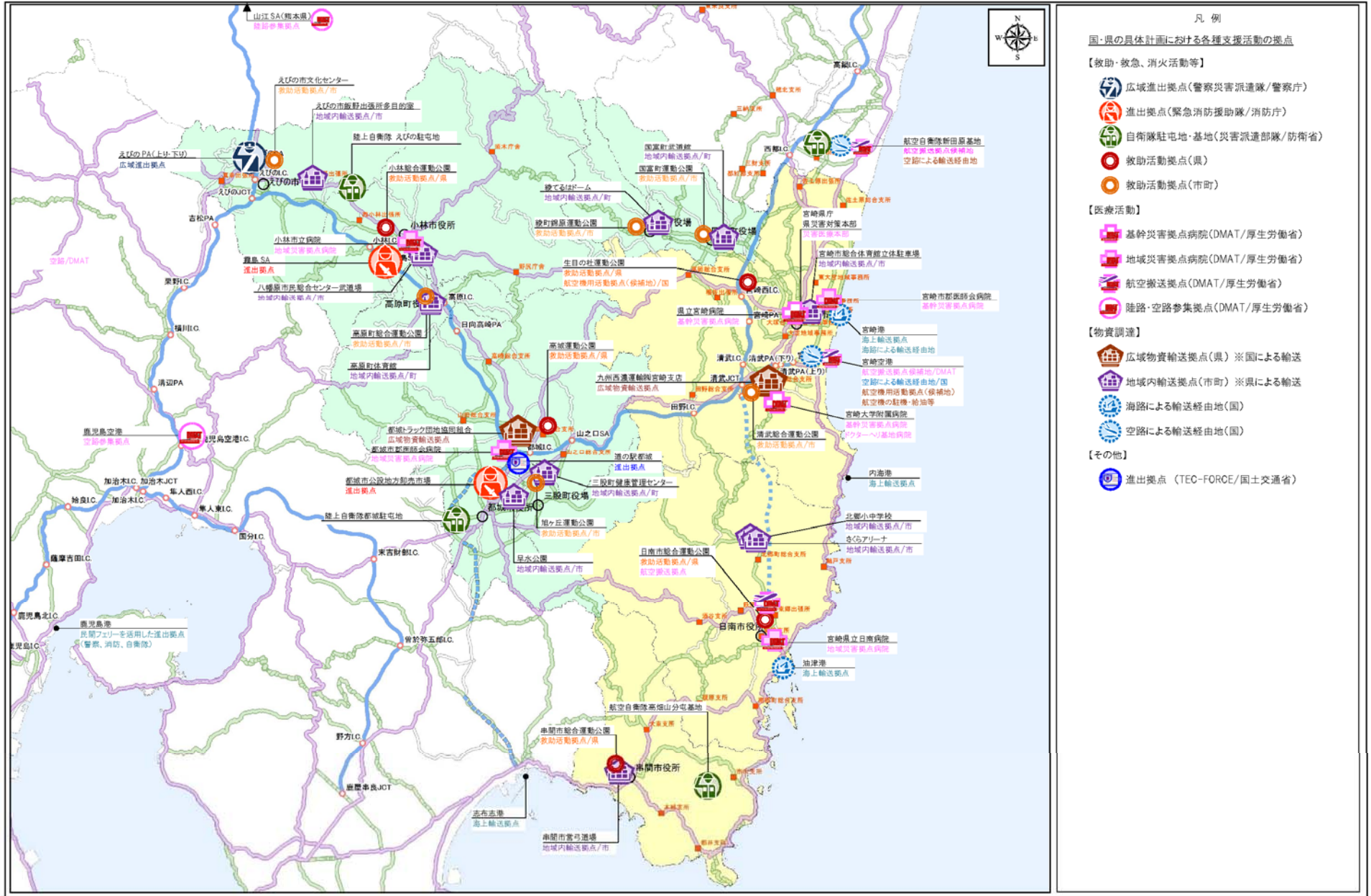
施設名称	施設管理者	所在地	アクセス	警察庁	消防庁
都城市公設地方卸売市場	都城市	都城市	国道10号		○
霧島SA(下り線)	NEXCO西日本	小林市	宮崎自動車道		○
えびのPA(上り線)	NEXCO西日本	えびの市	九州自動車道	◎	
えびのPA(下り線)	NEXCO西日本	えびの市	九州自動車道	◎	

注) ◎：広域進出拠点、○：進出拠点

ii. 基本的な活動事務

- 広域応援部隊(消防)の受入体制の確保
 - ・進出拠点(都城市公設地方卸売市場)の開設を指示し、連絡調整員を派遣
 - ・県と協議・調整し、駐車場、休憩場所等の割り当てを計画
- 広域応援部隊(消防)の活動支援
 - ・県の指示を受け、広域応援部隊(消防)を施設内へ誘導
 - ・広域応援部隊(消防)の要請に基づき、駐車、給油、休憩等の必要な支援を実施
 - ・県が実施する情報収集等を支援

■ 図表 4.4.18 広域応援部隊の受入・活動支援に係るポテンシャル



(2)機能別の活動主体・具体的活動内容(検討シート4)

- ◆各機能における基本的な活動事務を基本として、活動主体、関係する機関・部署、具体的活動内容、活動場所、各活動の実施時期を検討、設定し、[検討シート4：後方支援活動機能別の活動主体・具体的活動内容]として整理した(図表4.4.19(1)～(6))。
- ◆なお、表中の活動主体等については、都城市地域防災計画に示す組織体制に準拠している。

■ 図表 4.4.19(1) 後方支援活動機能別の活動主体・具体的活動内容

【検討シート4(1/6)】

項目	活動事務 (何を)	活動主体 (誰が)	具体的活動内容			活動時期(いつ)														
			関係する 機関・部署	具体的活動内容 (どのように活動する)	場所 (どこで)	0h	12h	24h	48h	72h	96h	1W	2W	1M	2M	3M	4M			
後方支援活動対策本部の設置・運営と行政支援	1) 後方支援活動対策本部の設置(廃止)・運営	本部長	本部班	後方支援活動対策本部を設置	本庁舎	●														
		本部長	本部班、人事班	後方支援活動対策部員を動員し、参集状況を確認のうえ、配備体制を指示(沿岸部3市・内陸部市町の情報収集・分析、指示及び伝達、被害状況・避難者数・需給調整等の記録作成・編集・保存、総合窓口の設置、市内広報活動等)	本庁舎	●														
		本部長	本部班、情報政策班、管財調達班	庁内、沿岸部3市・内陸部市町、支援隊等との通信・連絡体制を確認し、情報通信機能の応急復旧を指示(通信機器類、無線機、衛星携帯電話、記録伝達の紙媒体等)	本庁舎	●														
		本部長	本部班、管財調達班、県、NTT、通信会社	情報通信機器が不足する場合は通信会社等へ貸与を要請	本庁舎	●														
		本部長	本部班、人事班	後方支援活動対策本部から沿岸部3市へ派遣する連絡調整員を指名し、派遣を指示	本庁舎			●												
		本部長	本部班、人事班	沿岸部3市から派遣された連絡調整員を本部に受入れ	本庁舎			●												
		本部長	本部班	後方支援活動に関わる職員の従事体制の縮小を指示	本庁舎														●	
		本部長	本部班	後方支援活動対策本部を廃止(活動事務を縮小し、(仮)連携調整会議へ移行)	本庁舎															●
		本部長	内陸部市町・沿岸部3市、関係機関・団体等	後方支援活動対策本部廃止後も活動を継続するため、本部班を中心とした連絡会議を実施	本庁舎															●
	2) 沿岸部3市への人的支援 ※沿岸部3市の行政機能回復を支援するための職員等派遣	本部班	支援活動連絡調整班、沿岸部3市	沿岸部3市の行政機能を回復するための人的支援ニーズ(職務内容、支援期間、人数、実施場所等)を確認	新北消防署					●										
本部班		支援活動連絡調整班、沿岸部3市、人事班	人的支援ニーズを踏まえ、内陸部市町から派遣可能な職員をリストアップ	新北消防署					●											
本部班		支援活動連絡調整班、沿岸部3市	沿岸部3市の要請を受け、内陸部市町から派遣可能な職員を新北消防署(支援活動連絡調整所)に招集、支援内容を説明し、沿岸部3市へ派遣を指示	新北消防署					●											
各種後方支援活動との連絡調整	1) 各種後方支援活動との連絡調整	本部班	市職員	情報通信機能の復旧まで紙媒体(情報処理票等)で対応状況を把握し、市職員全体で共有するための本部会議を実施	本庁舎	●	⇒	⇒	⇒											
		本部班	国、県、内陸部市町、沿岸部3市	後方支援活動対策本部、支援隊、沿岸部3市・内陸部市町間の連絡調整体制を確立(連絡調整員等の人員配備、定例会議スケジュールを設定・実施)	本庁舎			●												
		連絡調整員	総合政策総括班、総務総括班	沿岸部3市における後方支援活動の状況を本部に報告	本庁舎				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
		本部班	総合政策総括班、総務総括班	後方支援活動の状況報告を受け、支援優先順位等を決定のうえ、必要な対応に係関係等に伝達・指示	本庁舎				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	2) 広報活動	本部長	内陸部市町、ラジオ・CATV局等	内陸部市町内の住民に対し、後方支援活動への協力を要請するため広報活動を指示(ラジオ、CATV、防災行政無線、インターネット中継等)	本庁舎	●														
		秘書広報班		後方支援活動実施状況の記録写真撮影に必要な人員、機材、方法(記録に専従、若しくは本部班や連絡調整員による兼務等)を指示	内陸部市町・沿岸部3市各地				●											
		秘書広報班	沿岸部3市、支援活動連絡調整班	後方支援活動に関する広報内容・情報を整理し、伝達(被災状況、避難所や物資等の情報、輸送ルート・交通網の状況、ボランティア情報、沿岸部3市の避難者の安否情報等)	内陸部市町・沿岸部3市各地				●											
		秘書広報班、マスメディア		後方支援活動の実施状況や体制に関する情報をマスメディアに提供し、発信を依頼	本庁舎	●														
		秘書広報班		沿岸部3市のニーズを踏まえ、ホームページの更新代行を実施	総合政策対策部					●	⇒	⇒	⇒							
		秘書広報班、人事班		沿岸部3市に対応した安否相談窓口を後方支援活動対策本部内に設置し、問合せへの対応人員を配備	本庁舎					●										
本部班	沿岸部3市	沿岸部3市の避難所における避難者の情報を把握するため、避難者名簿を収集	本庁舎						●	⇒	⇒	⇒								
本部班、秘書広報班		収集した避難者名簿をもとに安否相談者からの問合せに対応し、名簿にない問合せ対象者を安否不明者名簿として整理(後日、安否相談者への電話連絡でその後の状況を確認したうえ、行方不明者の絞り込みを実施)	安否相談窓口						●	⇒	⇒	⇒								
本部班、秘書広報班		安否不明者名簿の閲覧環境を整備(名簿一覧を各避難所に掲示等)	安否相談窓口							●	⇒	⇒								
本部班、秘書広報班	沿岸部3市	安否不明者名簿の閲覧及び更新を終了し、安否相談窓口を廃止(沿岸部3市へ移管)	安否相談窓口													●				

■ 図表 4.4.19(2) 後方支援活動機能別の活動主体・具体的活動内容

【検討シート4(2/6)】

項目	活動事務 (何を)	活動主体 (誰が)	具体的活動内容		場所 (どこで)	活動時期(いつ)															
			関係する 機関・部署	具体的活動内容 (どのように活動する)		0h	12h	24h	48h	72h	96h	1W	2W	1M	2M	3M	4M				
避難者の受入・避難所運営	1)避難者の受入体制の確保	本部長	本部班、避難収容班	沿岸部3市の状況等を踏まえ、沿岸部3市からの避難者(市内にとどまる帰宅困難者を含む)の受入、避難所の開設を指示	本庁舎	●															
		避難収容班	避難所要員、施設管理者	避難所の被災状況を確認するため、避難所要員の中から連絡員を派遣	各避難所	●															
		避難収容班	避難所要員、施設管理者	安全性を確認できた施設を沿岸部3市からの避難者のための避難所として開設し、収容可能な人数を本部へ報告	各避難所	●															
	2)避難者の受入れ、避難所の運営	避難所要員、施設管理者	避難収容班	沿岸部3市からの避難者の受入れに際して避難者カードへの記入を依頼、避難者名簿を作成し、避難収容班に報告	各避難所		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		避難収容班	本部班	各避難所から報告された沿岸部3市からの避難者数等の情報を集計して、本部班に伝達	本庁舎		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		避難収容班、管財調達班	避難所要員、施設管理者	避難所生活に不足している設備や備品等(間仕切り用パーティション、仮設トイレ、シャワー、冷暖房機器等)を調達し、避難所生活の長期化に対応した環境を整備	各避難所			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		福祉・救護班	災害救援ボランティアセンター(市社協)等、避難収容班	避難所の運営に必要なボランティア等の派遣を要請	各避難所				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		避難収容班	施設管理者、ボランティア等	施設管理者やボランティア等と連携し、避難者を中心とした自主運営組織の設立、運営ルールの作成等を支援	各避難所				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		物資補給班	避難収容班	避難所生活に必要な飲料、食料等の物資、資機材等を本部に要請	各避難所		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		避難所要員、施設管理者	自主運営組織、ボランティア、福祉・救護班、物資補給班	避難所に配送される物資等を受入れ、保管、配分(物資等の配布、用法の提供、食事の提供等に際しては要配慮者に配慮)	各避難所			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		避難収容班	避難所要員、施設管理者等	避難所を縮小、統合または閉鎖	各避難所											●	⇒	⇒	⇒	■	
		3)個人宅への避難者の状況把握、支援	本部長	本部班、避難収容班	沿岸部3市からの個人宅への避難者の収容状況等の情報収集を指示	本庁舎										●					
			避難収容班	公民館長、民生児童委員	沿岸部3市からの個人宅への避難者に関する調査について、避難所を通じ、各公民館長や民生児童委員に依頼	各避難所										●					
	各公民館長、民生児童委員		避難収容班	沿岸部3市からの個人宅への避難者に関する情報を収集・集約し、避難収容班に報告	各避難所											●	⇒	⇒	⇒	■	
	避難収容班		本部班	個人宅等への避難者の名簿を作成、状況をとりまとめ、本部へ報告	本庁舎											●	⇒	⇒	⇒	■	
	本部班		物資補給班	個人宅等への避難者の状況を踏まえ、支援物資の配布を指示	本庁舎											●					
	物資補給班		施設管理者、ボランティア等	個人宅等への避難者に支援物資を配布	沿岸部3市からの避難者の避難先											●	⇒	⇒	⇒	⇒	
	物資補給班		施設管理者、ボランティア等	個人宅等への避難者の現状と今後の意向を把握するためにアンケート調査を実施	沿岸部3市からの避難者の避難先											●					
	避難収容班		施設管理者、ボランティア等	アンケート調査の結果をもとに避難者の意向を整理し、追跡調査(フォローアップ)を実施	沿岸部3市からの避難者の避難先											●	⇒	⇒	⇒	⇒	
	本部班	避難収容班	個人宅等への避難者の情報を全国避難者情報システムに登録し、避難元市町村へ安否情報をフィードバック	本庁舎											●	⇒	⇒	⇒	⇒		
炊き出し活動	1)炊き出し活動の体制の確保	本部長	本部班、学校教育班	避難所等の状況を踏まえ、炊き出し活動の実施を指示	本庁舎	●															
		避難収容班	学校教育班	調理施設のある避難所等の被災状況を確認し、学校教育班及び本部へ報告	学校、保育所、学校給食センター等	●															
		学校教育班	物資補給班、食料等に係る協定先等	安全性を確保できた施設等を対象に炊き出し用具を確認し、食材等を調達・配達要請	学校、保育所、学校給食センター等		●		●												
		学校教育班	災害ボランティアセンター、自主防災組織等	炊き出しに必要な人員の派遣を要請し、炊き出しスケジュール等の活動計画を作成	学校、保育所、学校給食センター等		●		●												

■ 図表 4.4.19(3) 後方支援活動機能別の活動主体・具体的活動内容

【検討シート4(3/6)】

項目	活動事務 (何を)	活動主体 (誰が)	具体的活動内容			活動時期(いつ)													
			関係する 機関・部署	具体的活動内容 (どのように活動する)	場所 (どこで)	0h	12h	24h	48h	72h	96h	1W	2W	1M	2M	3M	4M		
炊き出し活動	2)炊き出し活動の支援	ボランティア、自主防災組織等	学校教育班、保健・救護班	活動計画に基づき炊き出し活動、適宜、衛生管理を実施	学校、保育所、学校給食センター等			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
		ボランティア、輸送業者	学校教育班	炊き出し品を配送	学校、保育所、学校給食センター			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
		学校教育班	ボランティア、自主防災組織等	炊き出し活動の規模を縮小、終了	学校、保育所、学校給食センター							●	⇒	■					
	1)入浴支援の体制の確保	本部長	本部班、福祉・救護班	避難所等の状況を踏まえ、入浴支援を指示	本庁舎			●											
		福祉・救護班	入浴施設管理者	入浴施設に対して受け入れへの協力を要請	入浴施設			●	⇒	⇒	⇒								
		管財調達班	入浴施設管理者等	沿岸部3市からの避難者等を入浴施設に輸送するバス、運転手を手配、確保	入浴施設				●	⇒	⇒								
	2)入浴支援の実施	入浴施設管理者等、管財調達班		沿岸部3市からの避難者等をバスで入浴施設に輸送	入浴施設					●	⇒	⇒	⇒	■					
		入浴施設管理者		沿岸部3市からの避難者等、ボランティア、支援隊の入浴施設への受け入れを開始	入浴施設				●	⇒	⇒	⇒	■						
	避難者の受入・支援機能	1)仮設住宅の入居者の募集、管理 ※応急仮設住宅の建設は、知事が行う。 応急仮設住宅への入居に関する事務は建築班が行う。	本部長	本部班、建築班	避難所等の状況を踏まえ、仮設住宅の建設に関わる調査を指示	本庁舎						●							
			建築班	本部班	仮設住宅への入居希望調査を実施し、必要な戸数を本部班に報告	本庁舎							●						
本部班			県	県に応急仮設住宅の建設を要請	本庁舎							●							
建築班			管財調達班	仮設住宅建設候補地の状況を確認、安全性を確保し、用地が不足する場合は、公有地の利用、企業等の所有地の賃貸借を実施	仮設住宅建設候補地							●	■						
県				仮設住宅を建設	仮設住宅建設候補地								●	⇒	⇒	■			
建築班				入居申込窓口を設置し、仮設住宅への入居希望者を募集し、入居希望者に対して説明会を実施	避難所等								●	■					
建築班				選考委員会を設置し、入居者を選定	本庁舎										●				
建築班				仮設住宅への入居者の受け入れを開始	仮設住宅												●	⇒	
避難収容班				仮設住宅への入居者の情報を全国避難者情報システムに登録し、避難元市町村へ安否情報をフィードバック	本庁舎												●	⇒	
建築班				サポートセンターを設置し、維持管理体制の構築、巡回相談・見守り活動等の実施を支援、イベント支援	仮設住宅												●	⇒	
建築班				仮設住宅の状況を把握し、周辺環境を整備(駐車場、防犯灯、バリアフリー化等)	仮設住宅												●	⇒	
建築班				地域社会づくりのための集会施設を設置し、自治組織等の育成を促進(交流会の開催等)	仮設住宅												●	⇒	
建築班				応急仮設住宅の早期解消のため、恒久住宅需要を把握し、住宅再建の融資等支援策を周知	仮設住宅												●	⇒	
2)みなし仮設住宅の入居者の募集 ※みなし仮設住宅:民間事業者の賃貸住宅を仮の住まいのこと。国や自治体が提供する「仮設住宅」(応急仮設住宅)に準じるものと見なす。			本部長	本部班、建築班	避難所等の状況を踏まえ、みなし仮設住宅の確保を指示	本庁舎							●						
			建築班		みなし仮設住宅として、市営住宅の空き部屋を確保、民間賃貸住宅を借上	みなし仮設住宅							●						
			ボランティア	建築班	みなし仮設住宅の清掃を実施	みなし仮設住宅								●					
	建築班		入居申込窓口を設置し、みなし仮設住宅への入居希望者を募集し、入居希望者に対して説明会を実施	みなし仮設住宅								●							
	建築班		選考委員会を設置し、入居者を選定	本庁舎								●							
	建築班		みなし仮設住宅への入居者の受け入れを開始	みなし仮設住宅										●	⇒	⇒	⇒		
	救援物資の受入・仕分け・配送機能	1)物資センター(後方支援対応)の設置・運営	本部長	本部班、土木班	緊急輸送道路から物資センター(高城運動公園屋内競技場)までのルート及び被災地までのルート確保を指示	本庁舎	●												
			本部長	本部班、物資補給班	広域輸送拠点や被災地までのルートの状況を踏まえ、物資センターを設置することを指示	本庁舎	●												
本部長			本部班、管財調達班、物資補給班、関係業者	物流事業者、交通事業者に物資輸送の協力及び協定に基づく物資の供給を要請	本庁舎		●												
管財調達班			施設管理者、物資補給班	物資センター(後方支援対応)の開設に必要な人材、資機材及び配送車両を調達	本庁舎、物資センター	●													
物資補給班			施設管理者	物資の仕分けや配送効率を考慮し、救援物資の一元管理体制を確立	物資センター			●											
物資補給班			施設管理者	物資センター(後方支援対応)の場所を選定し、開設	物資センター	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		

■図表 4.4.19(4) 後方支援活動機能別の活動主体・具体的活動内容

【検討シート4(4/6)】

項目	活動事務 (何を)	活動主体 (誰が)	具体的活動内容			活動時期(いつ)													
			関係する 機関・部署	具体的活動内容 (どのように活動する)	場所 (どこで)	0h	12h	24h	48h	72h	96h	1W	2W	1M	2M	3M	4M		
救援物資の受入・仕分け・配送機能	1)物資センター(後方支援対応)の設置・運営	本部班、福祉・救護班	物資補給班	避難所等の状況を踏まえ、支援物資の分配計画を立案し、配布を指示	本庁舎		●												
		管財調達班	物資補給班、出納班、企業等	市内の小売店、卸売業者、メーカー等から必要な食料及び資機材を購入	物資センター	●	⇒	⇒	⇒	⇒	■								
		管財調達班	施設管理者、物資補給班	義援物資の受付窓口を設置し、住民・団体・企業から物資の受入れを開始	物資センター	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		本部班	物流事業者、交通事業者、物資補給班	沿岸部3市に供給物資のニーズを確認	物資センター			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		物資補給班	施設管理者、ボランティア	受入れた物資の仕分け及び在庫管理を実施	物資センター			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		物資補給班	避難収容班、物流事業者、交通事業者	物資のニーズを踏まえ、物資の配送を開始(沿岸部3市の避難所、沿岸部3市からの避難者を受入れている避難所)	物資センター			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		物資補給班	本部班	救援物資の受入れ及び仕分け量の増加を踏まえ、本部班へ応援を要請(職員・市内高校生・一般ボランティア等の受入等)	物資センター							●	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
		物資補給班	本部班、施設管理者	避難者の仮設住宅への移動に伴い、食料品以外のニーズを把握し、受入品目の拡大を本部班に要請	物資センター								●	⇒	⇒	⇒	■		
	2)給水活動	給水班	施設管理者	浄水場、配水施設、給水管等の被害状況調査及び水質検査を実施	各施設	●	■												
		本部班	給水班	日本水道協会県支部若しくは九州地方支部と給水支援等に関する連絡・調整を実施	本庁舎		●												
		給水班	施設管理者	水道管に仮設給水栓を設置し、支援隊の給水タンク車への給水場所を指示	各給水地点					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		給水班	沿岸部3市	沿岸部3市の避難所で給水を開始	被災地避難所					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	3)燃料の確保・供給活動	管財調達班	市内ガソリンスタンド	市内ガソリンスタンドの在庫状況を調査し、燃料を確保し、支援隊に連絡	本庁舎	●													
		管財調達班	関係各部署	備蓄されている燃料の在庫を確認し、保有車両の燃料使用計画を作成	本庁舎		●												
管財調達班		沿岸部3市、配送業者	燃料使用計画に基づき、被災地等に燃料の運搬を開始	被災地等		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			
管財調達班		出納班	災害対応協力企業から燃料の受入れを実施	物資センター				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			
管財調達班		出納班	県外の自治体、民間企業から燃料の受入れを実施	物資センター				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■			
救出救助・消火活動	1)資機材の調達・運搬	消防本部班	協定企業	救出・救助活動に必要な資機材(スコップ・パール、チェーンソー、ハンマー等)を防災備蓄庫や応援協定を締結している企業より調達	物資センター	●													
		消防本部班	協定企業	本市が保有する車両を使用し、沿岸部3市へ資機材を運搬	物資センター	●													
	2)沿岸部3市における救出救助活動	消防本部班	国、県、自衛隊、警察	沿岸部3市に本市職員を派遣し、国・県と連携して救出・救助活動(3日間)を実施	救護所	●	⇒	⇒	⇒	■									
		消防本部班	現地派遣医療班	負傷者を発見・救助した場合は、現地の医療機関へ連絡	救護所	●	⇒	⇒	⇒	■									
	3)沿岸部3市における消火活動	本部班	消防本部班	沿岸部3市からの消火活動の応援要請を受け、消防本部に被災地における消火活動の実施を要請	本庁舎	●													
		消防本部班	沿岸部3市、消防局	沿岸部3市の消防局と連携し、消火活動を実施	被災地等	●													
	医療救護活動	1)医療救護体制の確保	本部長	本部班、保健・救護班	沿岸部3市からの避難者の応急処置を行うため、救護所を開設	本庁舎		●											
			保健・救護班	都城市北諸県郡医師会、都城市北諸県郡薬剤師会	薬剤及び治療材料の供給を要請	本庁舎		●											
			本部班	保健・救護班、消防本部班、消防署班、後方医療機関	拠点病院等に患者の輸送を行うための体制を確保	本庁舎		●											
		2)救護所の医療活動の支援 ※現地派遣医療班(市郡医師会現地派遣医療班)構成:独立行政法人国立病院機構都城医療センター、市郡医師会病院、日本赤十字現地派遣医療班	現地派遣医療班、医療救護班(県)	保健・救護班	救護所にて避難者の診断、応急処置を実施し、必要に応じて災害拠点病院等への輸送の要否を判断	救護所		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■
現地派遣医療班、医療救護班(県)			保健・救護班	沿岸部3市における医療活動に必要な薬剤及び治療材料を支給	救護所		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
現地派遣医療班、医療救護班(県)			福祉・救護班	死亡診断書を作成	救護所		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
現地派遣医療班、医療救護班(県)	保健・救護班	沿岸部3市からの避難者を受入れている避難所において巡回診察を実施	各避難所			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■				

■ 図表 4.4.19(5) 後方支援活動機能別の活動主体・具体的活動内容

【検討シート4(5/6)】

項目	活動事務 (何を)	活動主体 (誰が)	具体的活動内容			活動時期(いつ)													
			関係する 機関・部署	具体的活動内容 (どのように活動する)	場所 (どこで)	0h	12h	24h	48h	72h	96h	1W	2W	1M	2M	3M	4M		
救出救助・消火・医療救護活動機能	医療救護活動	3)沿岸部3市における医療活動の支援	現地派遣医療班、医療救護班(県)	保健・救護班	沿岸部3市の避難所において巡回診察を実施	被災地避難所				●	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
			現地派遣医療班、医療救護班(県)	保健・救護班	沿岸部3市において在宅避難者の健康観察を実施	被災地等								●	⇒	⇒	⇒	■	
保健・衛生活動機能	遺体安置受入れ・遺体の火葬受入れ	1)遺体受入体制の確保	本部班	環境政策班、施設管理者	県からの要請を受け、遺体安置所の開設を指示	本庁舎			●										
			環境政策班	施設管理者	遺体安置所の開設に必要な資機材を調達し、遺体安置所を開設	遺体安置所			●										
		2)遺体安置所の運営	環境政策班	施設管理者	本部の指示を受け、遺体受入施設の点検、遺体安置所を開設し、沿岸部3市からの遺体受入を準備	遺体安置所		●											
			環境政策班	施設管理者、関係業者	遺体管理に必要な資機材(棺、ドライアイス等)を手配し、遺体を管理	遺体安置所			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■
			環境政策班		遺体処理票・遺留品処理票を作成	遺体安置所			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■
			環境政策班	福祉・救護班、医師	医師に死体検案書の作成を要請	本庁舎			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■
	環境政策班	施設管理者、関係業者	身元確認が終わった遺体に埋火葬許可証を発行し、火葬場へ運搬	遺体安置所			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■		
	3)遺体の火葬受入れ	本部班	施設管理者、関係業者	市斎場の施設点検を実施し、稼動再開を指示	本庁舎	●													
		環境政策班	施設管理者、関係業者	県からの要請を受け、沿岸部3市の遺体を受入れ、火葬を実施	火葬場				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	1)感染症対策	保健・救護班	現地派遣医療班、医療救護班(県)	沿岸部3市において検病調査及び健康診断を実施し、感染症の発生状況、動向及び原因を調査	被災地等				●	⇒	⇒	⇒	⇒	■					
			保健・救護班	現地派遣医療班、医療救護班(県)	感染症を予防するため、臨時予防接種(冬季におけるインフルエンザ等)及び予防教育を実施	各避難所、被災地避難所							●	⇒	■				
		2)保健衛生対策	保健・救護班	現地派遣医療班、栄養士	沿岸部3市の避難所において健康相談や栄養相談を実施	被災地避難所				●	⇒	⇒	⇒	⇒	■				
			環境政策班	秘書広報班	備蓄品、救援物資の品質を調査し食中毒を未然に防止するとともに、沿岸部3市において食品衛生に関する広報を実施	各避難所、被災地避難所		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
		3)防疫対策	環境政策班	協定企業	ねずみや害虫が発生した避難所を対象に、応援協力に基づく消毒を協定企業へ要請・実施	各避難所、被災地避難所							●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
			環境政策班	協定企業	消毒に必要な薬剤を調達	協定企業							●	⇒	⇒	⇒	⇒	■	
	し尿・ゴミ処理対策	1)し尿処理対策	本部班	環境政策班、施設管理者	沿岸部3市におけるし尿汲み取り、内陸部市町におけるし尿処理施設での受入れを指示	本庁舎		●											
			環境政策班	都城一般廃棄物処理事業協同組合	沿岸部3市におけるし尿汲み取りの協力を開始	被災地等			●	⇒	⇒	⇒	■						
			環境業務班	土木班	沿岸部3市の避難所等に仮設トイレを設置	被災地避難所			●	■									
	2)ゴミ処理対策	環境業務班		県からの要請を受け、廃棄物処理施設等の処理能力(余力)及び災害ゴミ集積場所の状況を確認し、廃棄物処理計画を作成	本庁舎				●										
		環境業務班	施設管理者	廃棄物処理計画を踏まえ、廃棄物処理施設へのゴミの受入れを実施	廃棄物処理施設等					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
ボランティアの受入・活動支援	1)各種情報の収集・提供	本部長	福祉・救護班	被災地の状況を把握するため、沿岸部3市に職員を派遣	被災地等	●													
		福祉・救護班	本部班、沿岸部3市、県社会福祉協議会	沿岸部3市の対策本部及び市・県社会福祉協議会(災害ボランティアセンター)等に出向き、被災状況、支援ニーズを把握	被災地等	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
		本部長	市社協	被災状況等を踏まえ、災害ボランティアセンター(本市後方支援対応)の設置を要請	本庁舎		●												
		福祉・救護班	市社協	被災状況等をもとに支援ニーズを分析し、活動場所や内容を災害ボランティアセンター(後方支援対応)に伝達	ボランティアセンター			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		
		福祉・救護班	秘書広報班、市社協	ボランティア活動の状況を確認し、ボランティアの受入状況や活動内容等を(仮称)ボランティア情報センター(SA)で提供	ボランティア情報センター(SA)									●	⇒	⇒	⇒	⇒	

■ 図表 4.4.19(6) 後方支援活動機能別の活動主体・具体的活動内容

【検討シート4(6/6)】

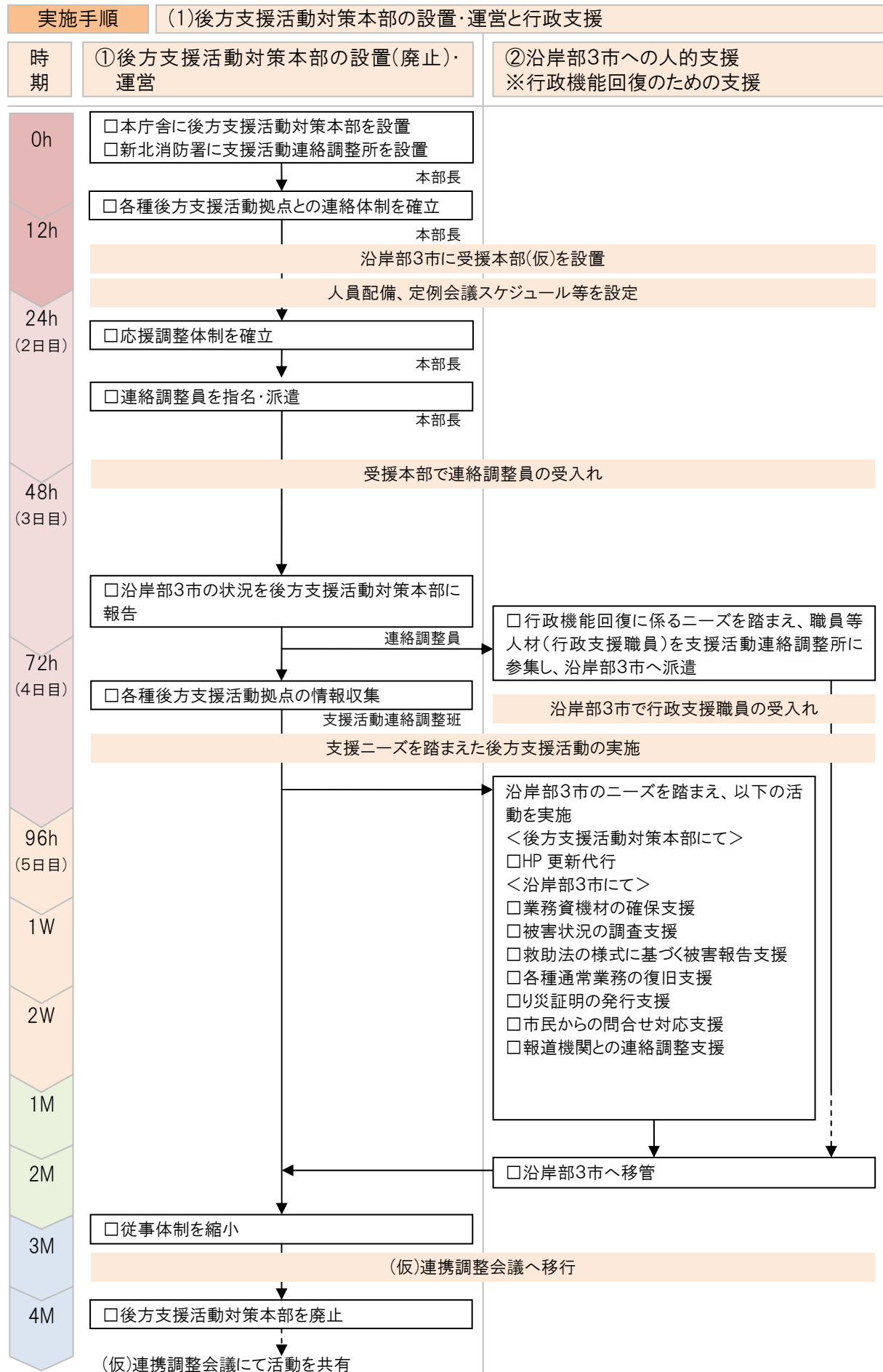
項目	活動事務 (何を)	活動主体 (誰が)	具体的活動内容			活動時期(いつ)												
			関係する 機関・部署	具体的活動内容 (どのように活動する)	場所 (どこで)	0h	12h	24h	48h	72h	96h	1W	2W	1M	2M	3M	4M	
ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能	2)災害ボランティアセンターの運営支援	福祉・救護班	市社協	災害ボランティアセンター(本市後方支援対応)に職員を派遣し、受入等の運営準備を支援	ボランティアセンター			●										
		福祉・救護班	市社協	派遣した職員により災害ボランティアセンターの運営を支援(活動計画・プログラムの作成、ボランティアの広報・募集、受付・登録、ボランティア保険の加入、ボランティア活動のオリエンテーション等)	ボランティアセンター				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		管財調達班	物資補給班、市社協	災害ボランティアセンター(本市後方支援対応)の活動に必要な物資等を調達し、提供	ボランティアセンター					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		福祉・救護班	施設を所管する班、本部班	宿泊・入浴施設の被災状況を確認し、収容人員・設備等を整理した施設リストを作成	本庁舎、各施設					●	⇒	⇒						
		管財調達班	福祉・救護班	輸送車両の被災状況を確認し、不足する場合は調達	本庁舎					●	⇒	⇒						
		管財調達班	福祉・救護班	災害ボランティアセンター(本市後方支援対応)と沿岸部3市の被災現場等との間で災害ボランティアの送迎を実施(ボランティアの送迎バスを利用して被災者を内陸部市町の支援場所等へ送迎し、食事、入浴、宿泊等のサービスを提供)	ボランティアセンター、被災地等				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	3)災害ボランティアの活動支援	福祉・救護班	市社協	災害ボランティアに対して宿泊・入浴サービスを提供・あっせん	各施設				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		管財調達班	福祉・救護班	輸送車両の被災状況を確認し、不足する場合は調達	本庁舎					●	⇒	⇒						
		管財調達班	福祉・救護班	災害ボランティアセンター(本市後方支援対応)と沿岸部3市の被災現場等との間で災害ボランティアの送迎を実施(ボランティアの送迎バスを利用して被災者を内陸部市町の支援場所等へ送迎し、食事、入浴、宿泊等のサービスを提供)	ボランティアセンター、被災地等				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		福祉・救護班	市社協	災害ボランティアに対して宿泊・入浴サービスを提供・あっせん	各施設				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		管財調達班	福祉・救護班	輸送車両の被災状況を確認し、不足する場合は調達	本庁舎					●	⇒	⇒						
		管財調達班	福祉・救護班	災害ボランティアセンター(本市後方支援対応)と沿岸部3市の被災現場等との間で災害ボランティアの送迎を実施(ボランティアの送迎バスを利用して被災者を内陸部市町の支援場所等へ送迎し、食事、入浴、宿泊等のサービスを提供)	ボランティアセンター、被災地等				●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	1)支援隊の受入体制の確保	本部長	本部班	被災地の状況を把握するため、沿岸部3市に職員を派遣	被災地等	●												
		本部班	沿岸部3市	沿岸部3市の対策本部と協議し、受入体制・役割分担等を協議し、決定	本庁舎			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
		本部班	施設を所管する班	応援活動施設(事務、宿泊)の被災状況を確認し、収容人員・設備等を整理した施設リストを作成	本庁舎、各施設				●									
		管財調達班	本部班	輸送車両の被災状況を確認し、不足する場合は調達	本庁舎				●									
		本部班	施設を所管する班、秘書広報班	支援隊の受入窓口を設置し、受入内容(後方支援)内容を広報	本庁舎、各施設					●	⇒	⇒	⇒					
		本部班	施設を所管する班、各総合支所総務班、施設管理者	応援活動施設(事務、宿泊)の管理者、関係自治会等に対して、支援隊の受入れに関する協力等を要請	本庁舎					●								
2)支援隊の活動支援	施設を所管する班	施設管理者	支援隊からの受入要請に基づき、受付、応援活動施設への案内、施設利用ルール等を説明	各施設					●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	施設を所管する班	施設管理者	支援隊に対して入浴サービス(当該施設以外の入浴施設への送迎)を提供	各施設						●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	自治会等	各総合支所総務班	支援隊への炊き出しなどの食事サービス、交流活動などを実施	各施設							●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	本部班	施設を所管する班、施設管理者	施設管理者と協議・調整を図り、当該施設における受入(貸出)ルールを明確化	各施設					●									
	本部班	施設を所管する班、各総合支所総務班、施設管理者	応援活動施設(事務、宿泊)の管理者、関係自治会等に対して、支援隊の受入れに関する協力等を要請	本庁舎					●									
	本部班	施設を所管する班、施設管理者	施設管理者と協議・調整を図り、当該施設における受入(貸出)ルールを明確化	各施設					●									
広域応援部隊(消防)の受入・活動支援	1)広域応援部隊(消防)の受入体制の確保	本部長	本部班、施設を所管する班、施設管理者	広域応援部隊(消防)の派遣方針等を踏まえ、進出拠点(都城市公設地方卸売市場)の開設等を指示	本庁舎		●											
		本部班	施設を所管する班、連絡調整員、施設管理者	広域応援部隊(消防)・県(拠点対応要員)との連絡調整員を指名し、当該施設へ派遣	本庁舎		●											
		施設を所管する班	連絡調整員、施設管理者	県(拠点対応要員)と協議・調整を図り、広域応援部隊(消防)への駐車場や休憩場所の割り当て等を計画	本庁舎、各施設		●											
	2)広域応援部隊(消防)の活動支援	施設を所管する班	施設管理者、連絡調整員	県(拠点対応要員)の指示を受け、施設を開門し、広域応援部隊(消防)を施設内へ誘導	各施設		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		施設を所管する班	施設管理者、連絡調整員、管財調達班	広域応援部隊(消防)・県(拠点対応要員)の要請等に基づき、車両の駐車及び給油、隊員の休憩等の必要な支援を実施	各施設			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
		連絡調整員	本部班、施設を所管する班	県(拠点対応要員)が実施する情報収集(被害状況、緊急輸送ルート)等を支援	本庁舎、各施設			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
連絡調整員	本部班、施設を所管する班	部隊の情報等を本部へ報告	各施設			●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒		

(3)機能別の実施手順・展開イメージ(検討シート5)

- ◆ 具体的活動内容及び各活動の実施時期に基づき、活動の実施手順、支援側での展開イメージ、受援側への展開イメージを検討、設定し、[検討シート5：後方支援活動機能別の実施手順・展開イメージ]として整理した（図表 4.4.20(1)～図表 4.4.25(6)）。

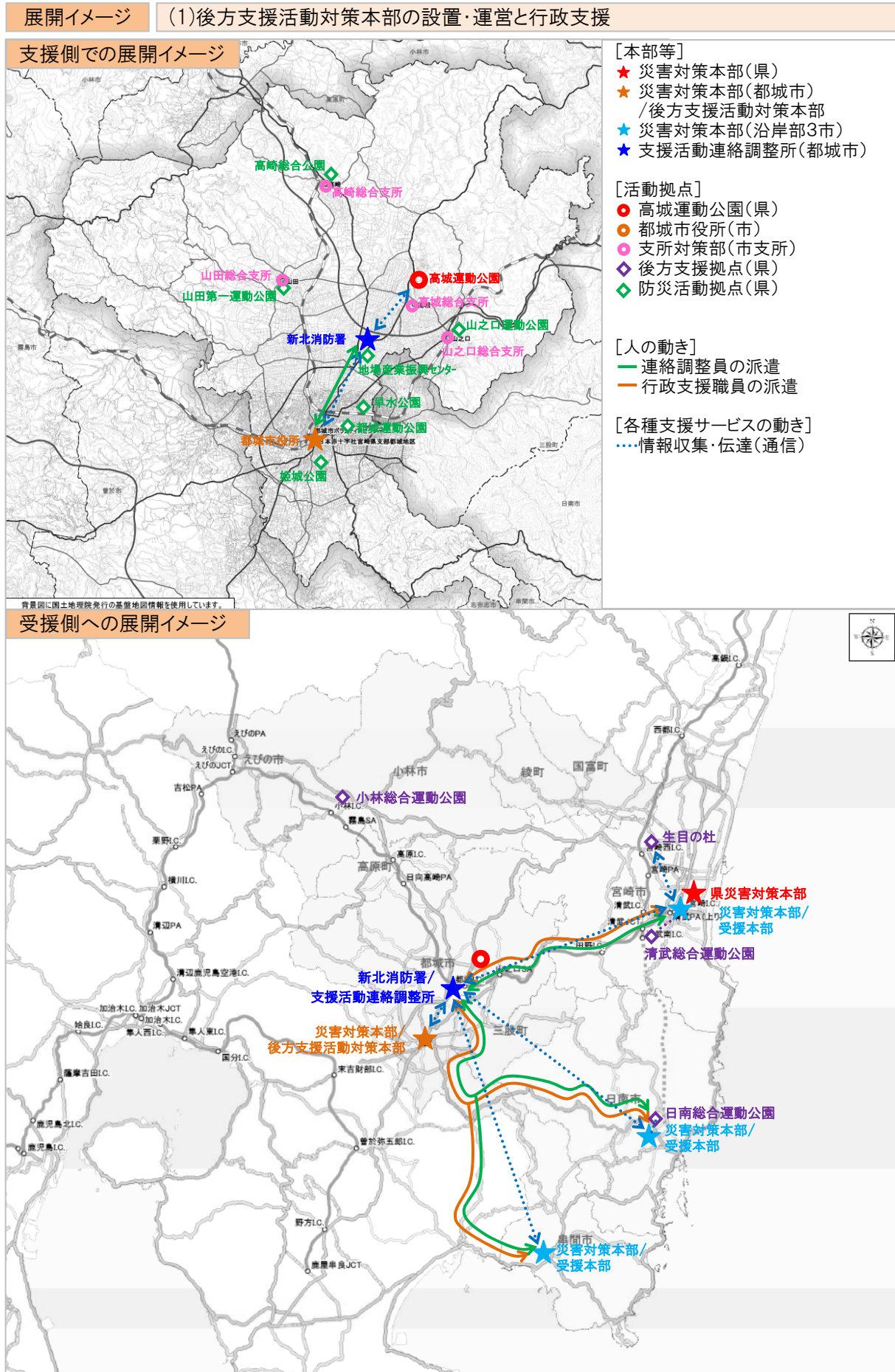
■ 図表 4.4.20(1) 「後方支援に関する本部機能」の実実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



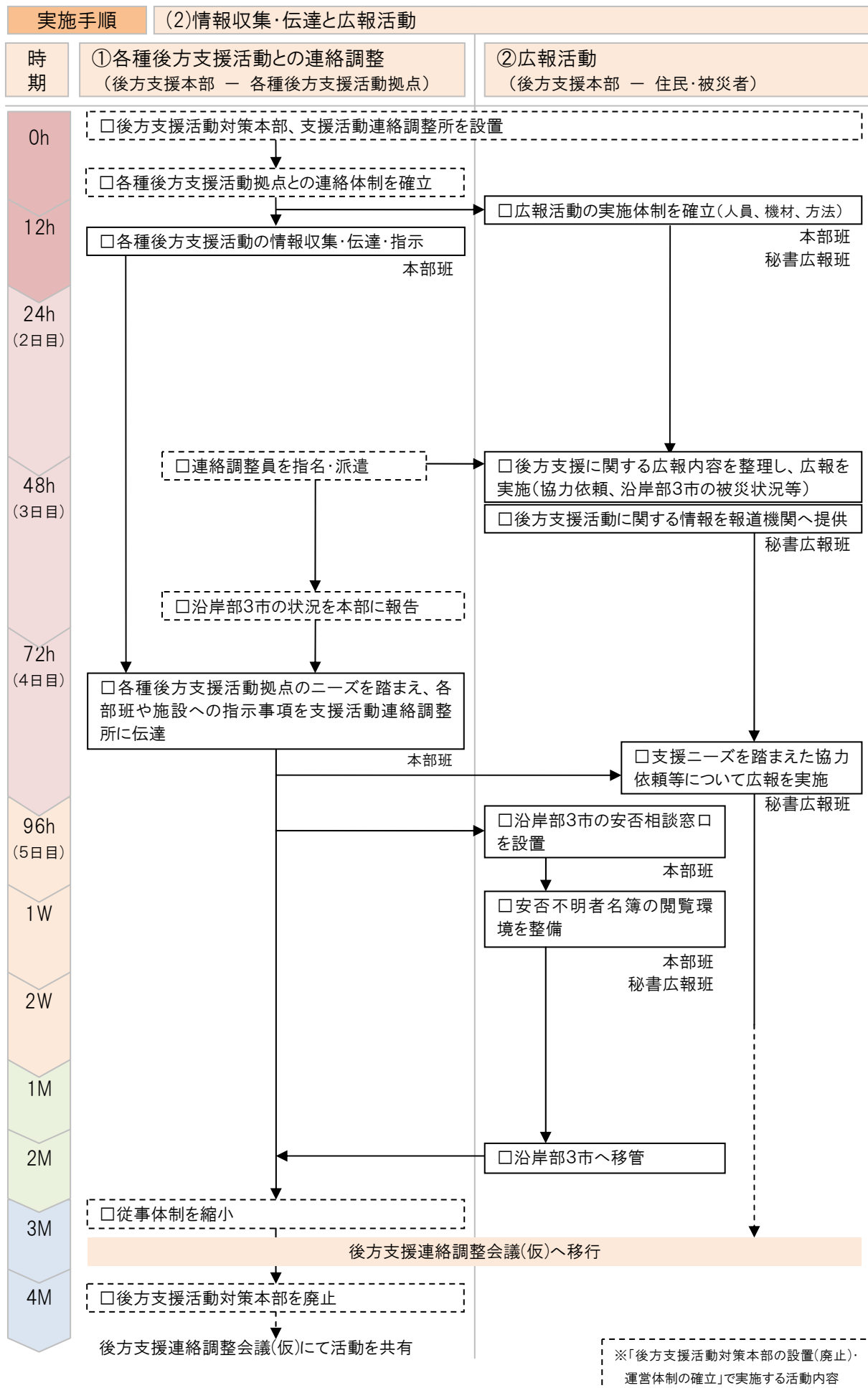
■図表 4.4.20(2) 「後方支援に関する本部機能」の実実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



■ 図表 4.4.20(3) 「後方支援に関する本部機能」の実実施手順・展開イメージ

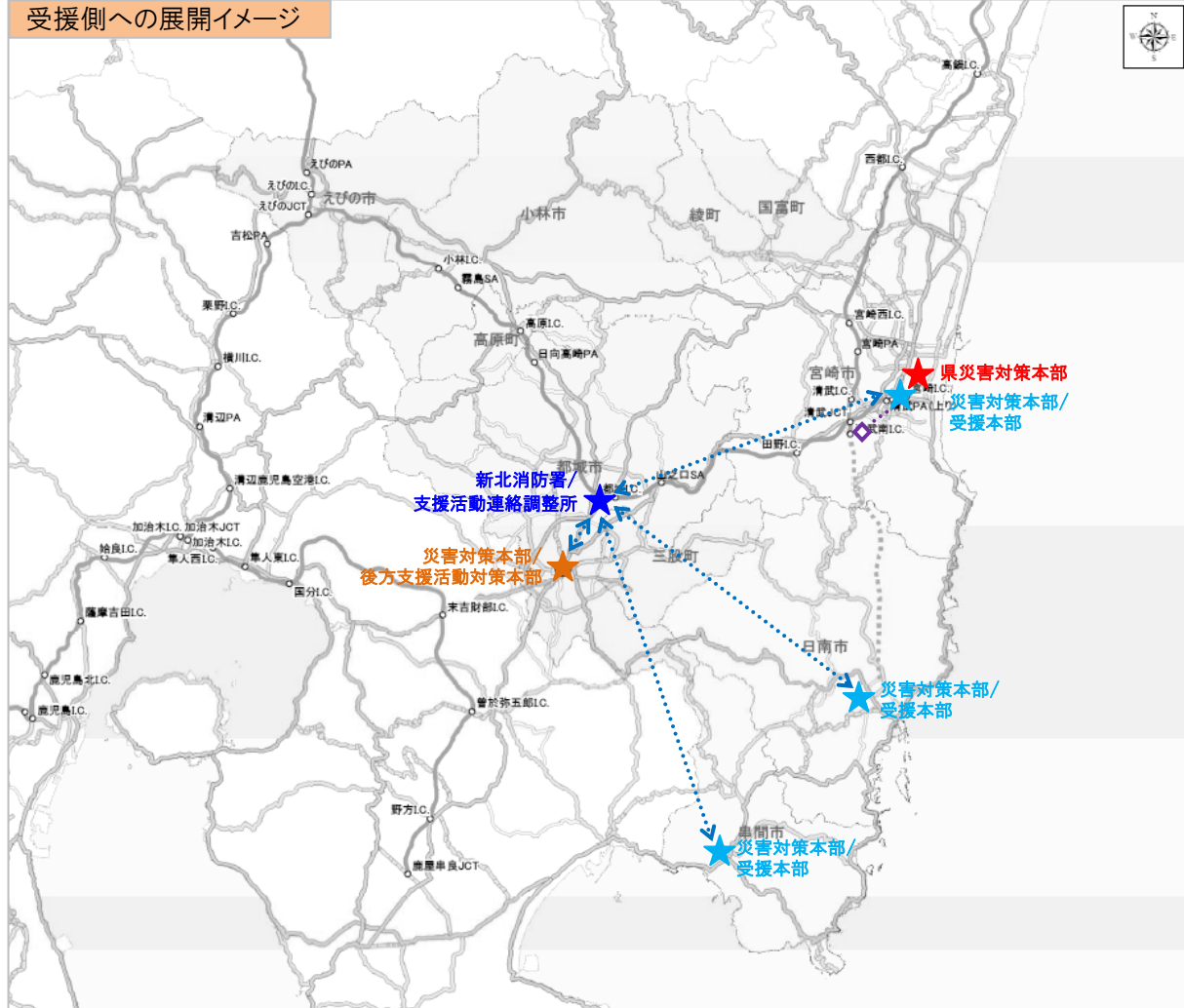
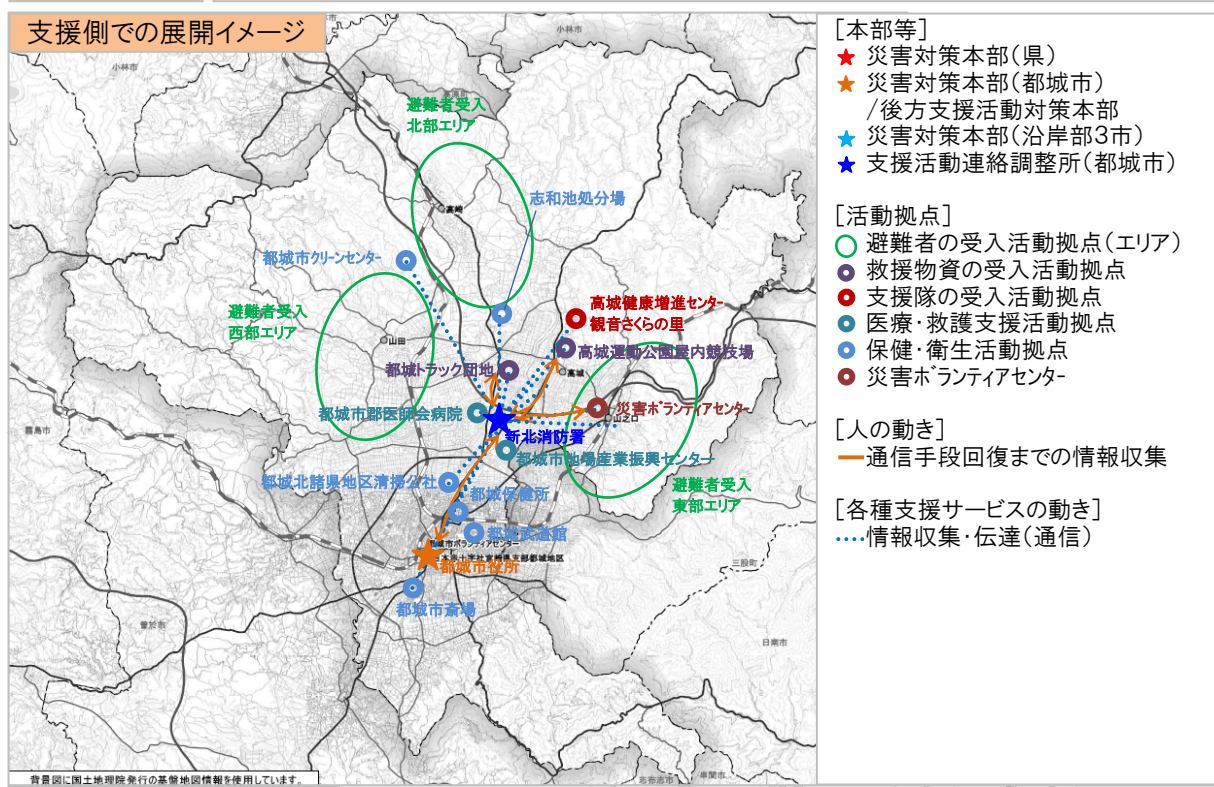
【検討シート5】



■図表 4.4.20(4) 「後方支援に関する本部機能」の実実施手順・展開イメージ

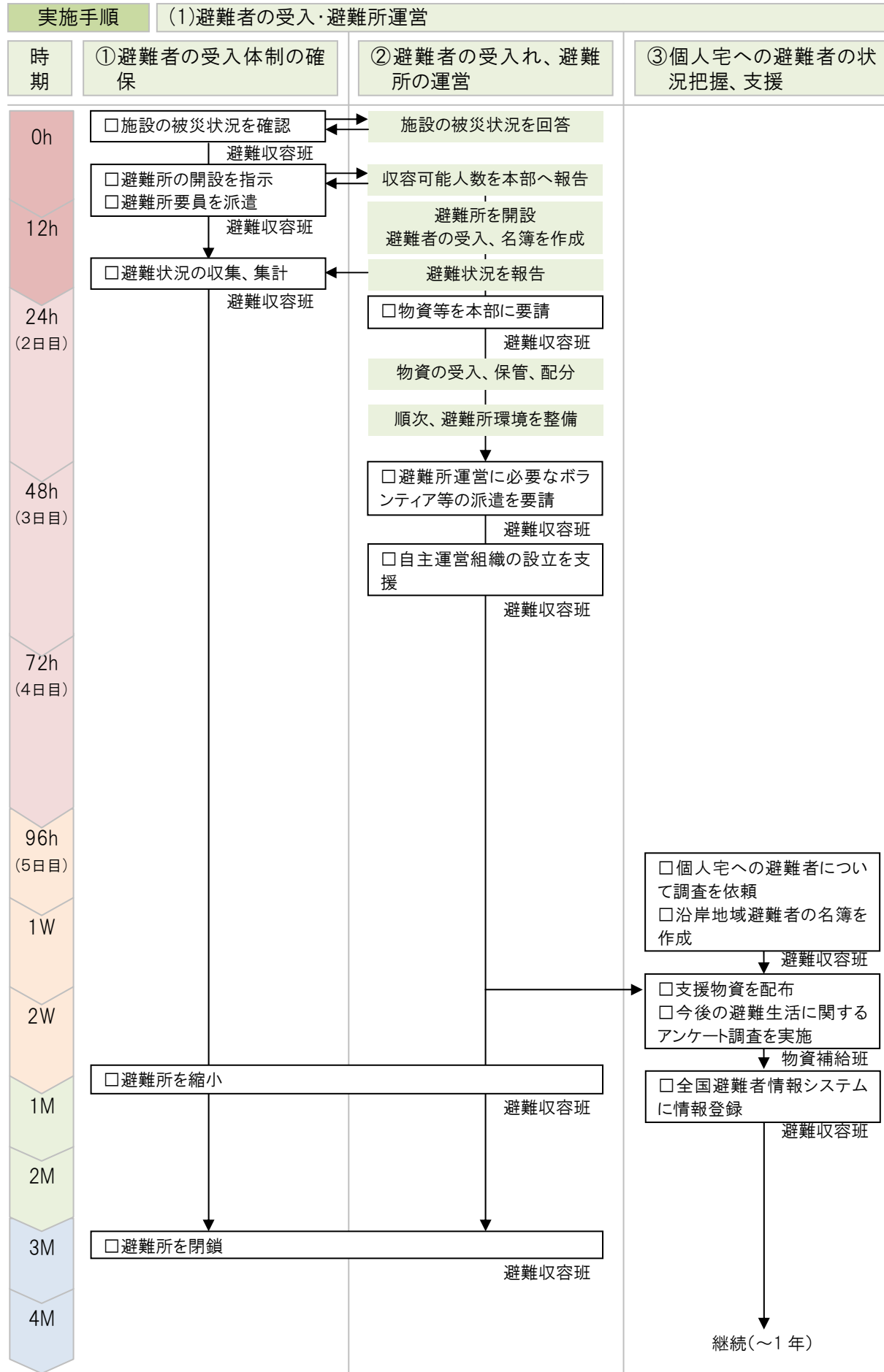
【検討シート5】

展開イメージ (2)情報収集・伝達と広報活動



■図表 4.4.21(1) 「避難者の受入・支援機能」の実実施手順・展開イメージ

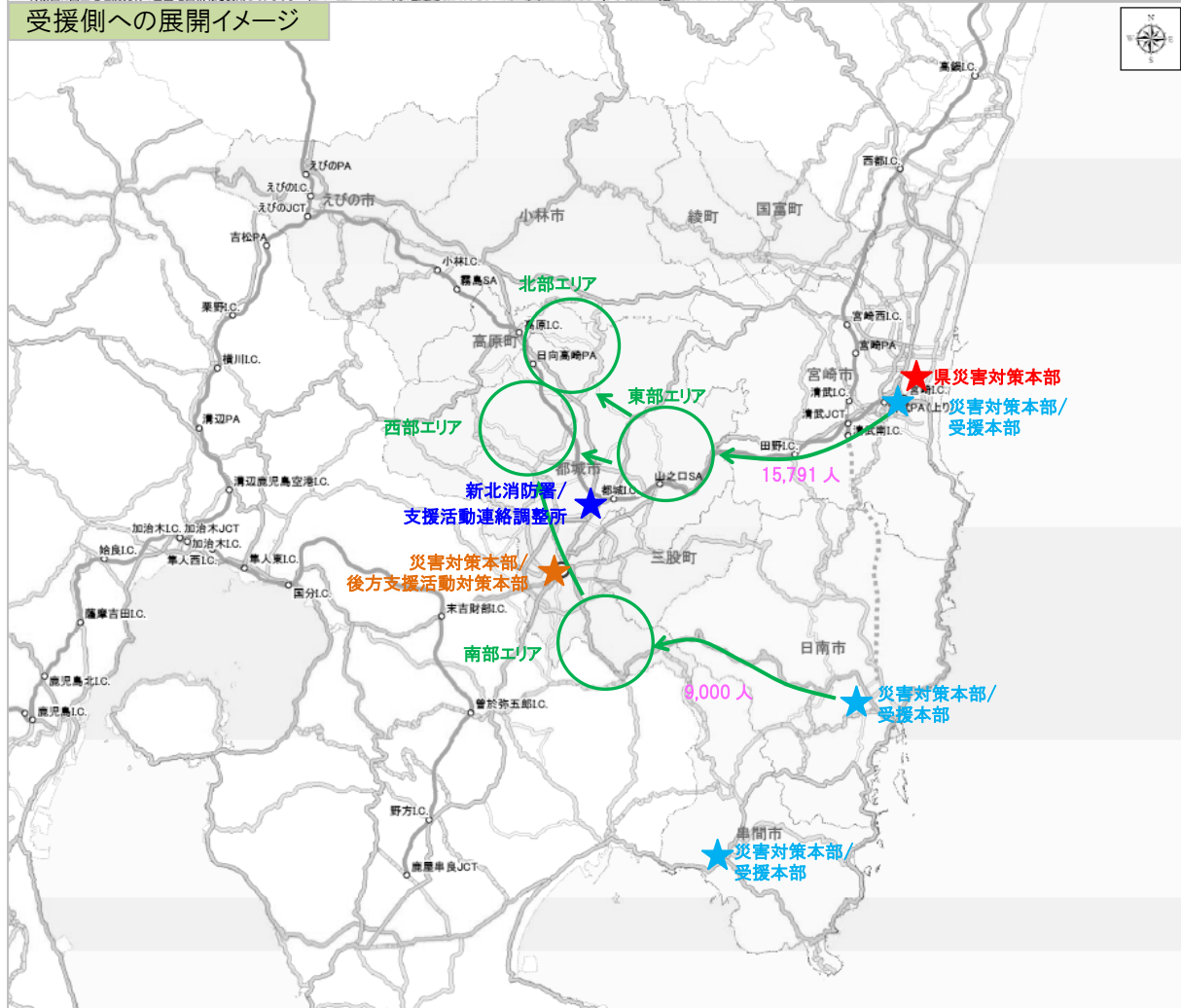
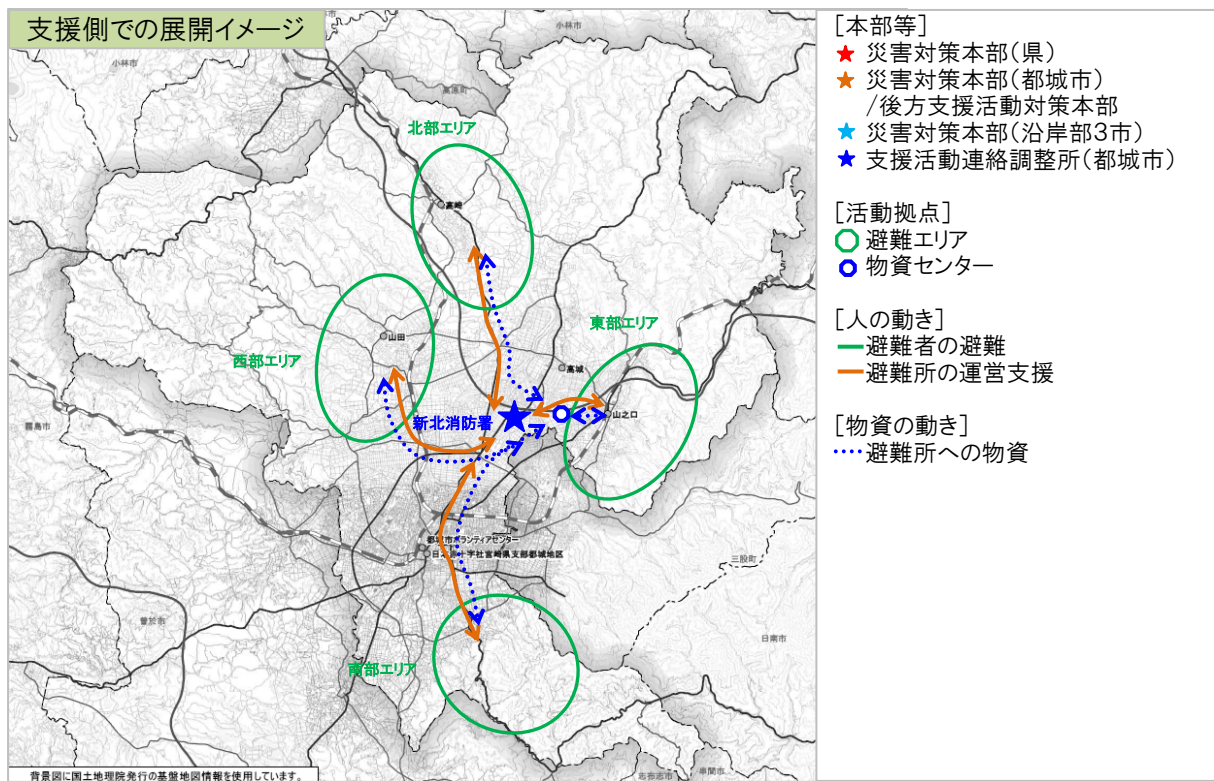
【検討シート5】



■図表 4.4.21(2) 「避難者の受入・支援機能」の実実施手順・展開イメージ

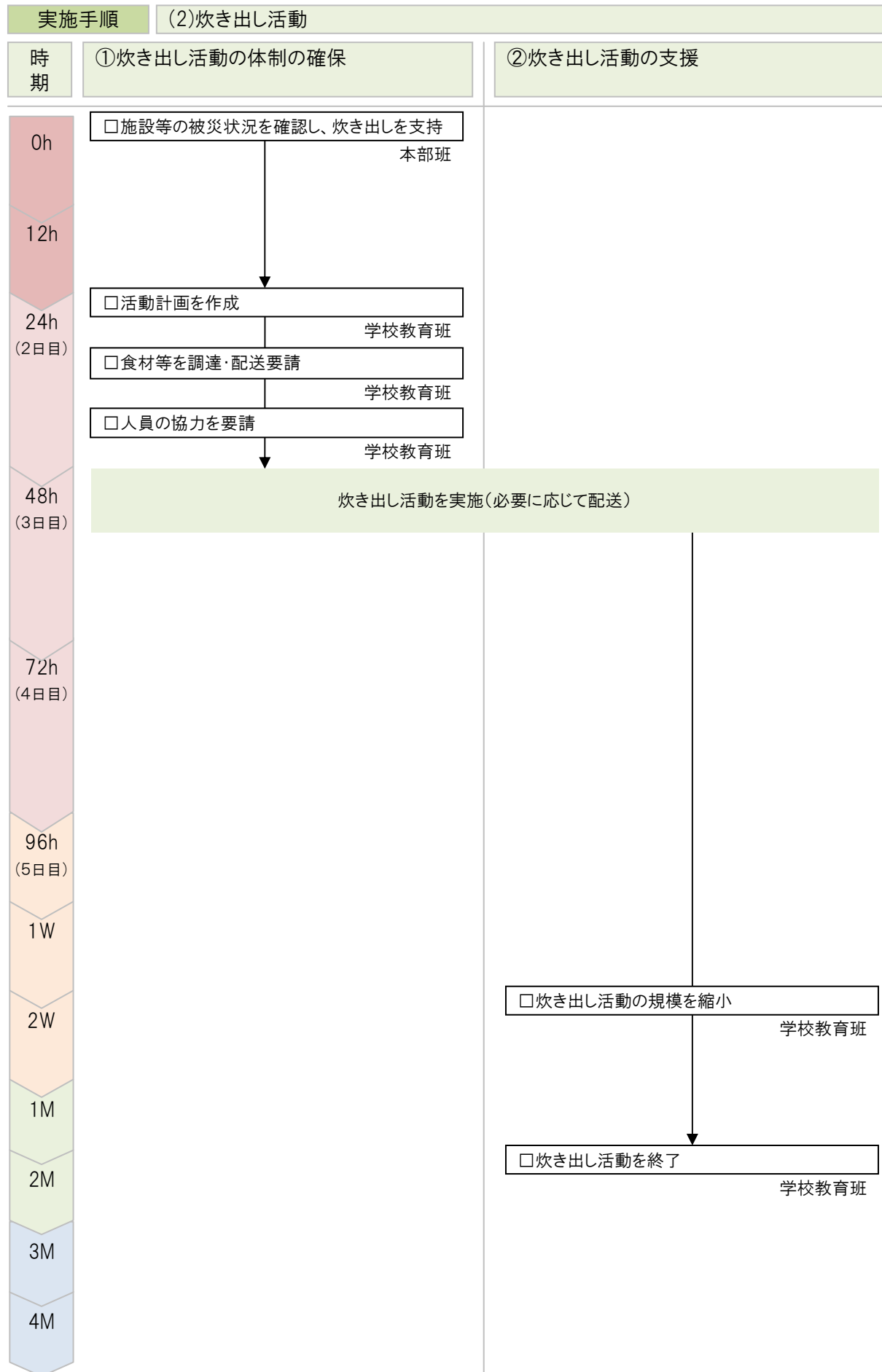
【検討シート5】

展開イメージ (1)避難者の受入・避難所運営



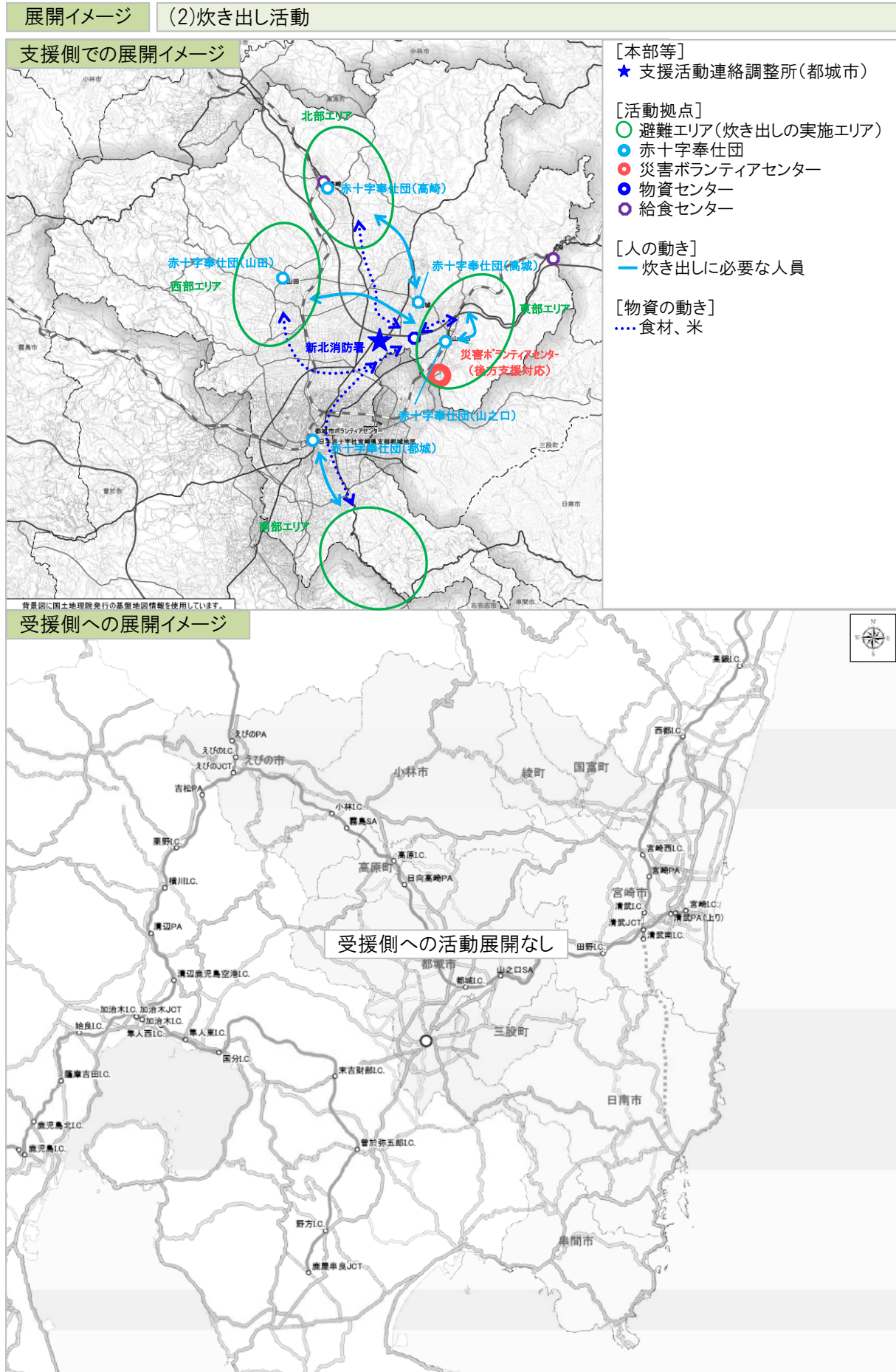
■ 図表 4.4.21(3) 「避難者の受入・支援機能」の実実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



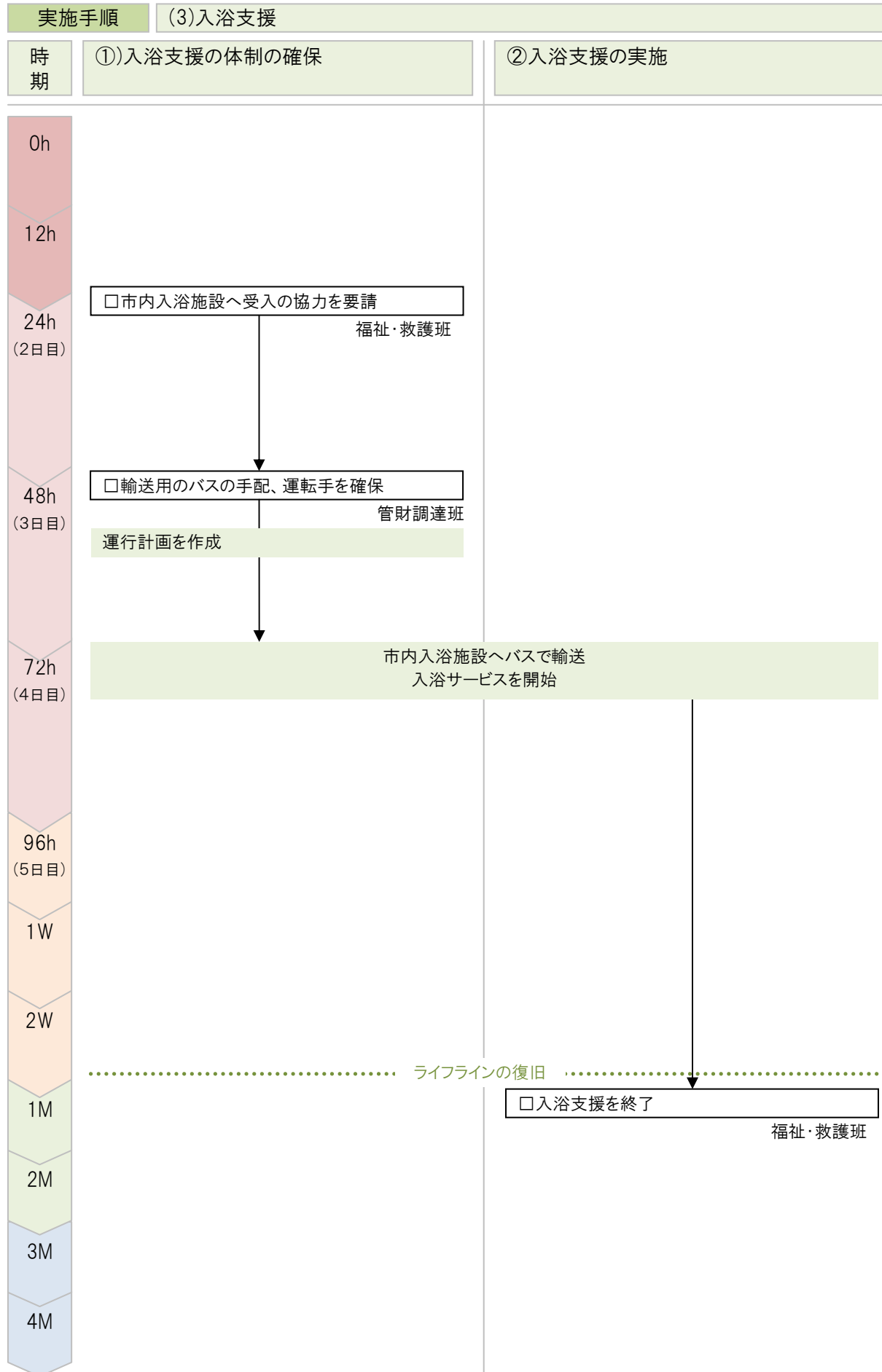
■図表 4.4.21(4) 「避難者の受入・支援機能」の実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



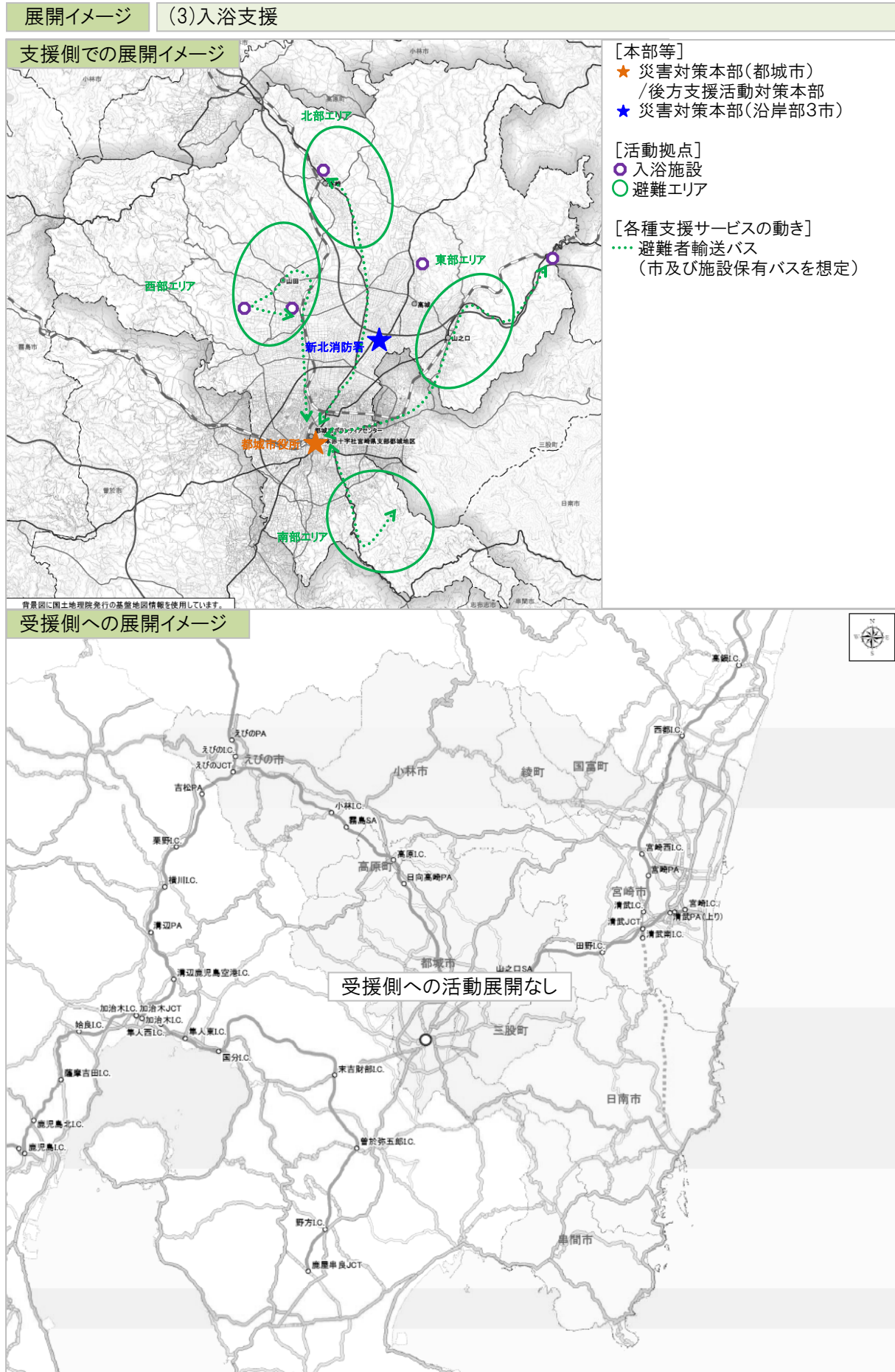
■ 図表 4.4.21(5) 「避難者の受入・支援機能」の実実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



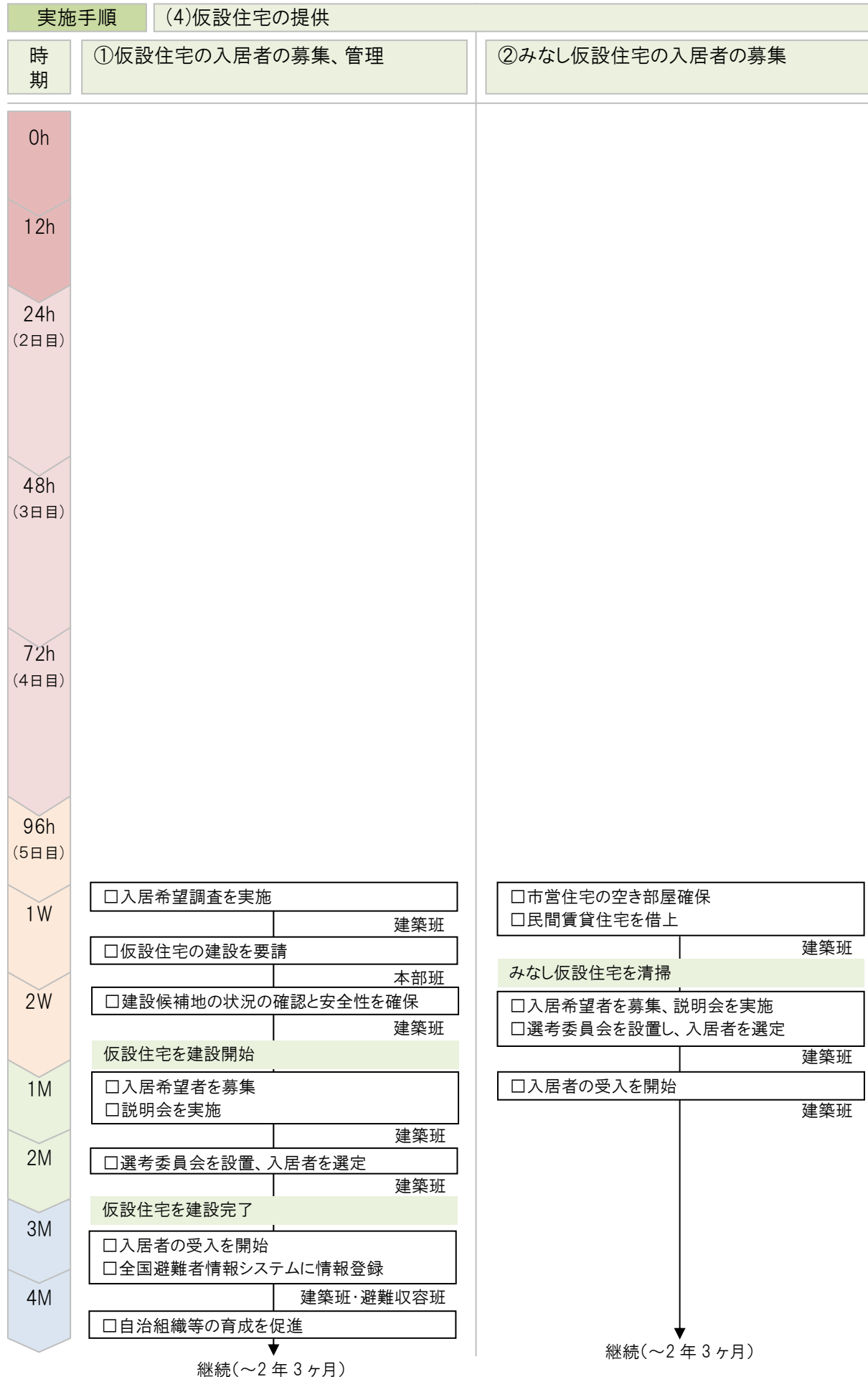
■図表 4.4.21(6) 「避難者の受入・支援機能」の実実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



■ 図表 4.4.21(7) 「避難者の受入・支援機能」の実施手順・展開イメージ

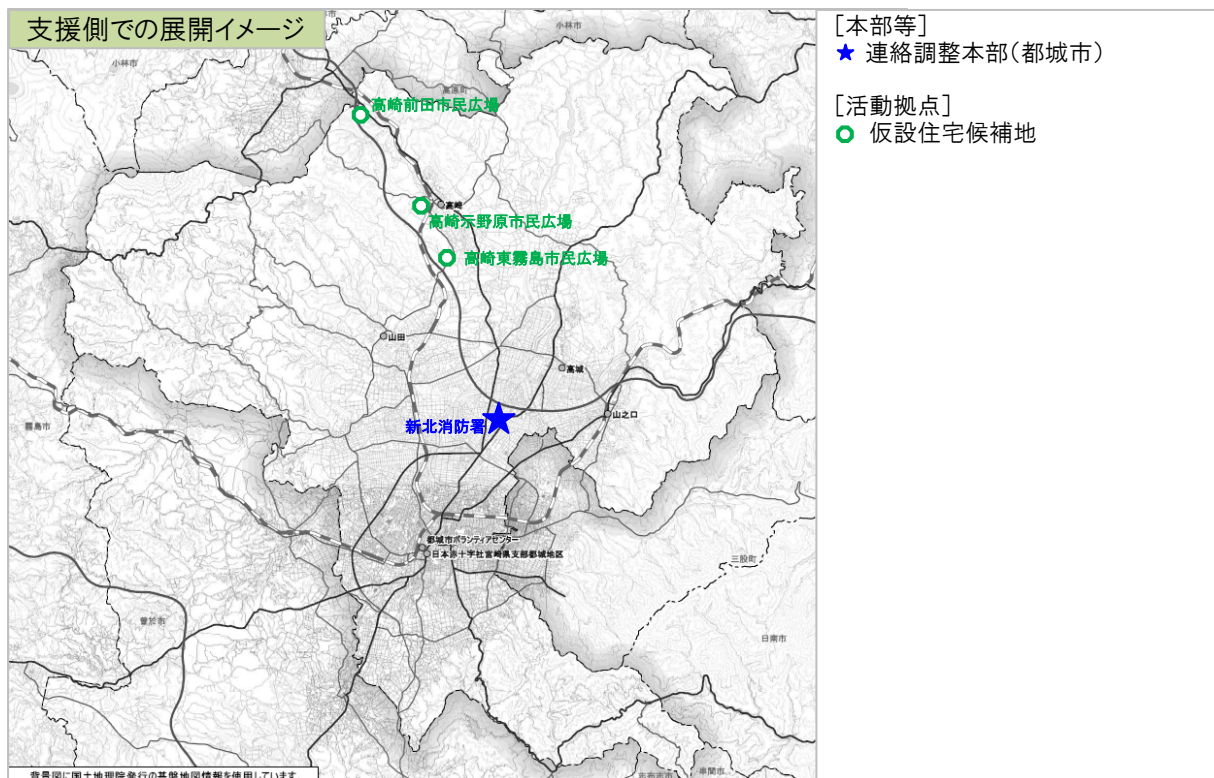
【検討シート5】



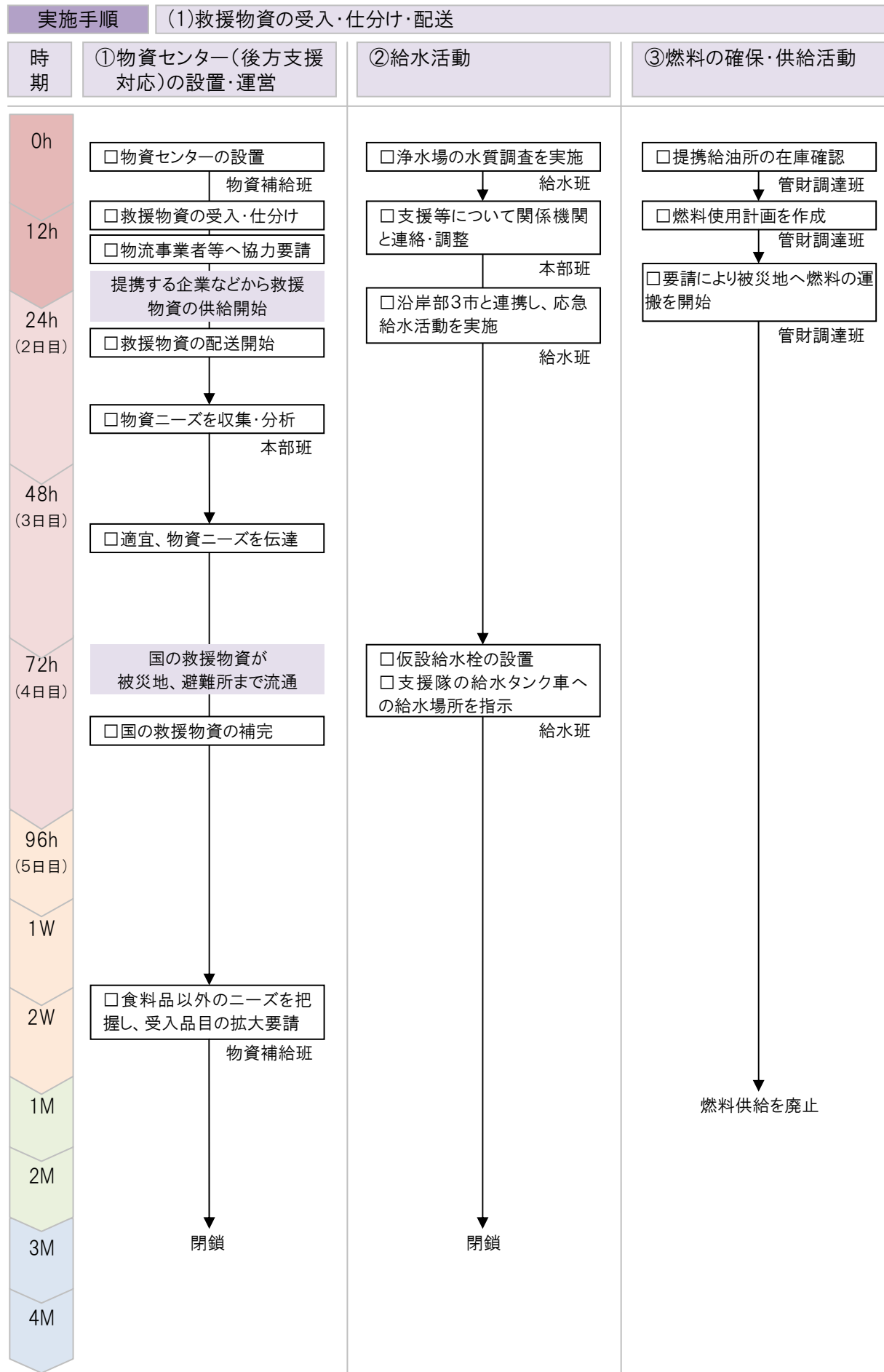
■図表 4.4.21(8) 「避難者の受入・支援機能」の実実施手順・展開イメージ

【検討シート5】

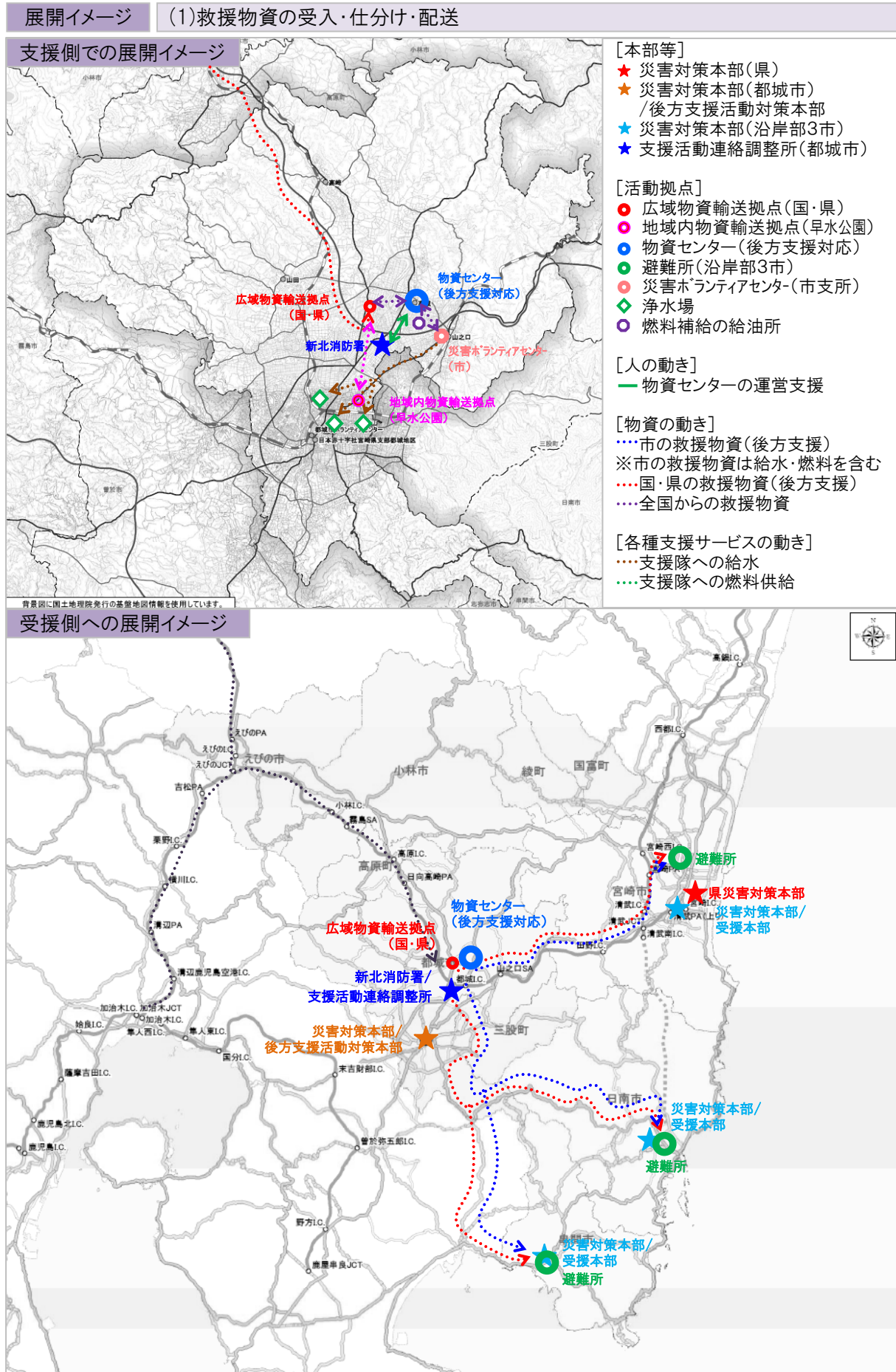
展開イメージ (4)仮設住宅の提供



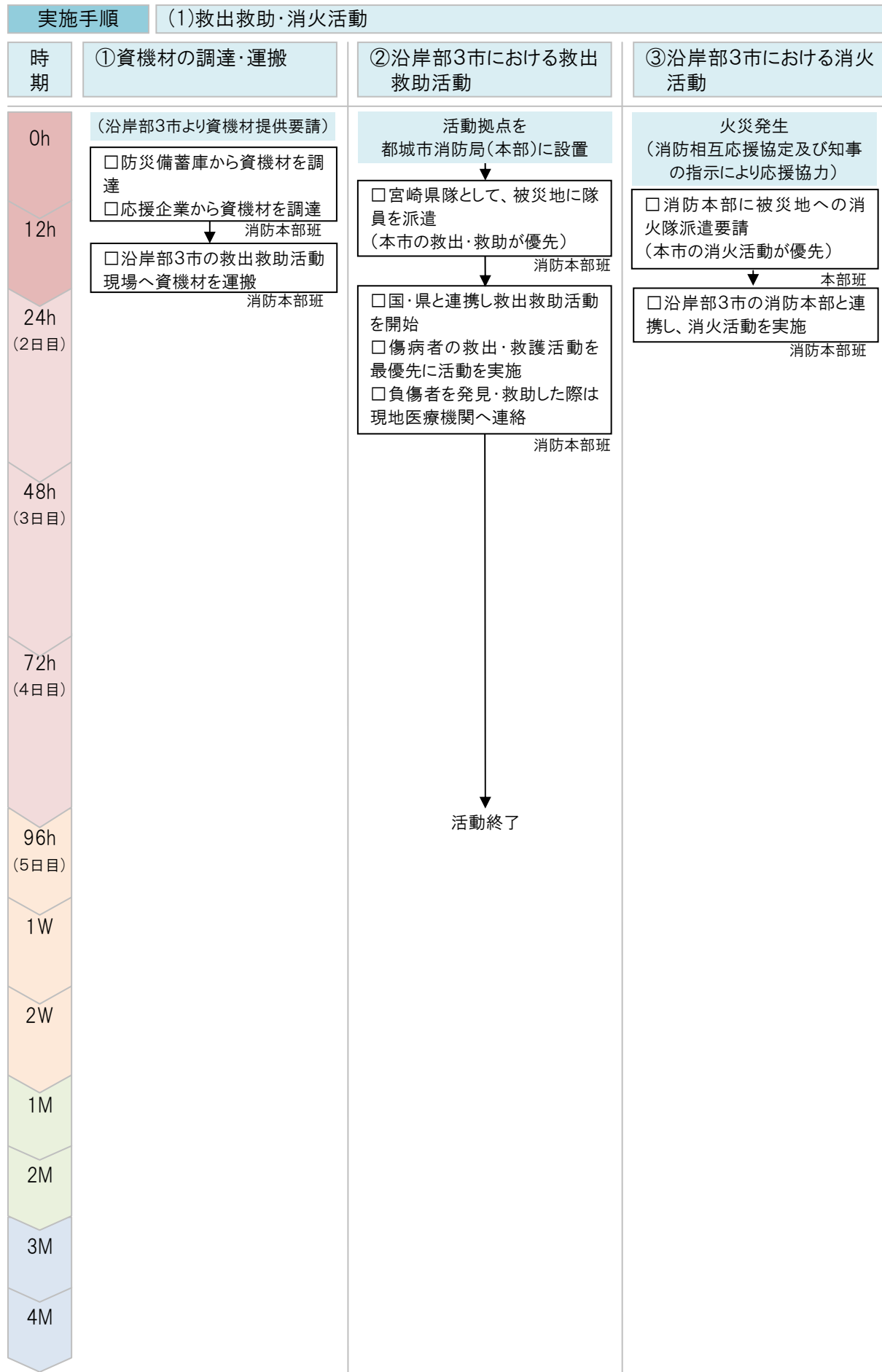
■ 図表 4.4.22(1) 「救援物資の受入・仕分け・配送機能」の実実施手順・展開イメージ 【検討シート5】



■図表 4.4.22(2) 「救援物資の受入・仕分け・配送機能」の実施手順・展開イメージ 【検討シート5】

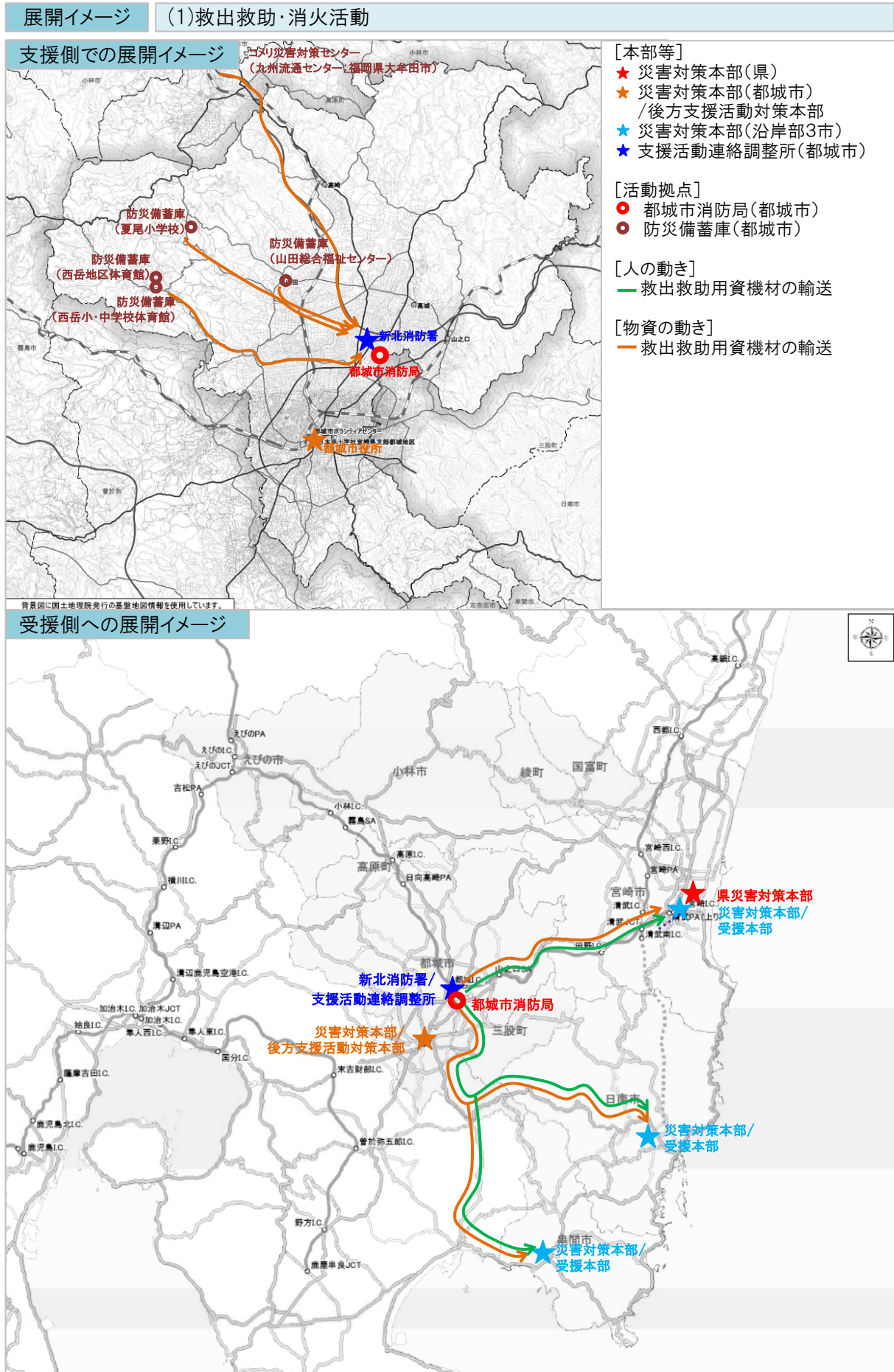


■ 図表 4.4.23(1) 「救出救助・消火・医療救護活動機能」の実施手順・展開イメージ 【検討シート5】

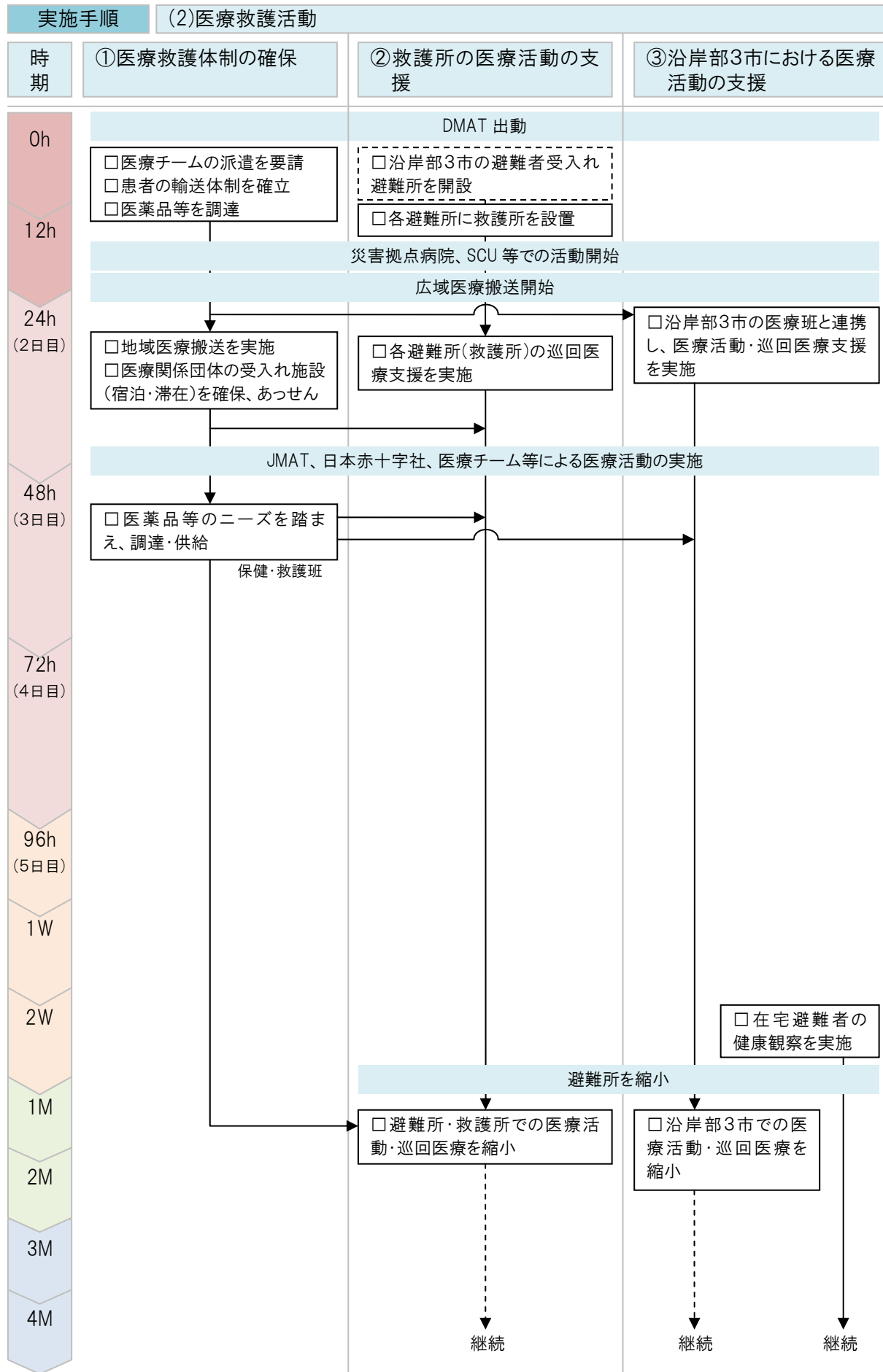


■図表 4.4.23(2) 「救出救助・消火・医療救護活動機能」の実施手順・展開イメージ

【検討シート5】

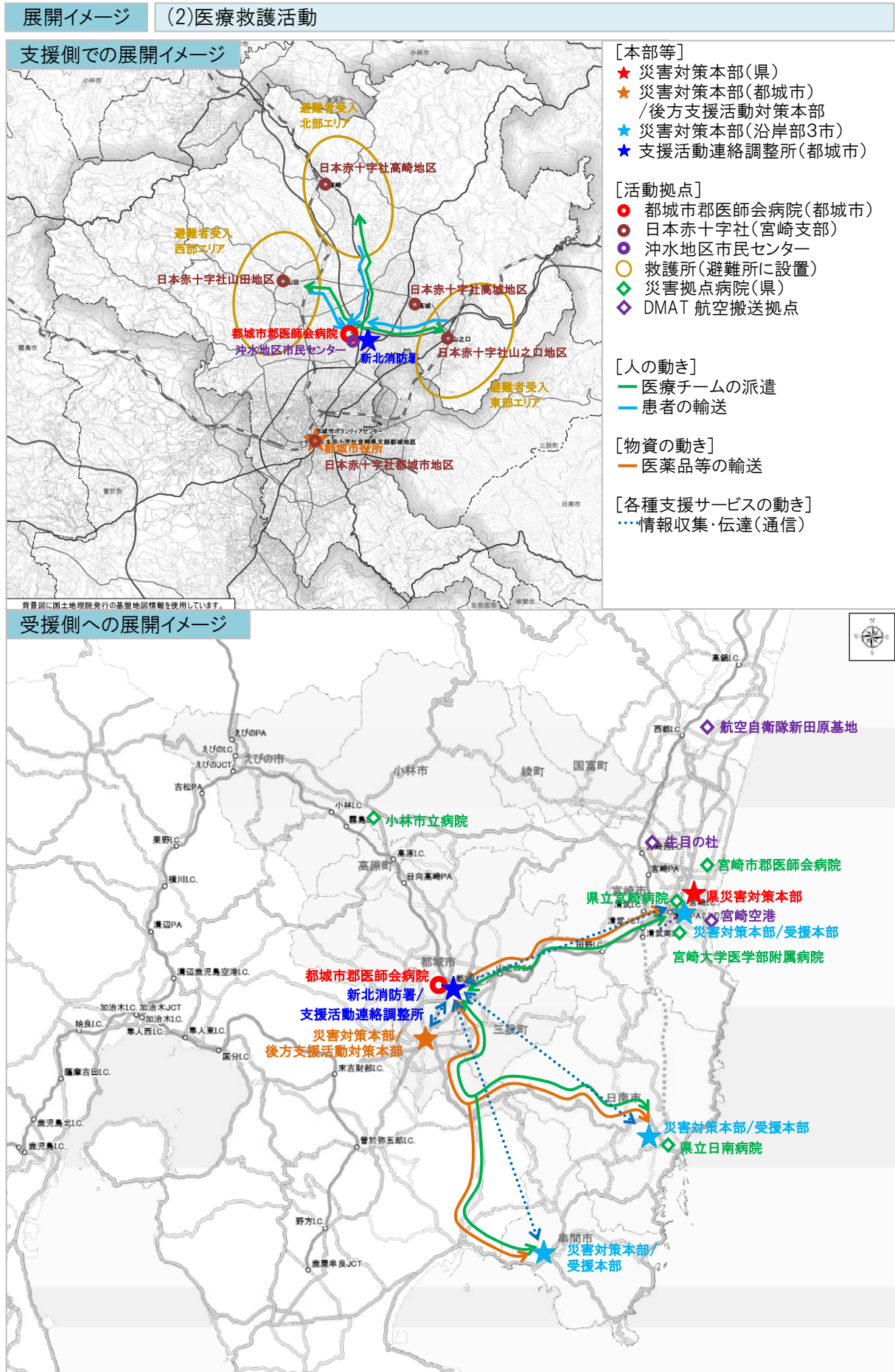


■ 図表 4.4.23(3) 「救出救助・消火・医療救護活動機能」の実実施手順・展開イメージ 【検討シート5】



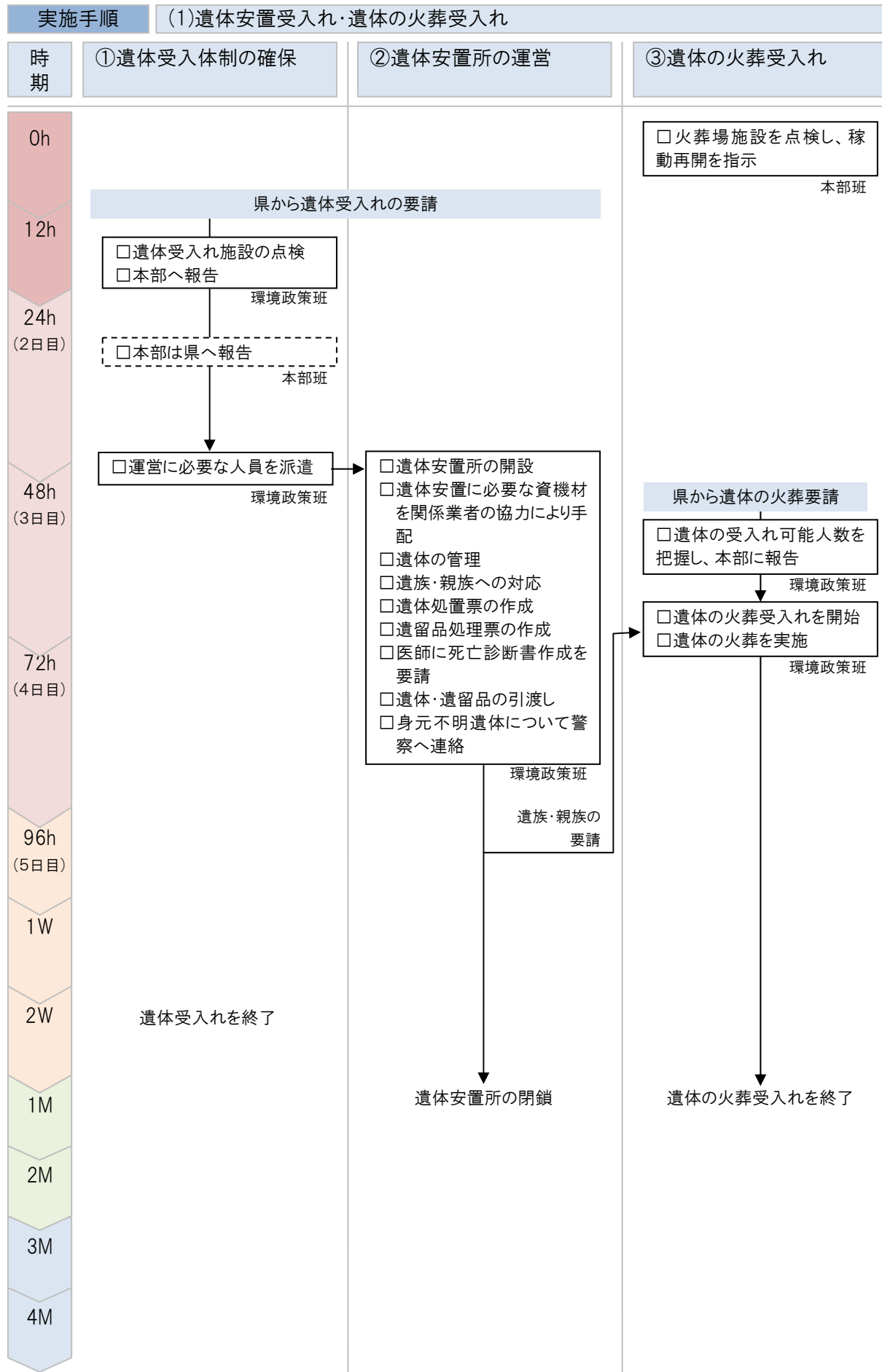
■図表 4.4.23(4) 「救出救助・消火・医療救護活動機能」の実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



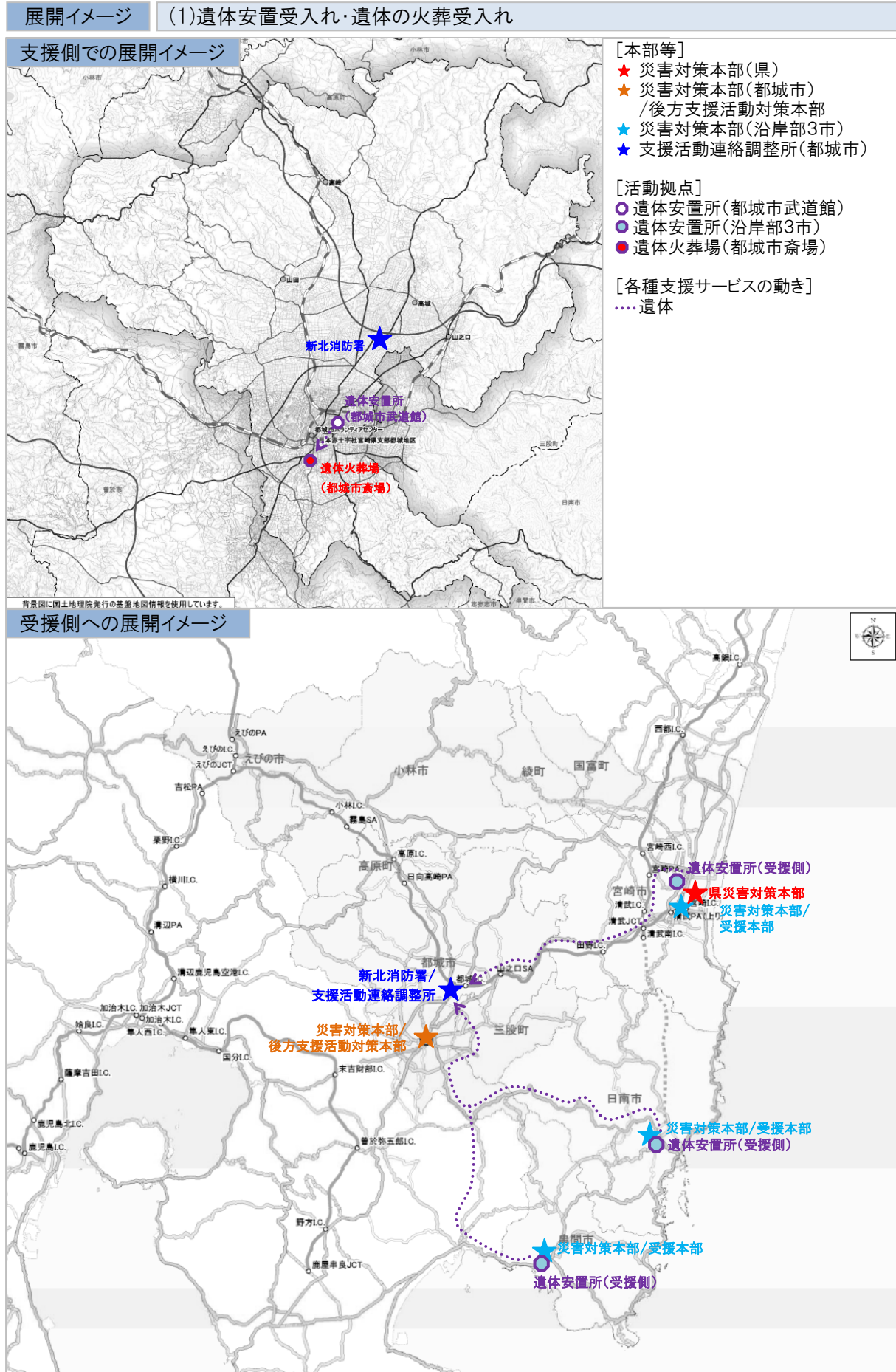
■ 図表 4.4.24(1) 「保健・衛生活動機能」の実実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



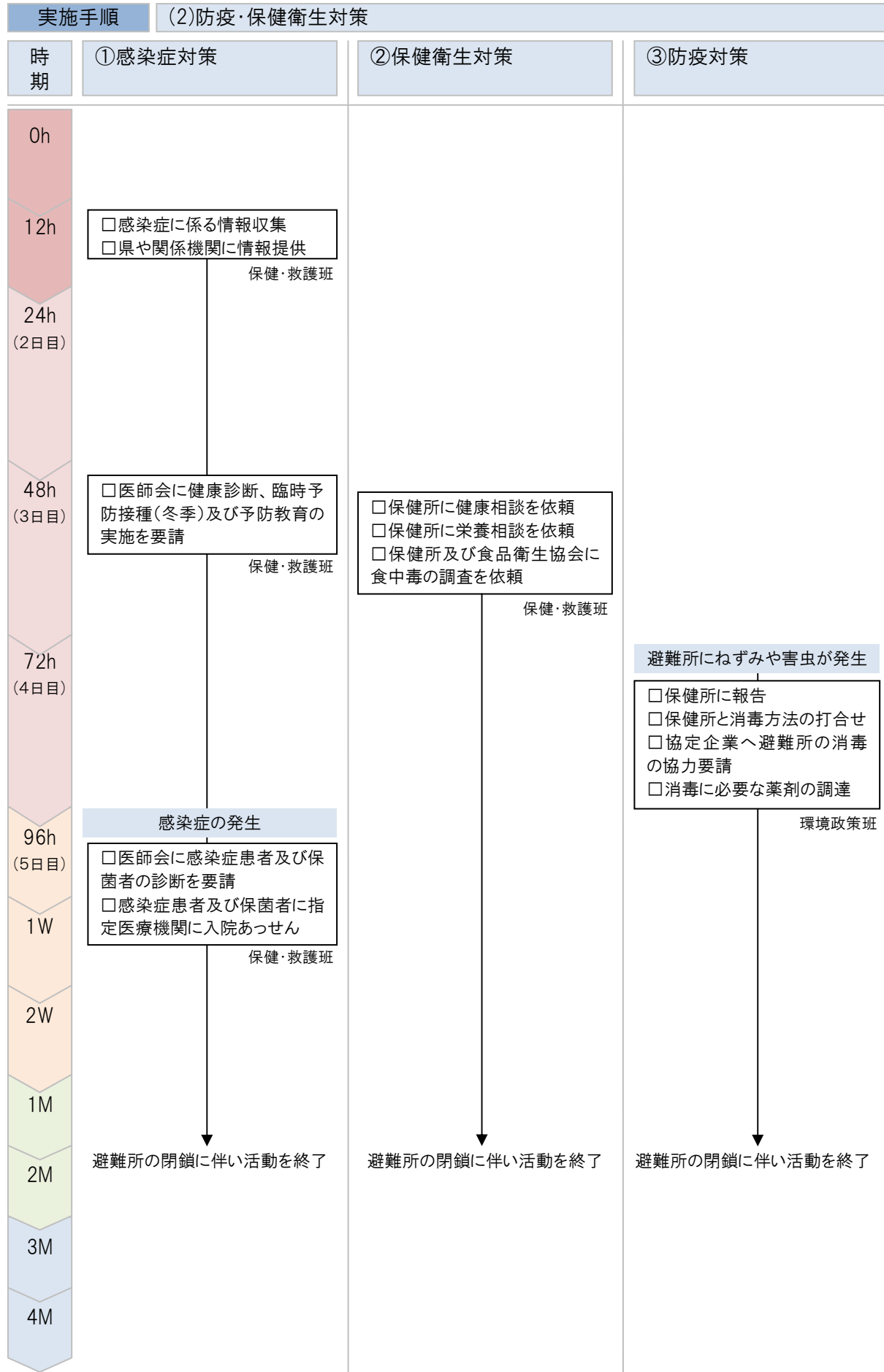
■図表 4.4.24(2) 「保健・衛生活動機能」の実実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



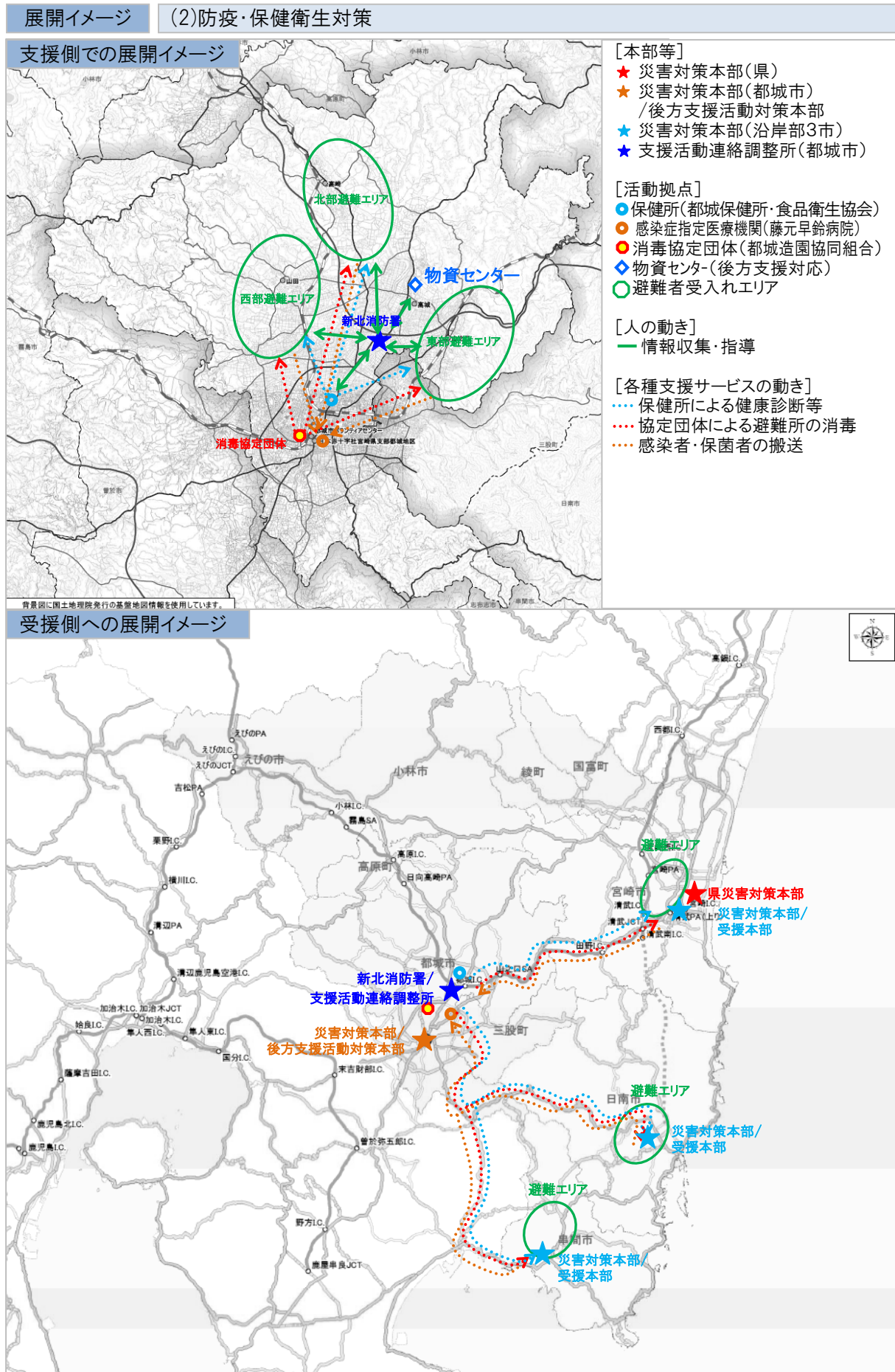
■ 図表 4.4.24(3) 「保健・衛生活動機能」の実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



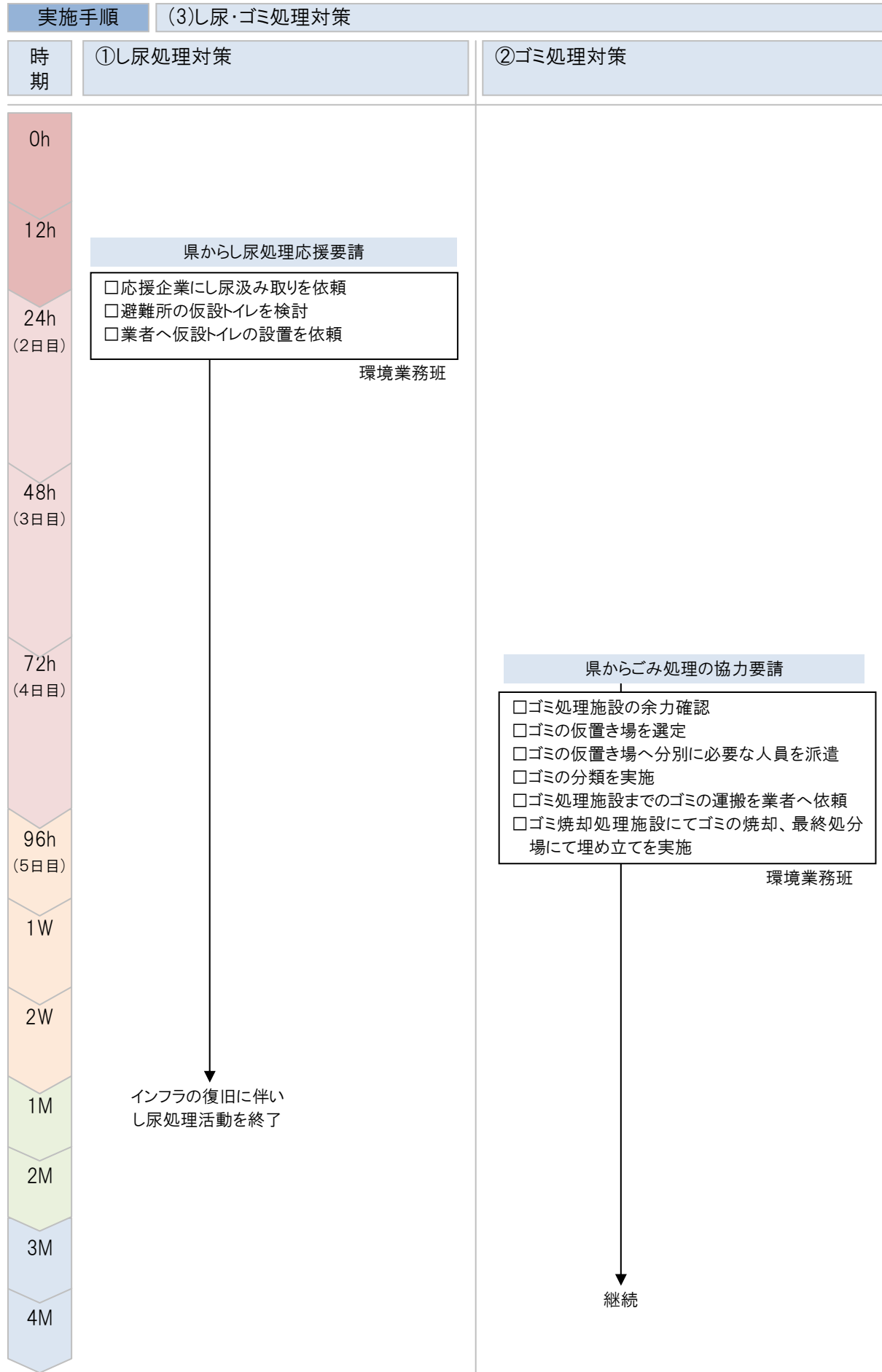
■図表 4.4.24(4) 「保健・衛生活動機能」の実実施手順・展開イメージ

【検討シート5】



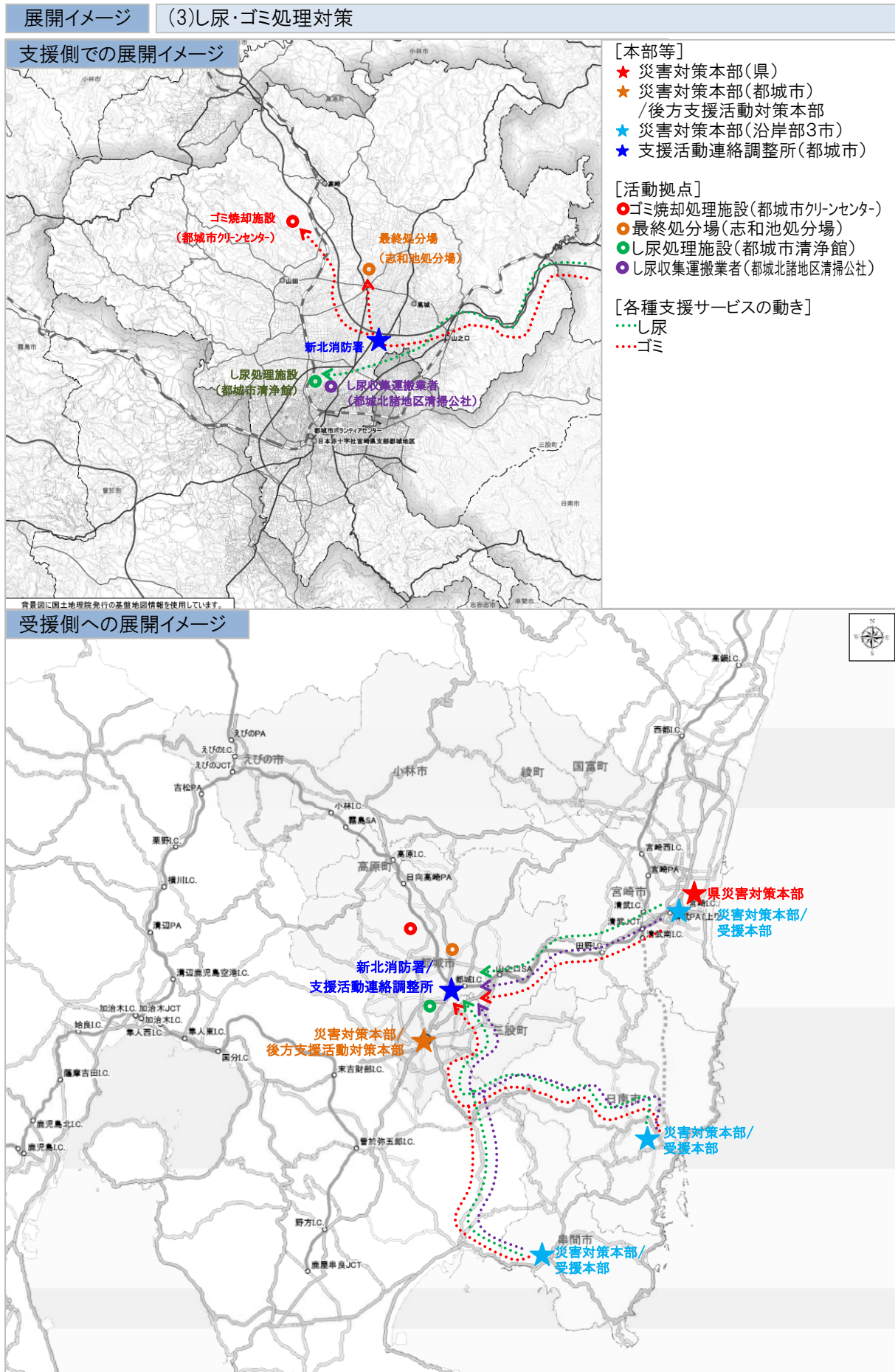
■ 図表 4.4.24(5) 「保健・衛生活動機能」の実施手順・展開イメージ

【検討シート5】

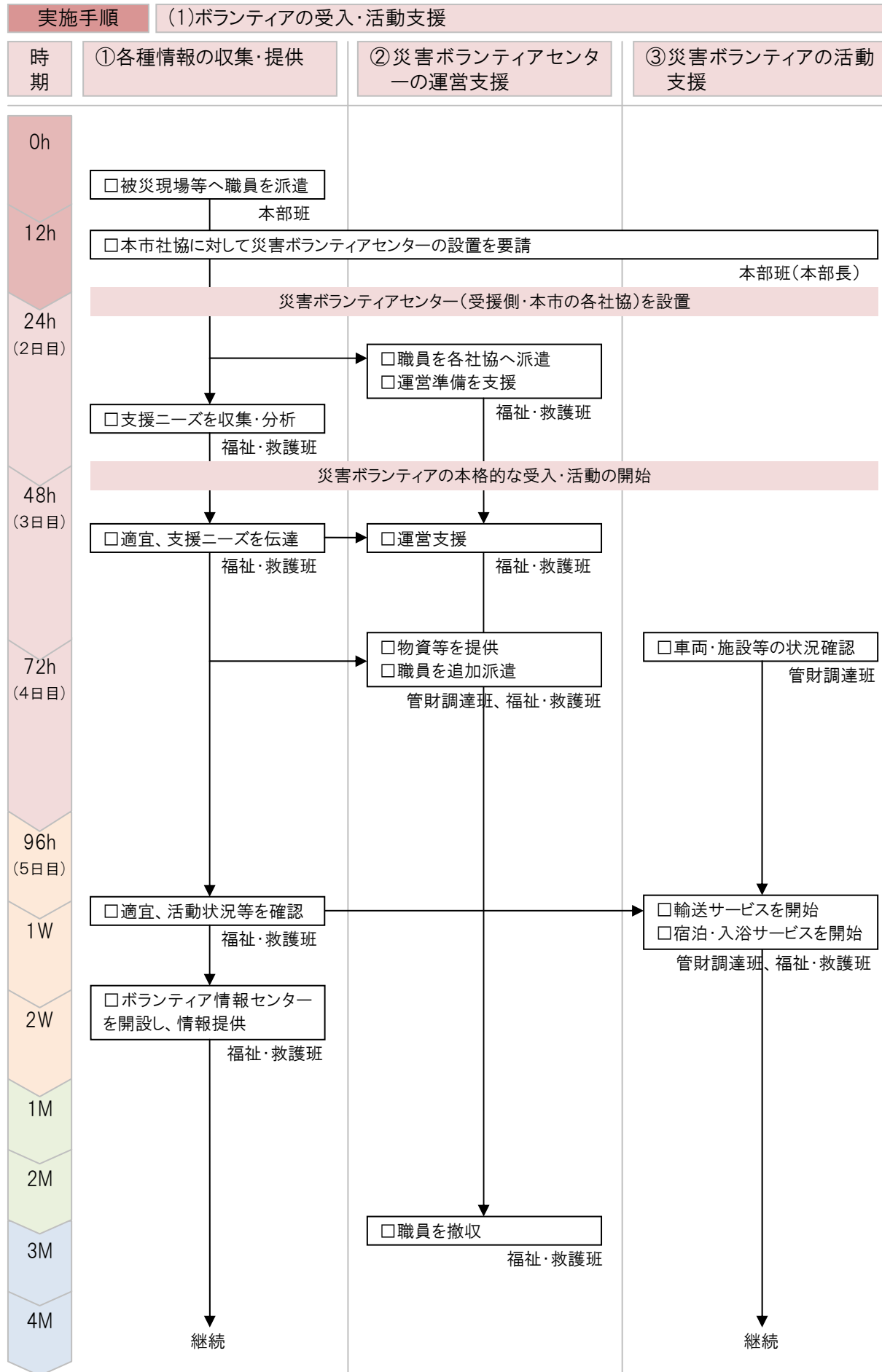


■図表 4.4.24(6) 「保健・衛生活動機能」の実実施手順・展開イメージ

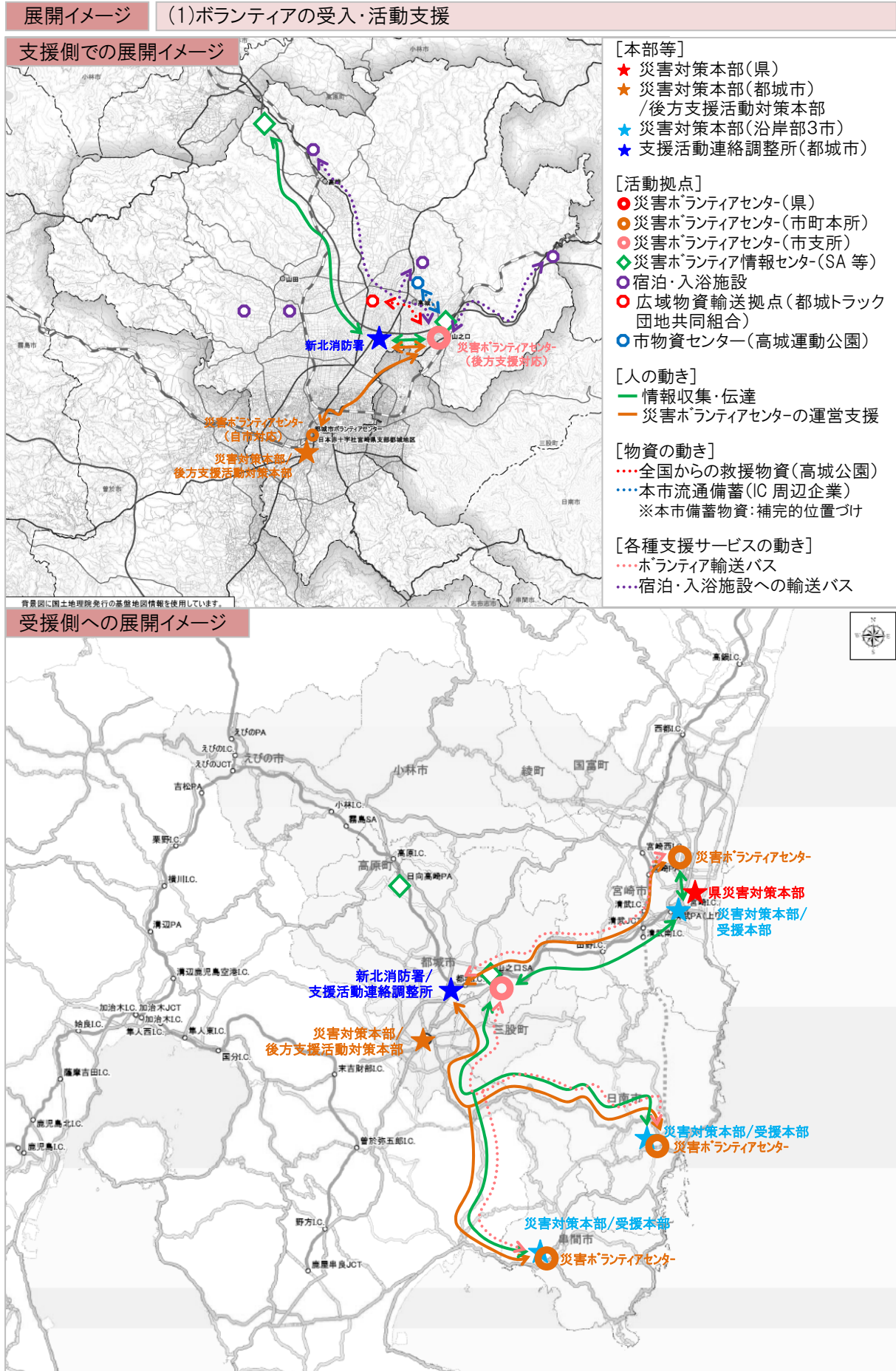
【検討シート5】



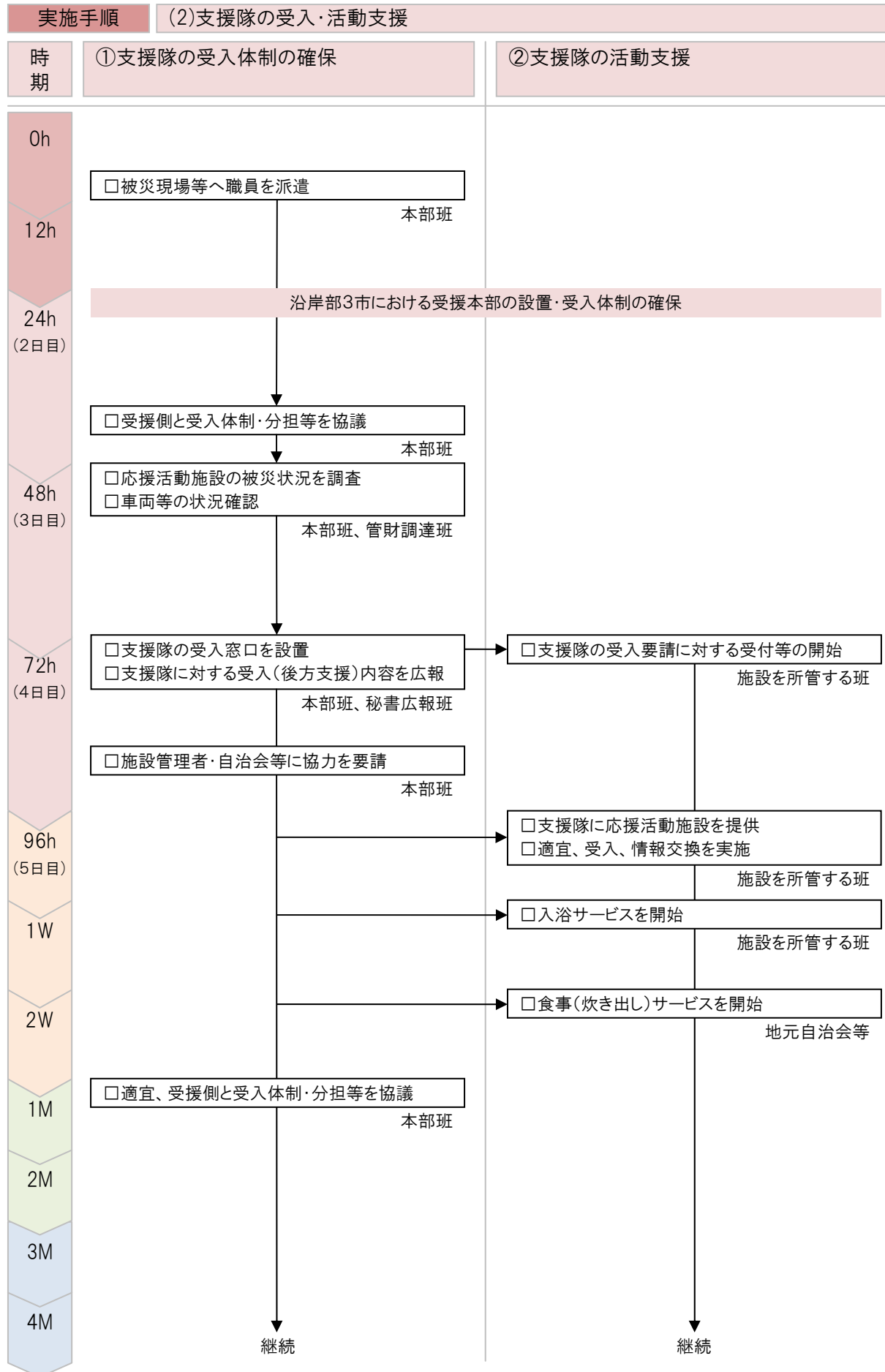
■図表 4.4.25(1) 「ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能」の実施手順・展開イメージ【検討シート5】



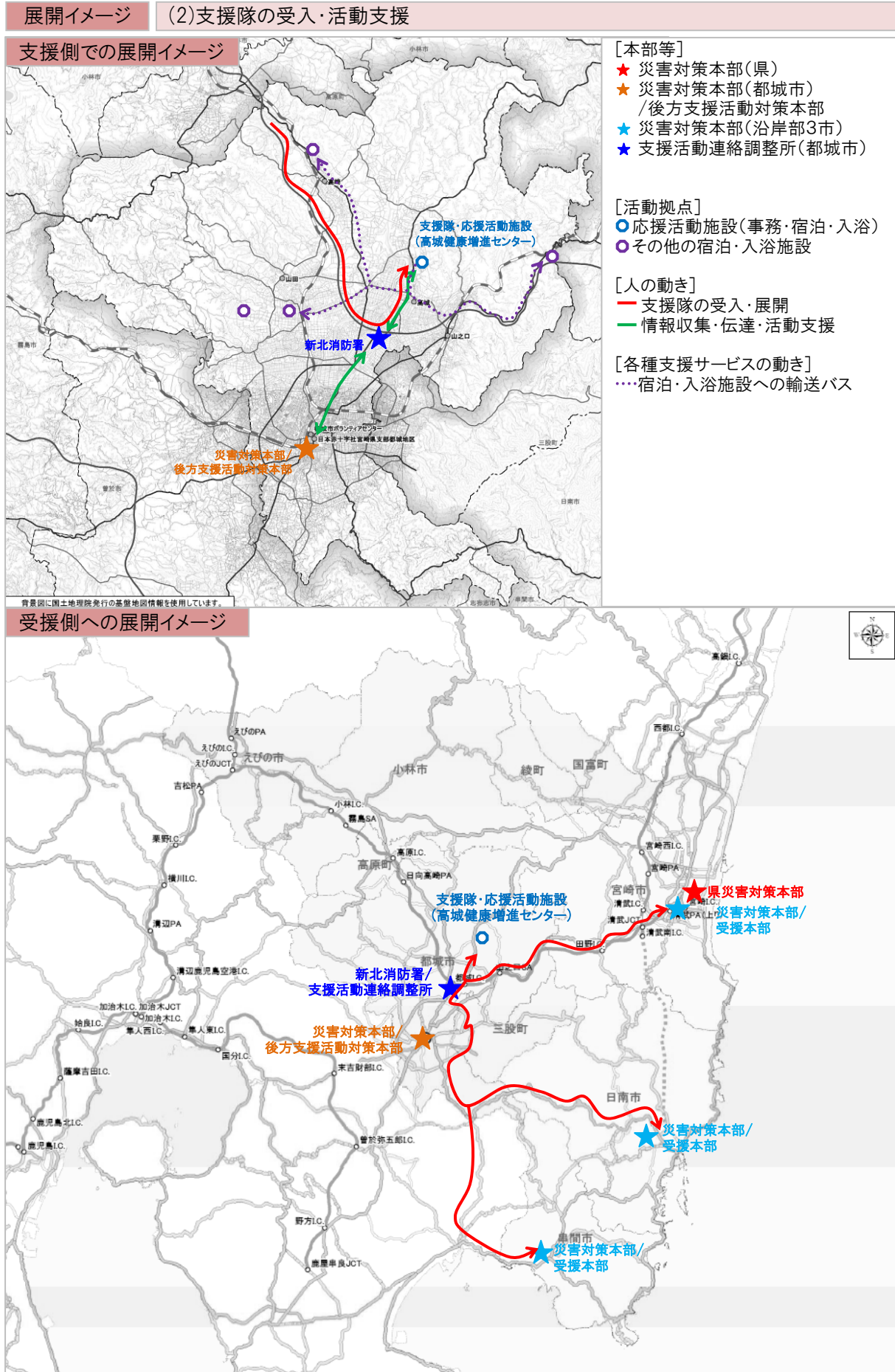
■図表 4.4.25(2) 「ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能」の実施手順・展開イメージ【検討シート5】



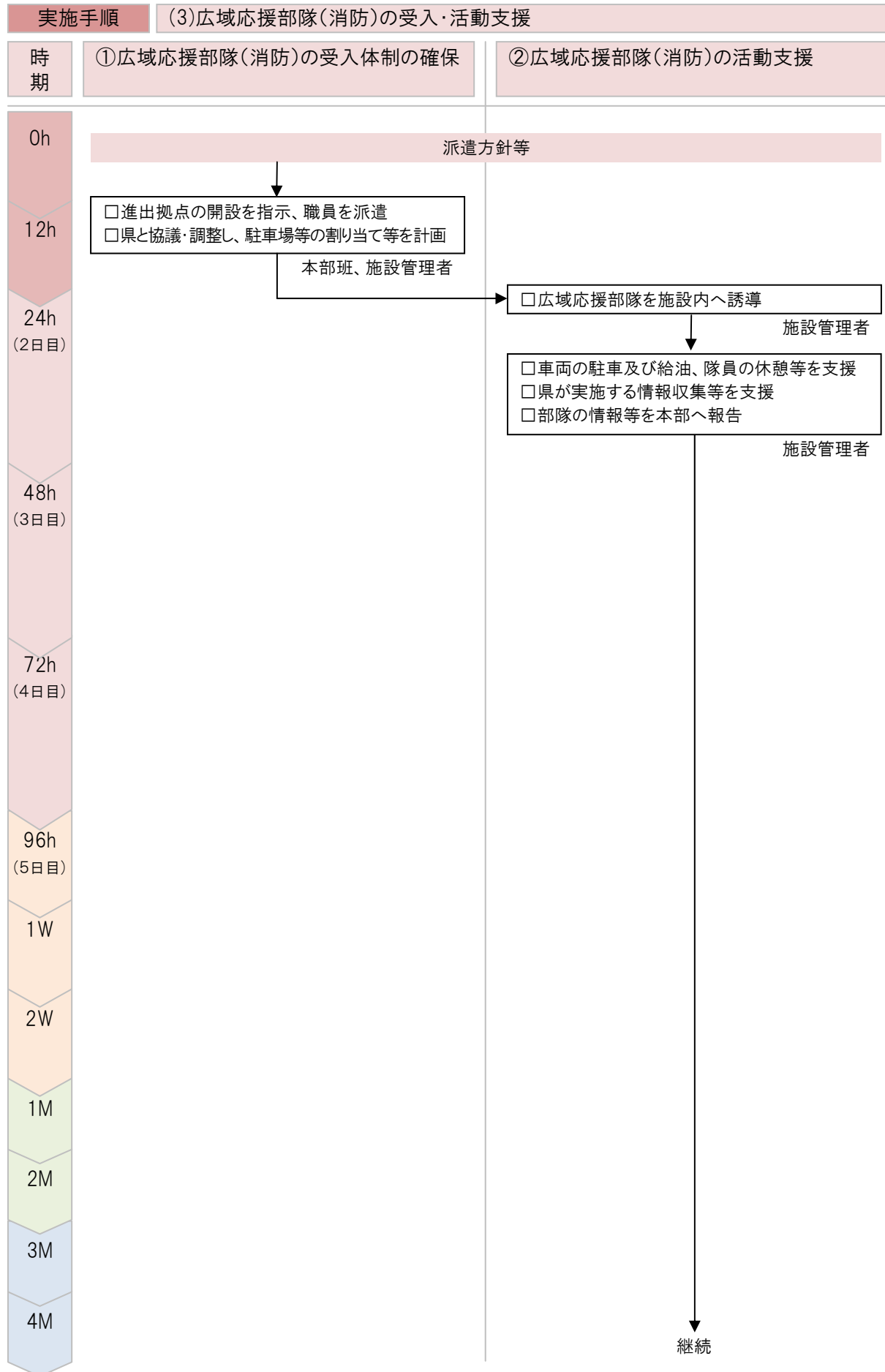
■図表 4.4.25(3) 「ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能」の実施手順・展開イメージ【検討シート5】



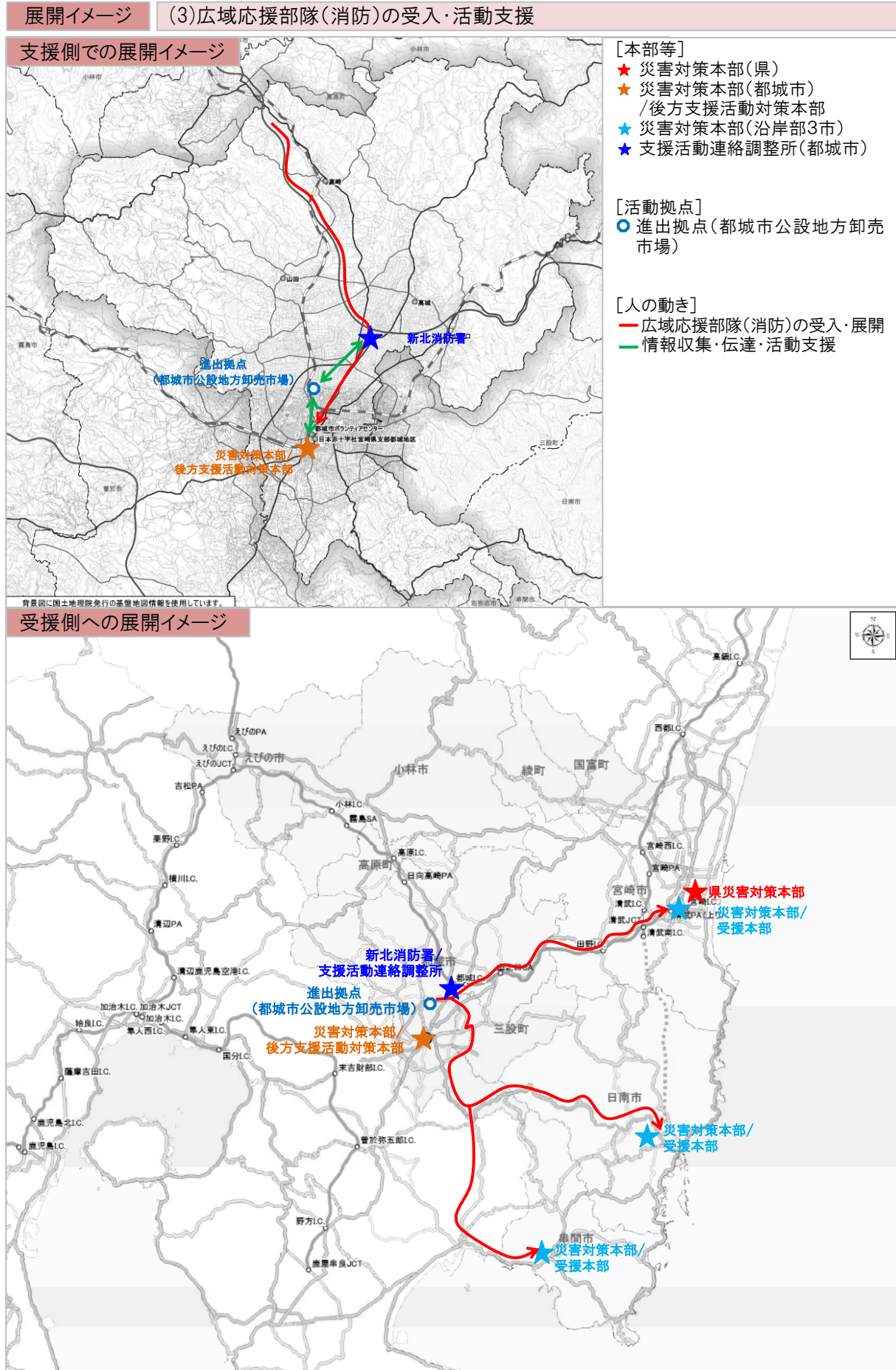
■図表 4.4.25(4) 「ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能」の実施手順・展開イメージ【検討シート5】



■ 図表 4.4.25(5) 「ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能」の実実施手順・展開イメージ【検討シート5】



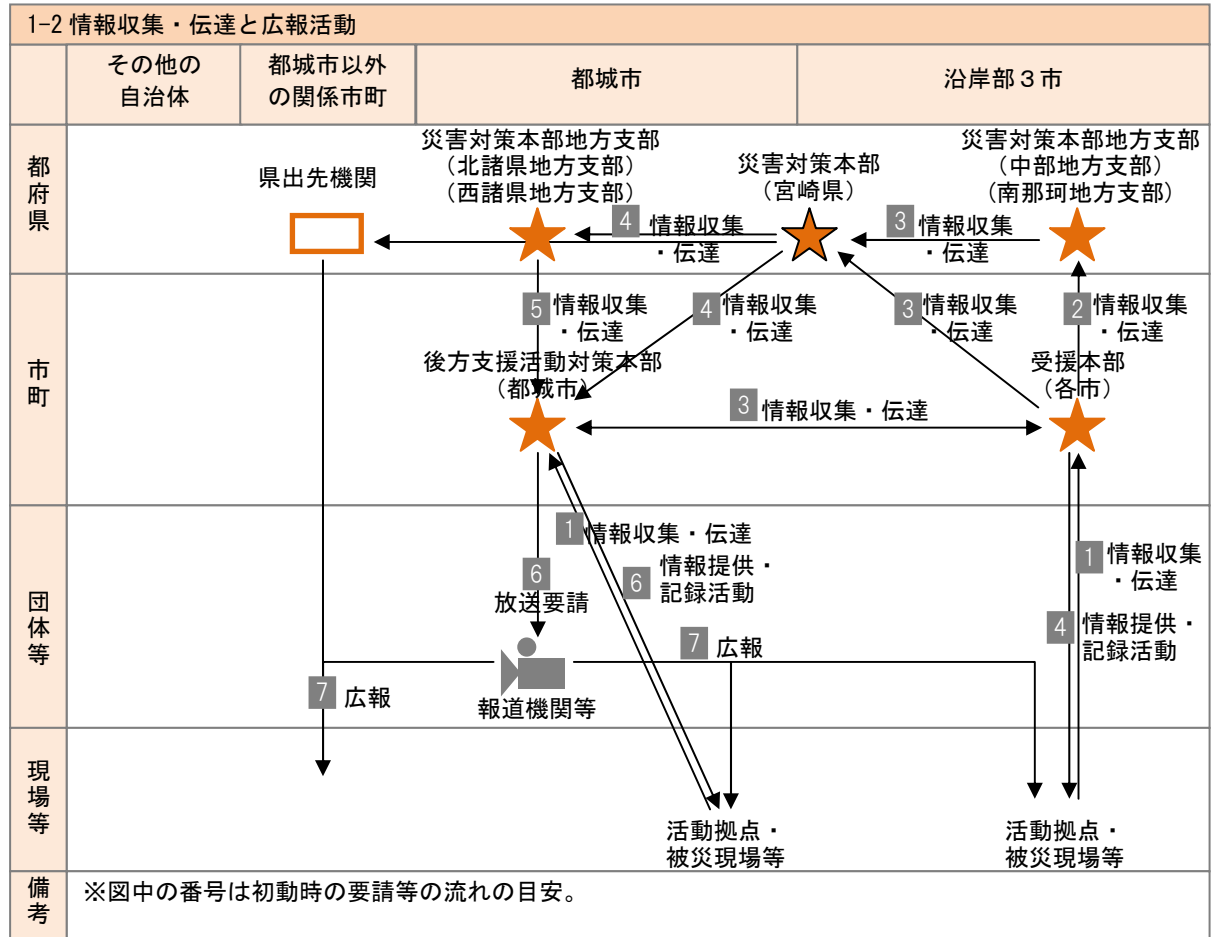
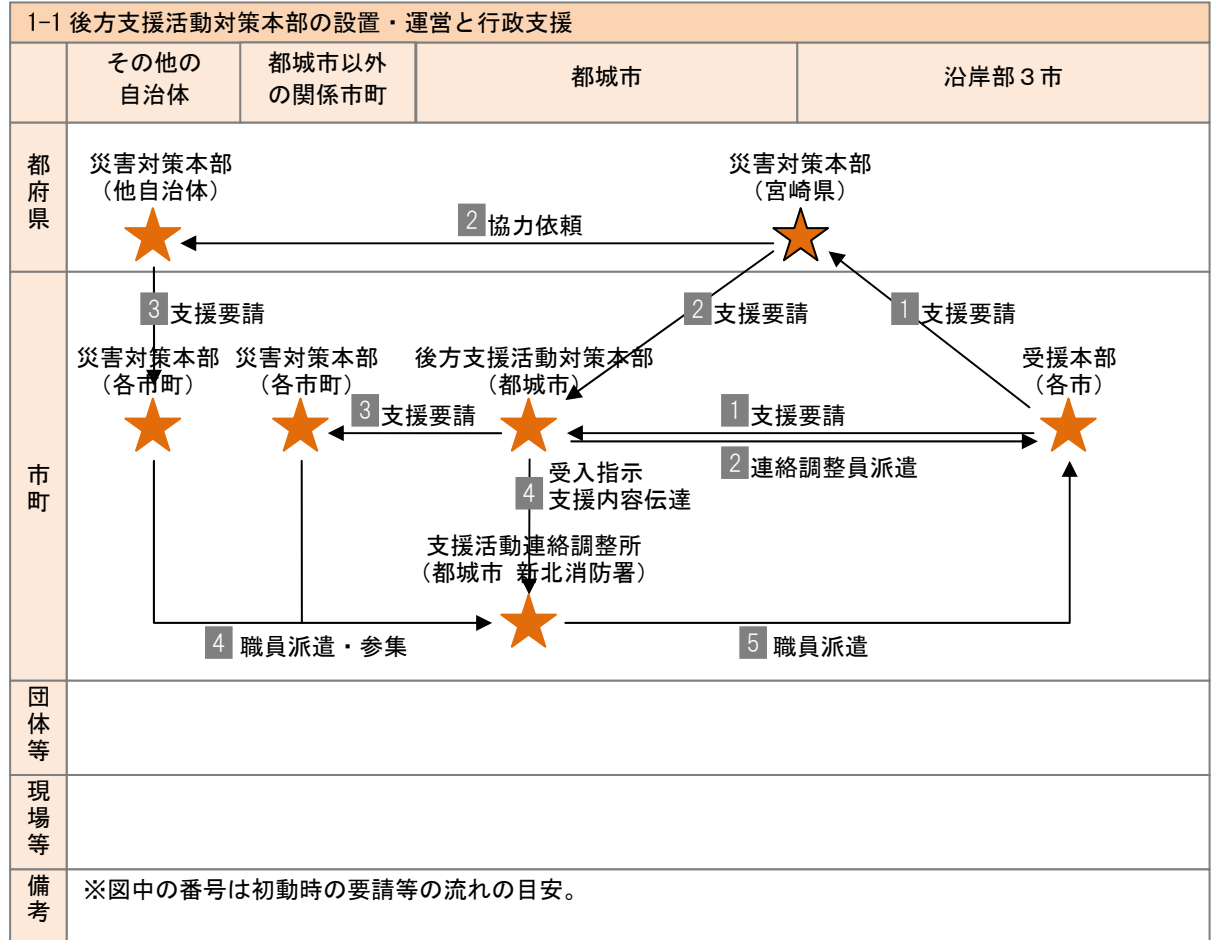
■図表 4.4.25(6) 「ボランティア・支援隊・広域応援部隊の受入・活動支援機能」の実施手順・展開イメージ【検討シート5】



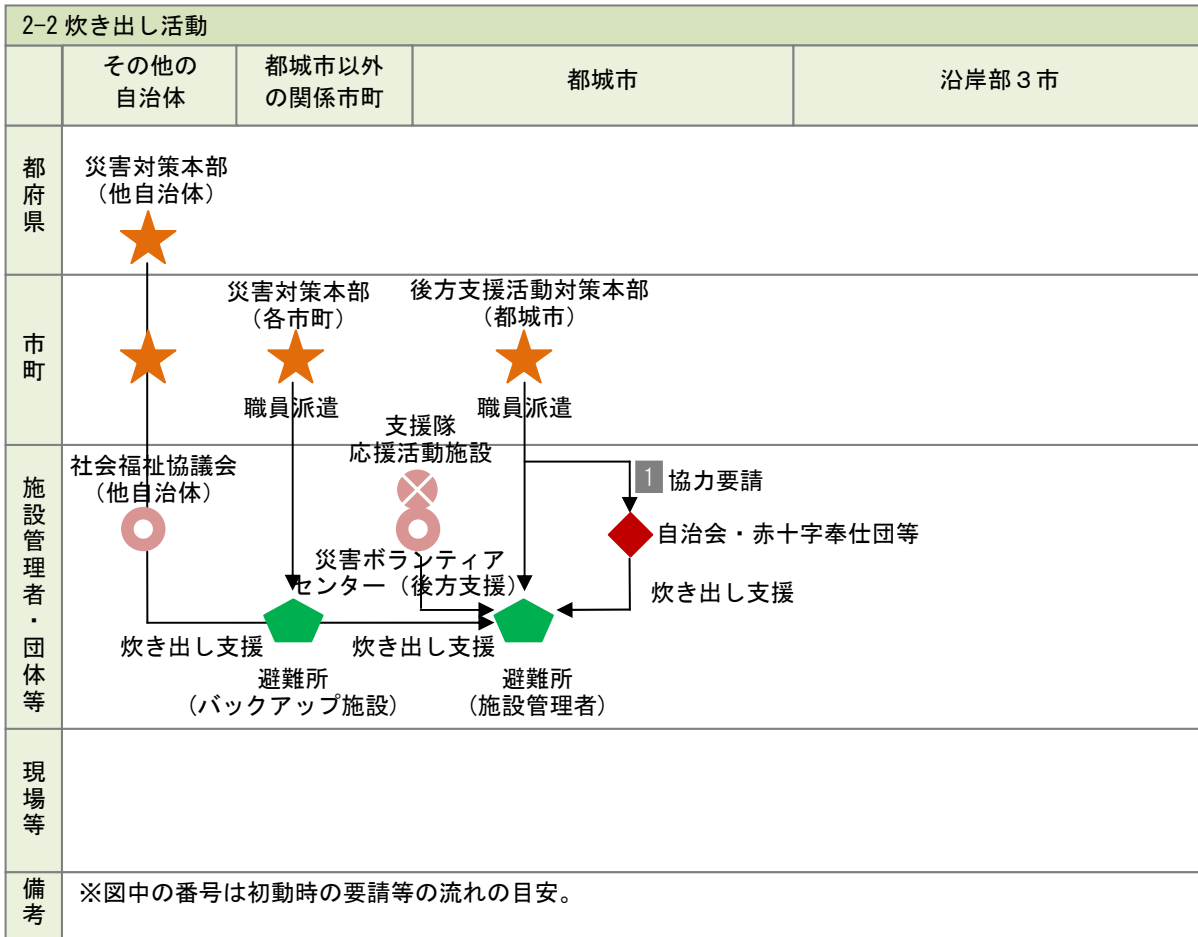
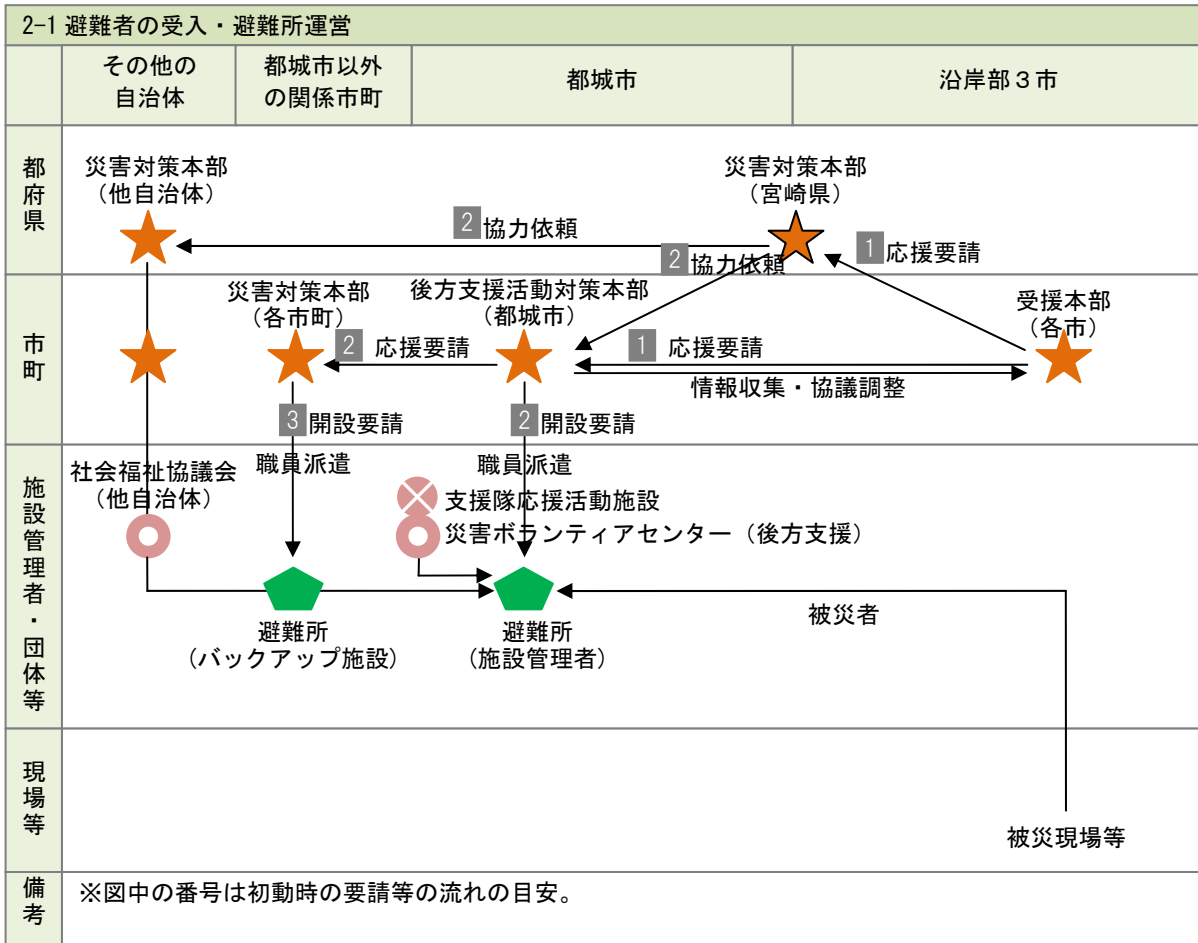
(4)機能別の活動手続き

- ◆活動主体、関係する機関・部署、具体的活動内容等を踏まえ、後方支援活動の実施に当たっての手続きを検討、整理した。

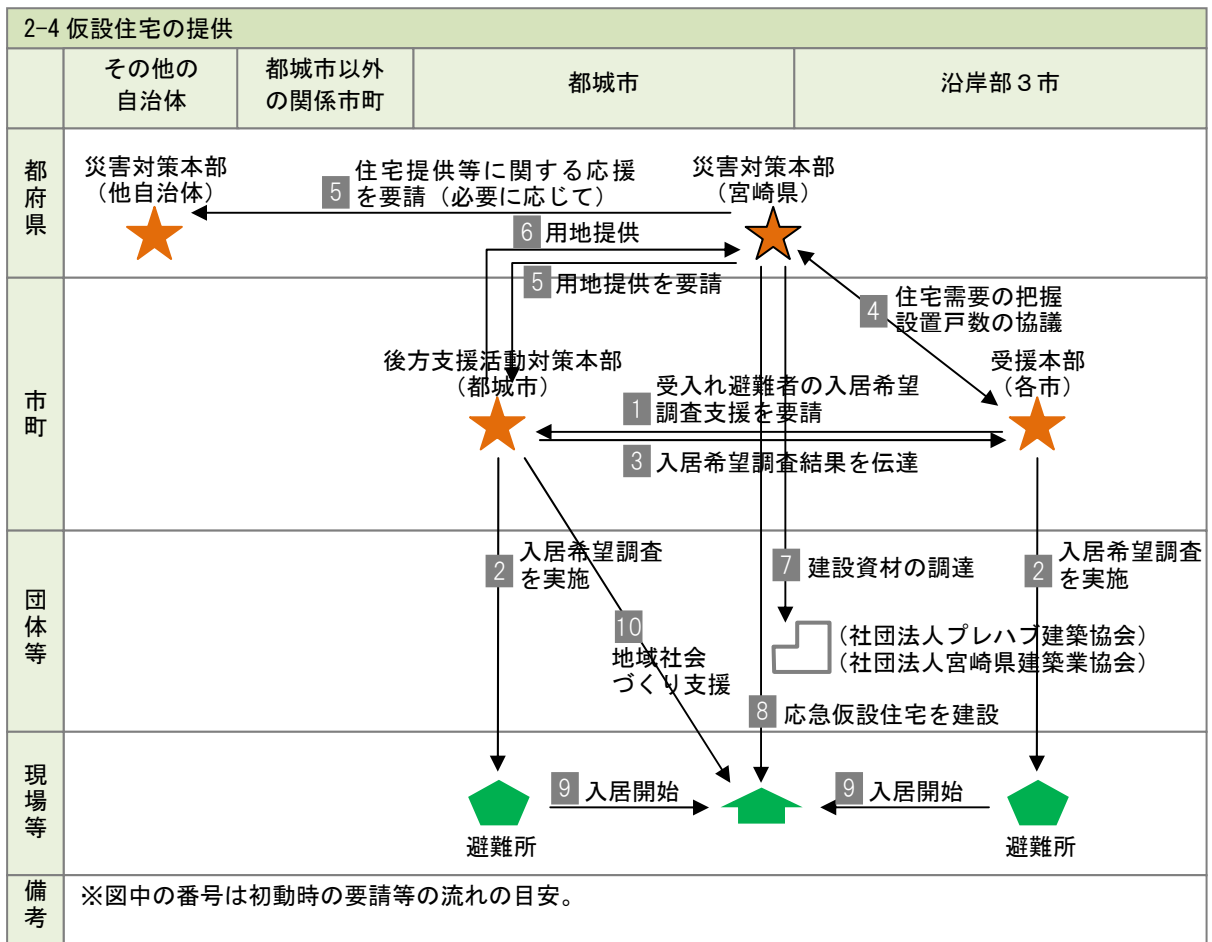
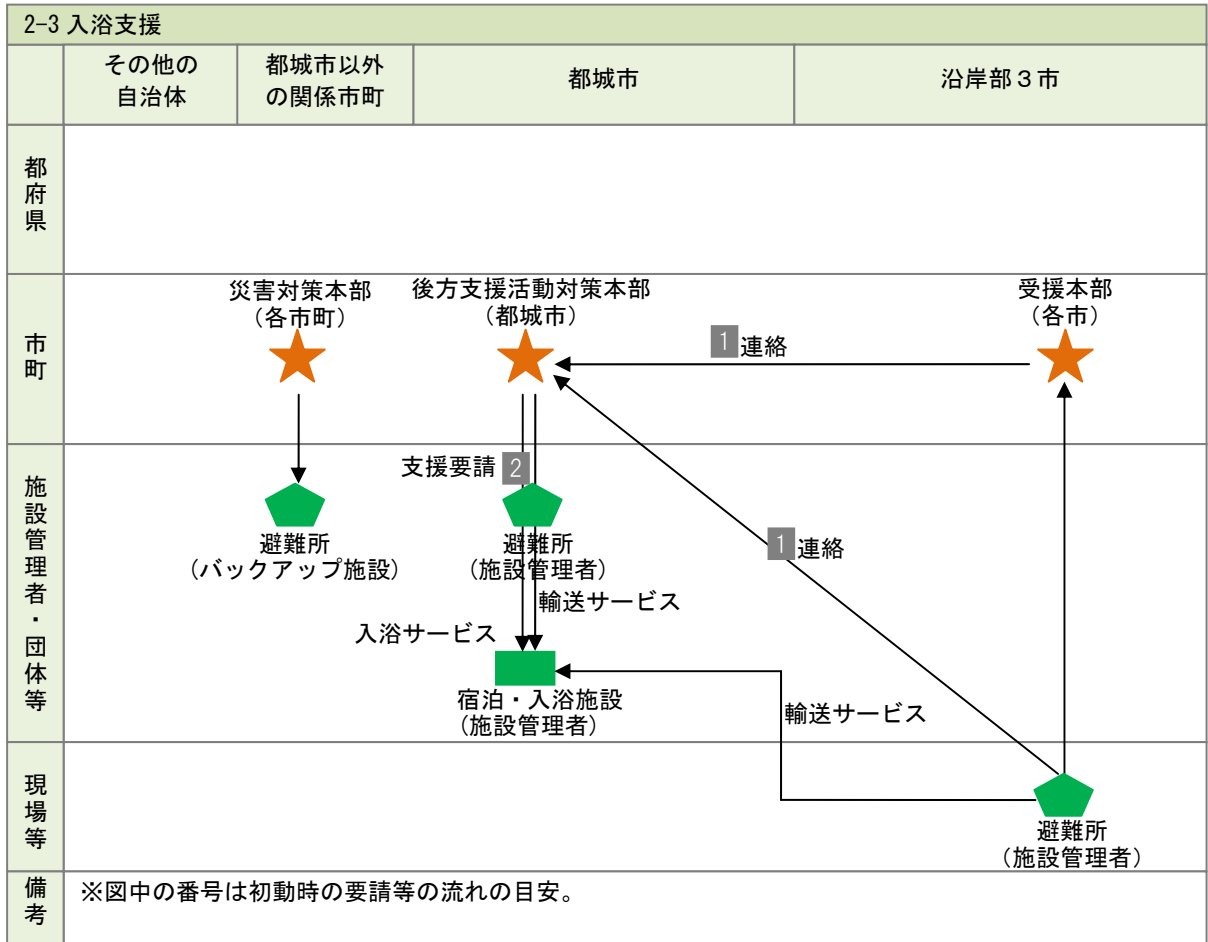
■図表 4.4.26(1) 後方支援活動の手続き



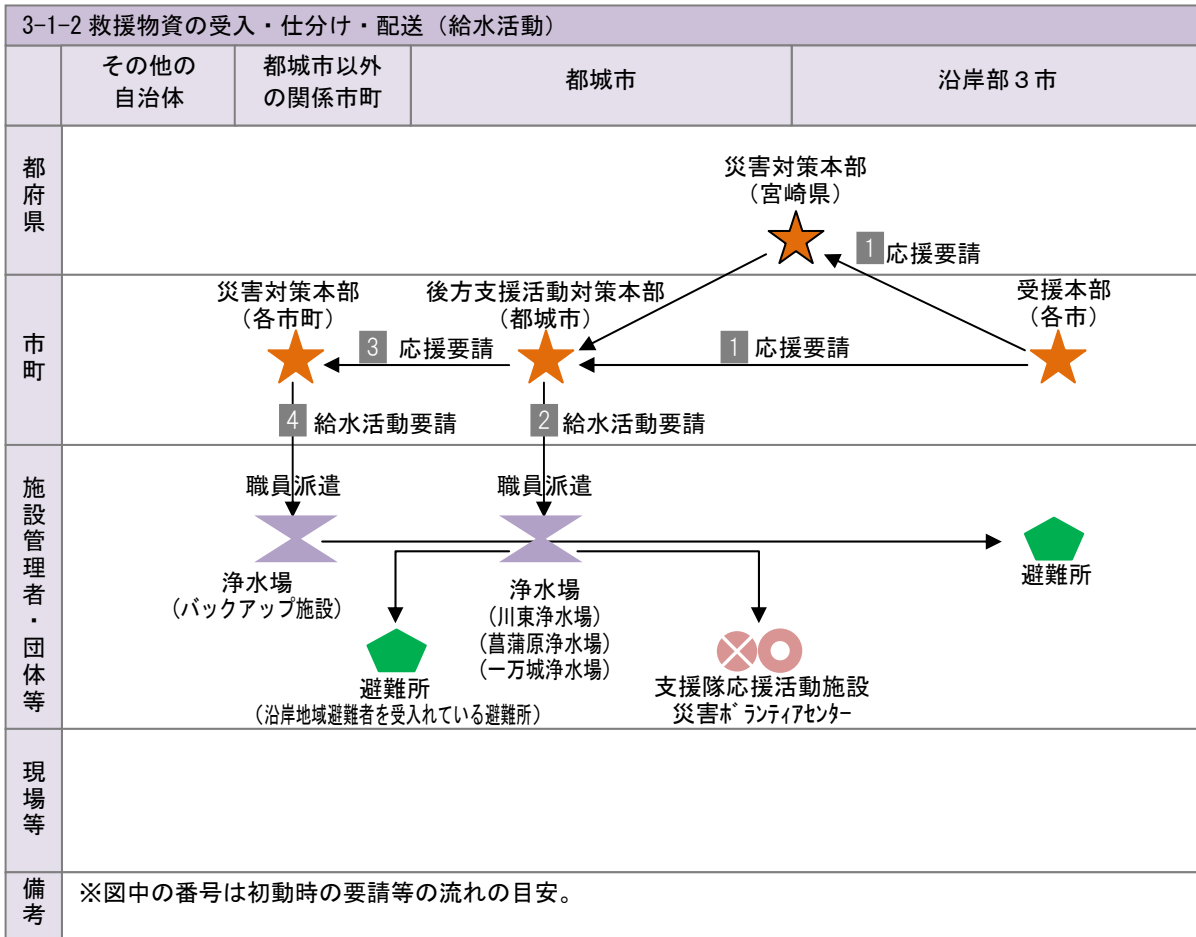
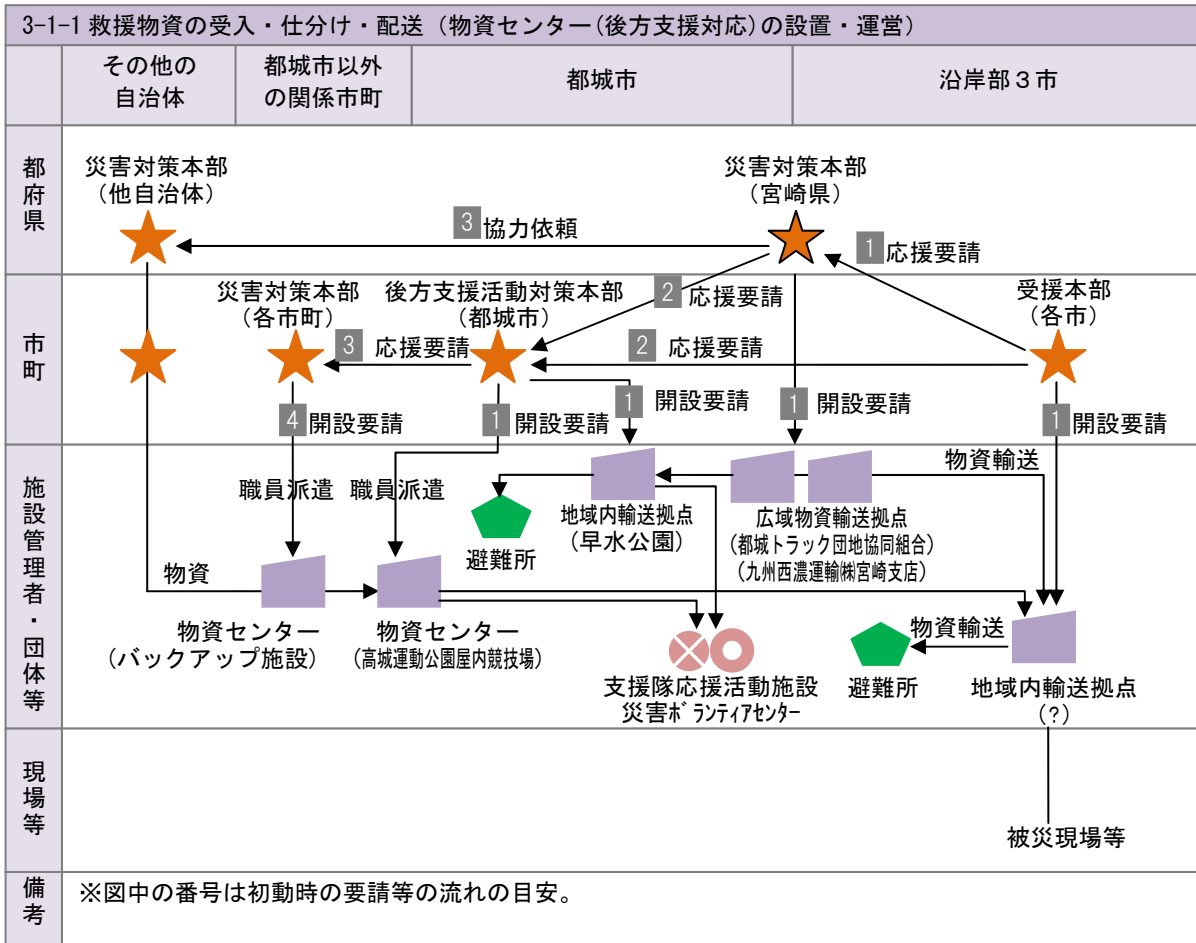
■図表 4.4.26(2) 後方支援活動の手続き



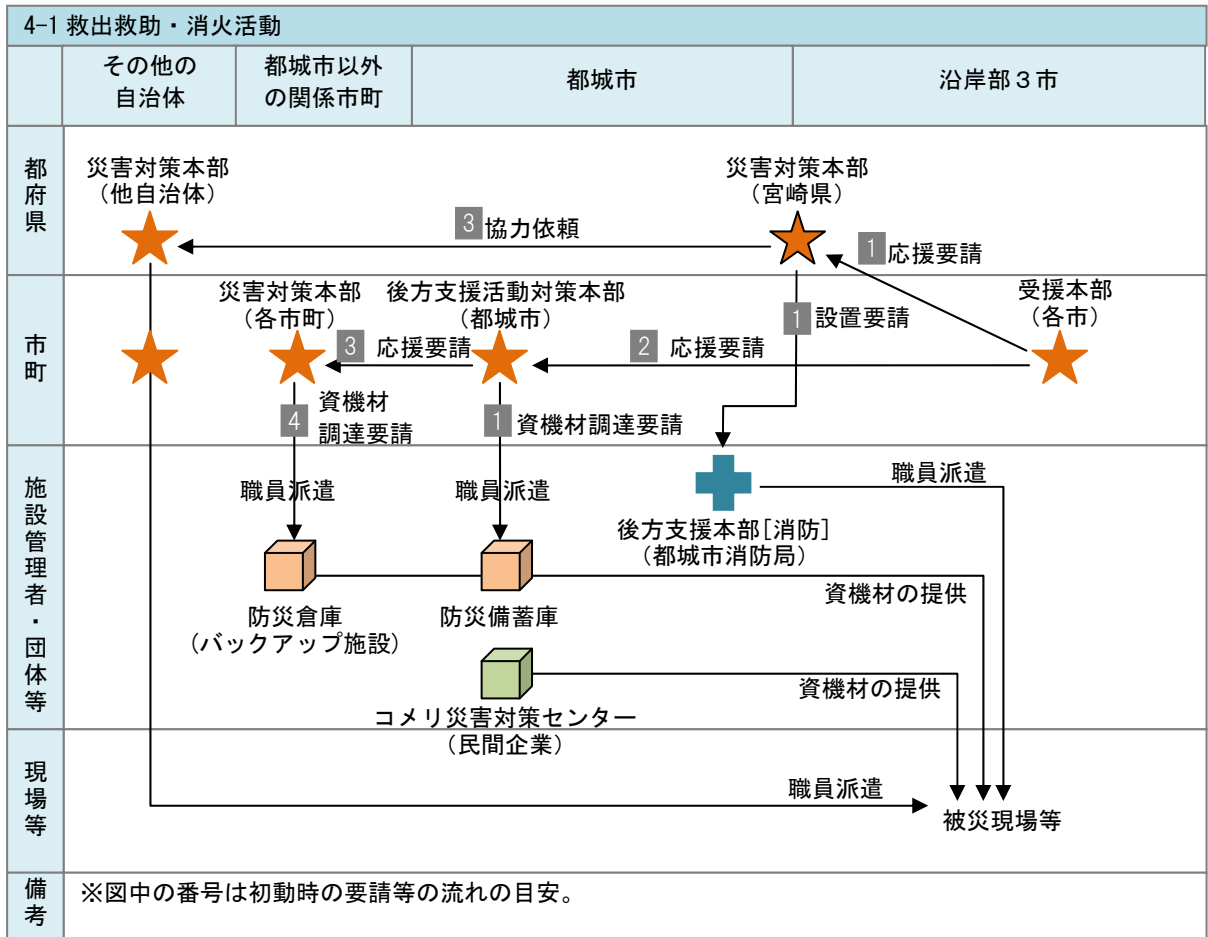
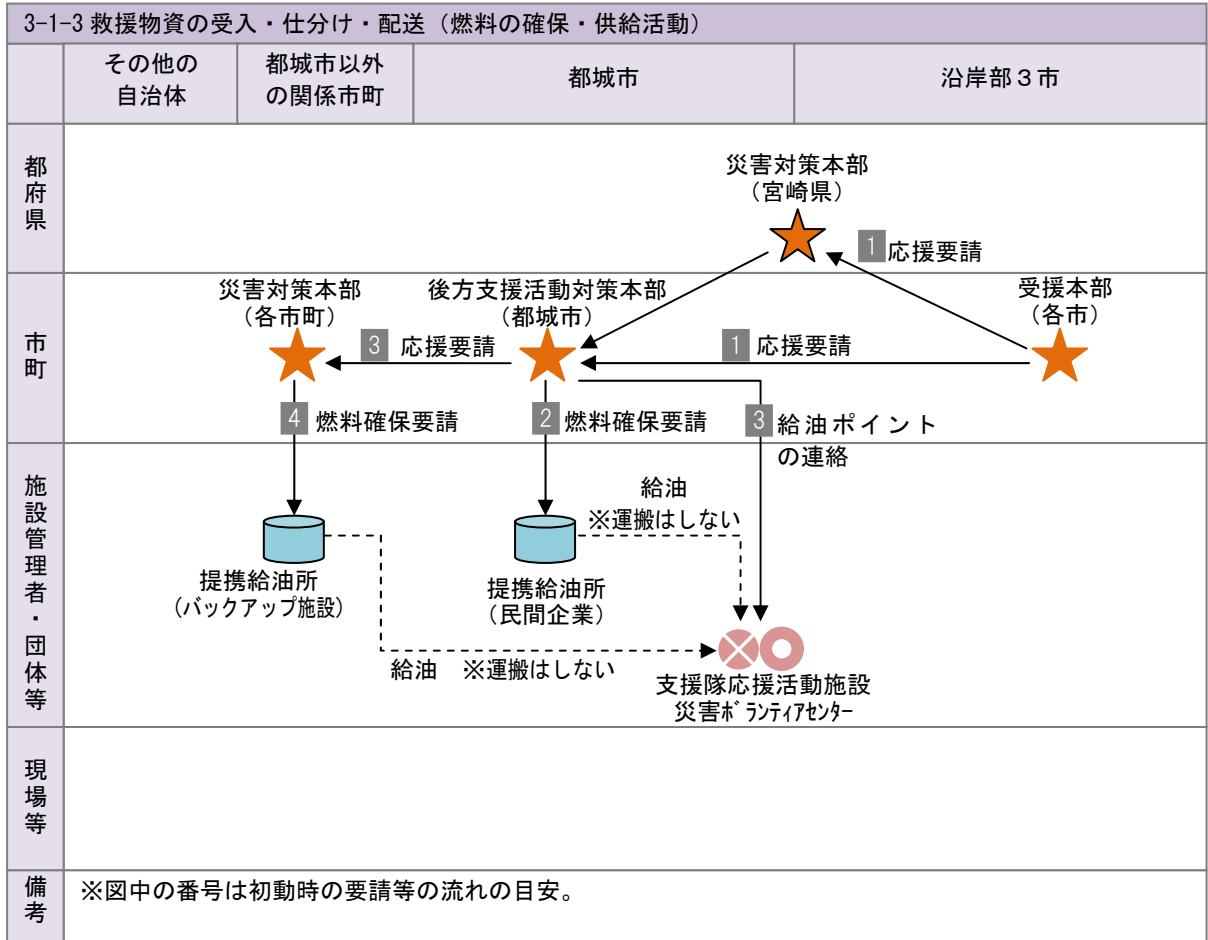
■図表 4.4.26(3) 後方支援活動の手続き



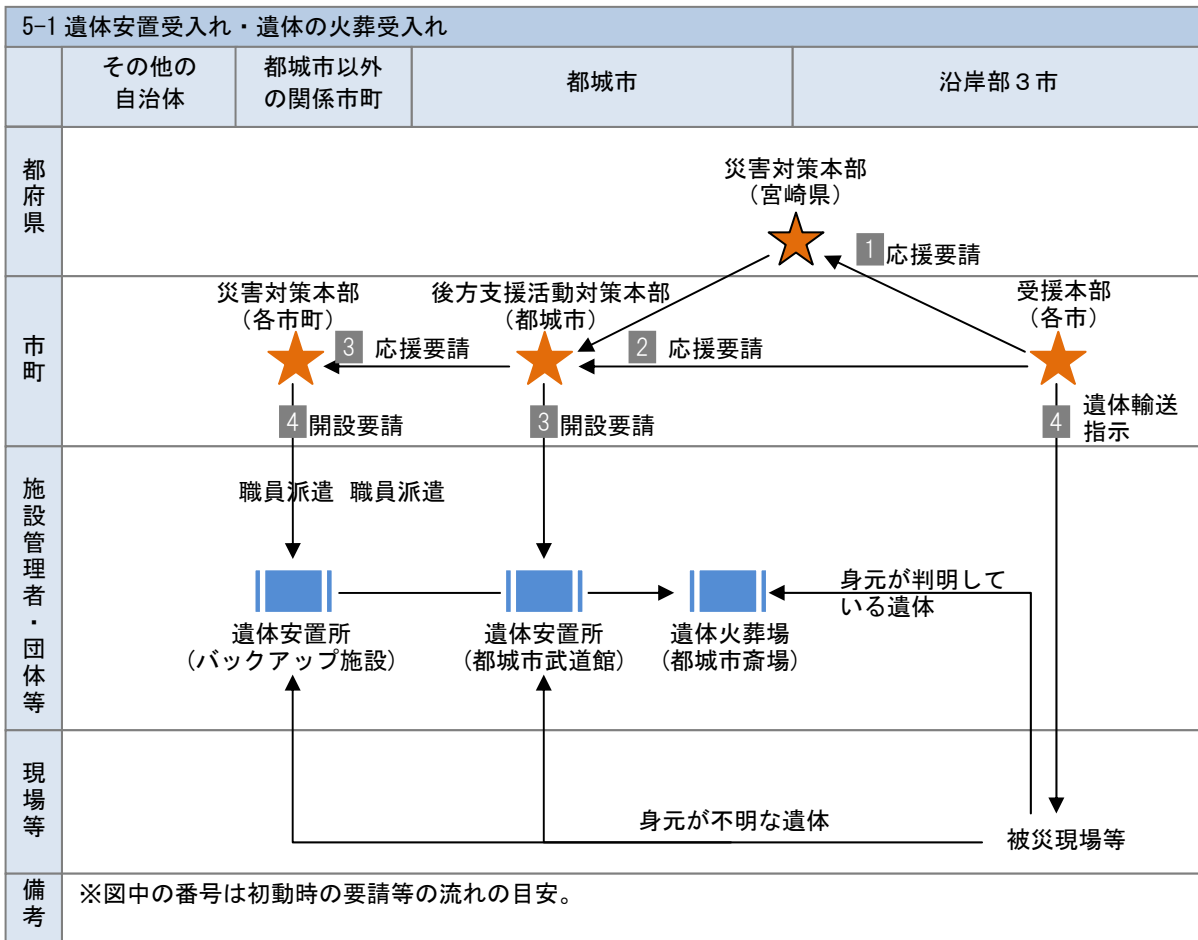
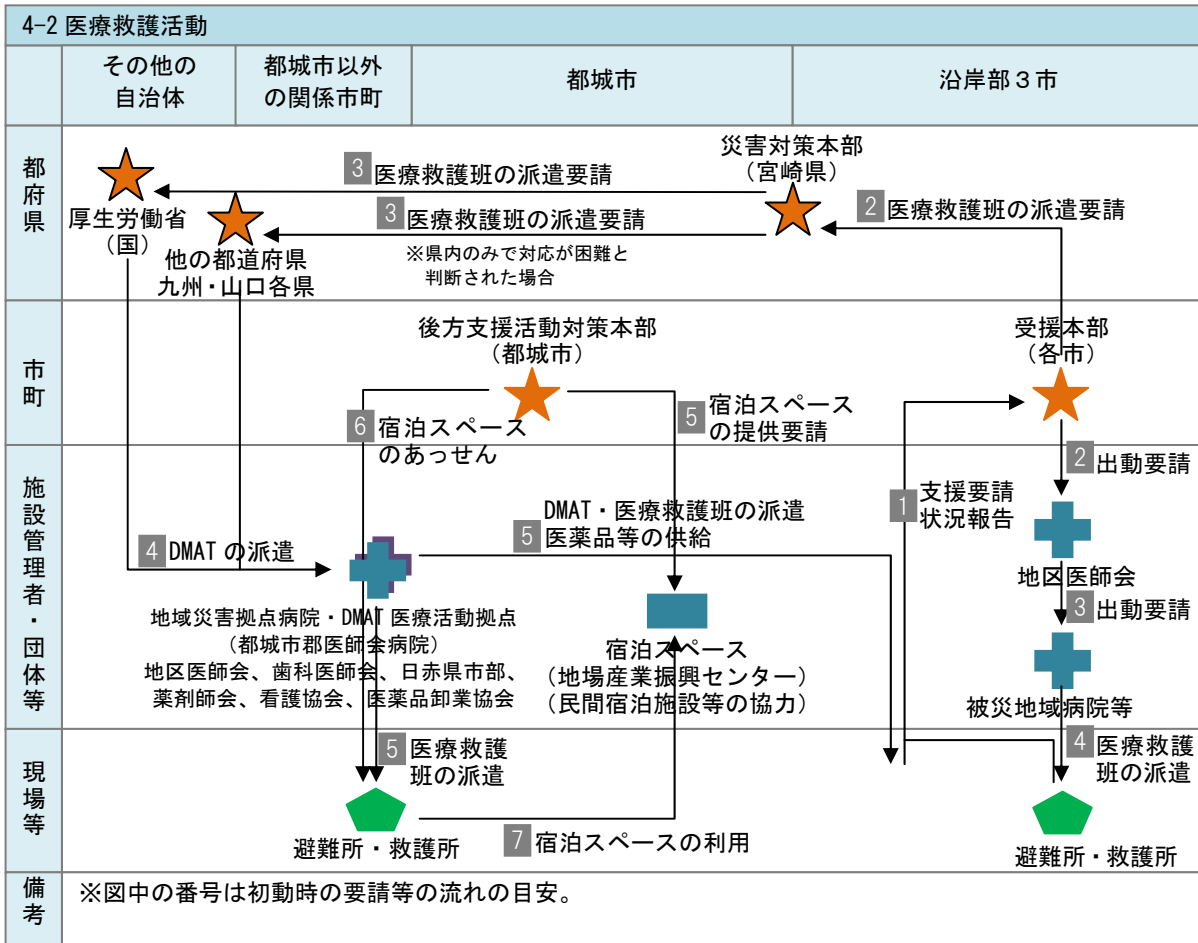
■図表 4.4.26(4) 後方支援活動の手続き



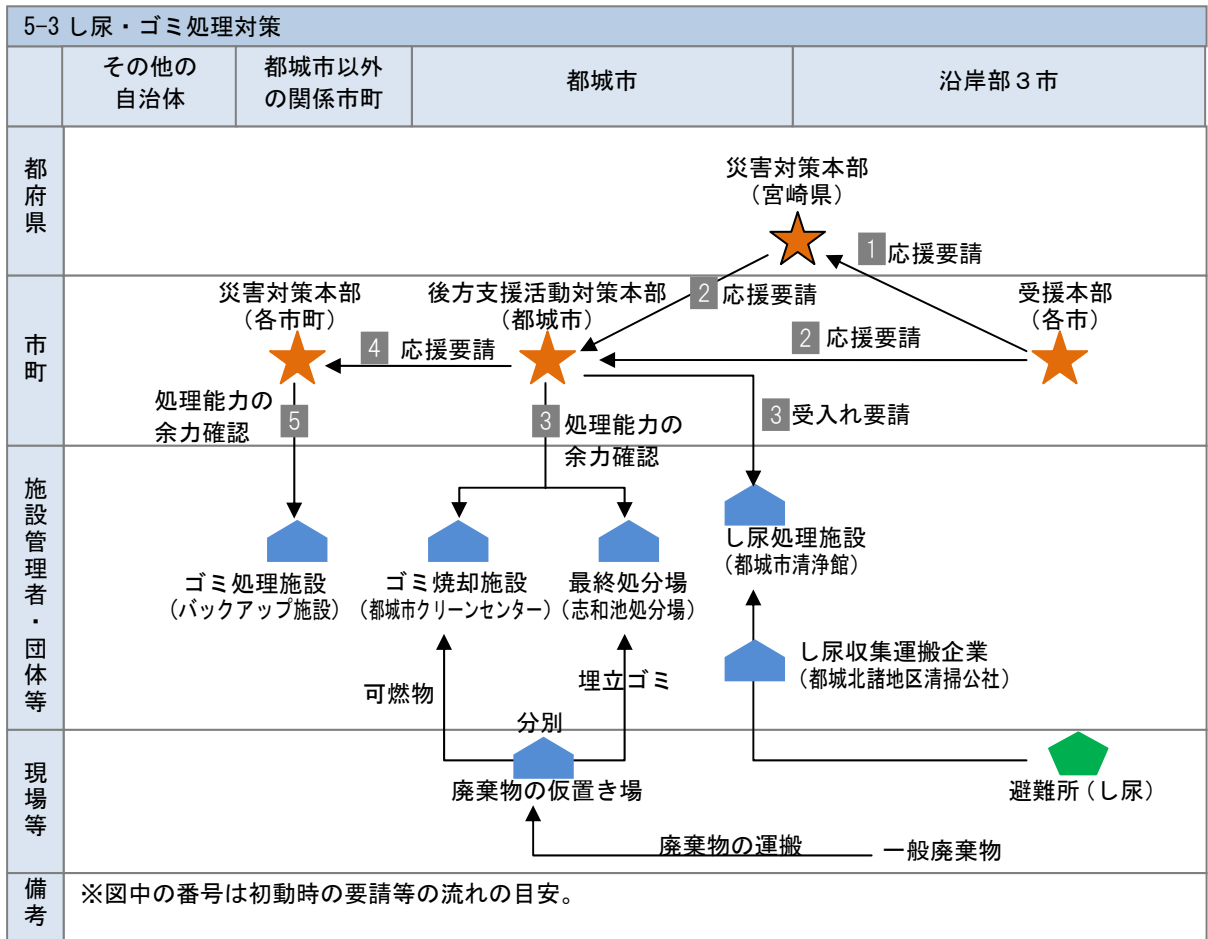
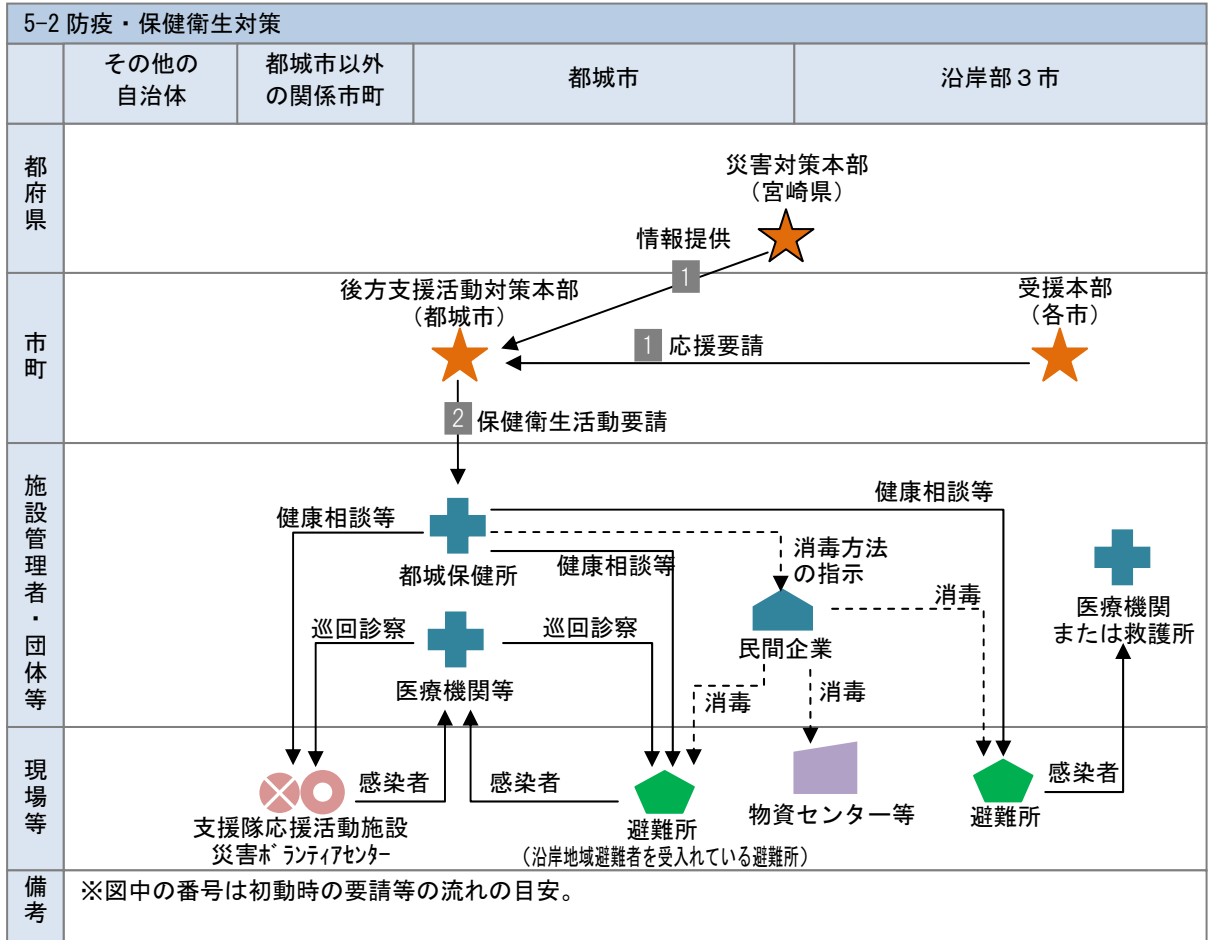
■図表 4.4.26(5) 後方支援活動の手続き



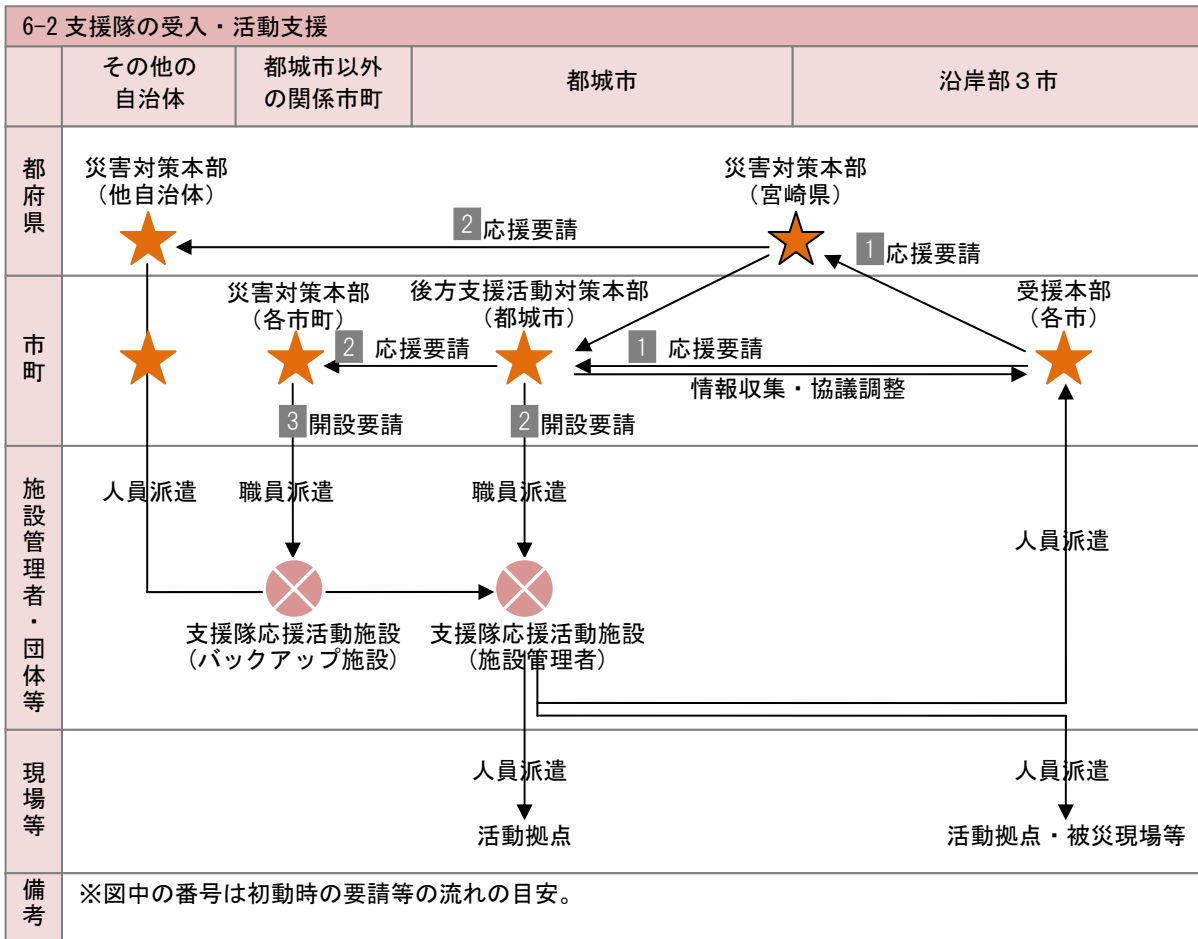
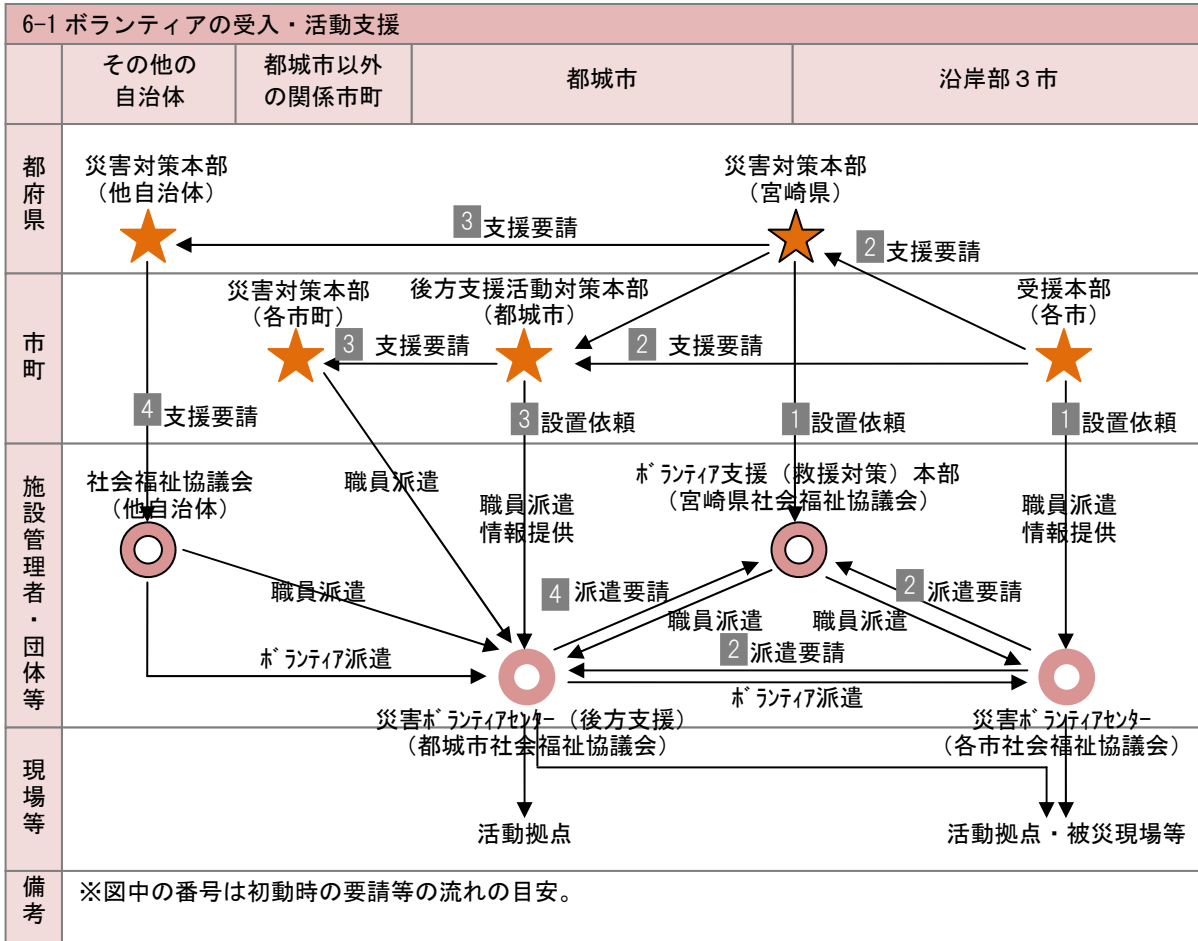
■図表 4.4.26(6) 後方支援活動の手続き



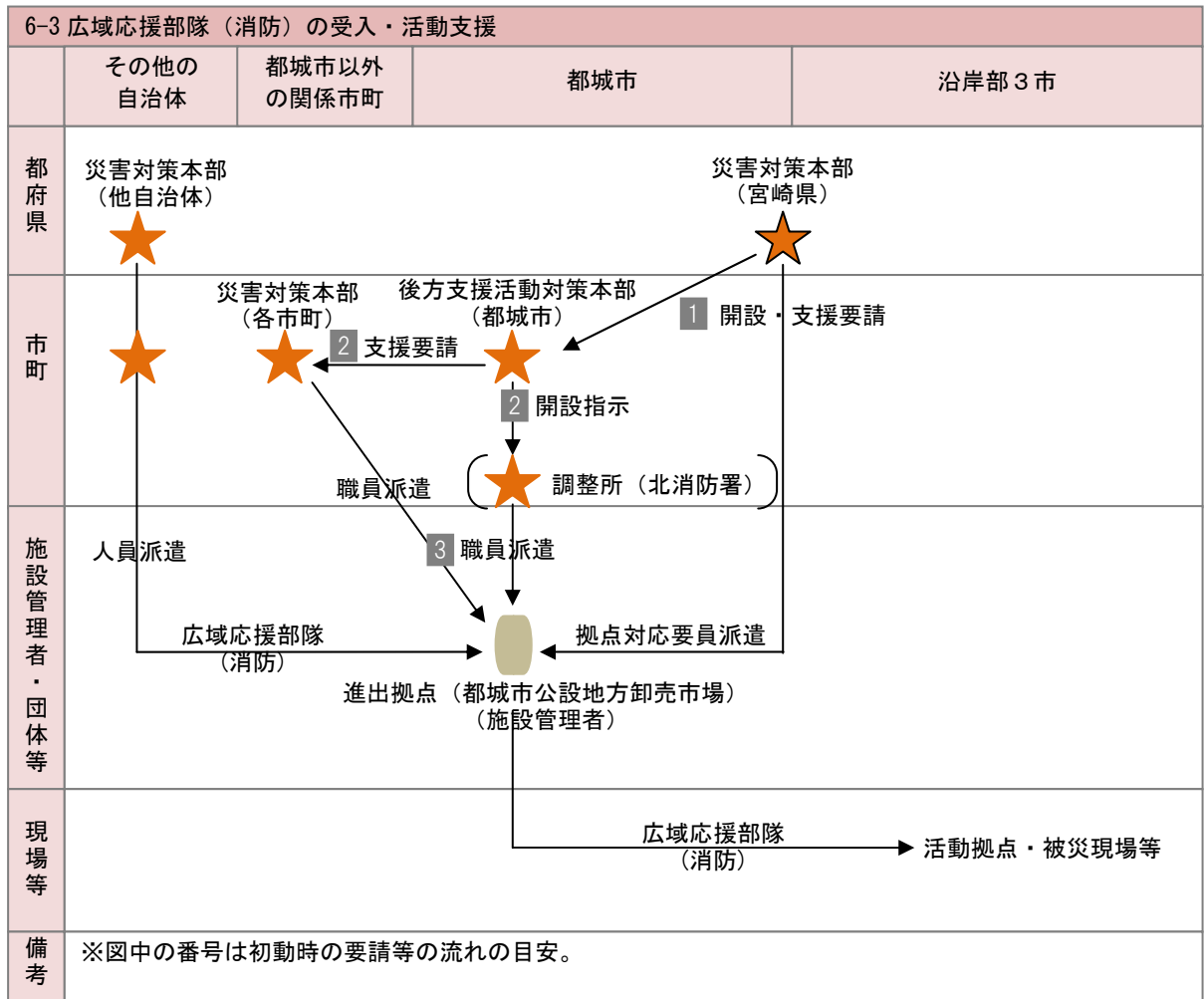
■図表 4.4.26(7) 後方支援活動の手続き



■図表 4.4.26(8) 後方支援活動の手続き



■図表 4.4.26(9) 後方支援活動の手続き



4.5 後方支援活動に必要なリソース

4.5.1 後方支援活動のタイプ特性

- ◆ 後方支援活動は、都城市が主体的役割を果たすか否か等の特性によって、その活動内容を分類することができ、また、活動に必要なリソースは場所・施設、人、物に区分することができる。

■図表 4.5.1 後方支援活動のタイプ別特性と活動内容の分類

タイプ	特性	活動内容
タイプⅠ 主体的活動	○都城市が主体的に実施する活動。	<ul style="list-style-type: none"> ■支援活動連絡調整所の設置・運営 ■沿岸部3市の行政回復のための人的支援 ■救出救助・消火活動 ■避難者の受入・支援 ■支援隊の受入・活動支援 ■広域応援部隊の受入・活動支援 ■給水活動
タイプⅡ 要請対応型 主体的活動	○発災後、リソース不足等を理由に沿岸部3市から要請があった場合等に、都城市が主体的に実施する活動。	<ul style="list-style-type: none"> ■救援物資の提供 ■遺体の受入・安置・火葬 ■ゴミ、し尿の受入・処分
タイプⅢ-1 協力者支援型 活動	○都城市以外の他者が主体的に実施する活動を支援する活動。	<ul style="list-style-type: none"> ■医療救護活動（医師会） ■保健衛生活動（医師会・保健所等） ■ボランティアの受入・支援（市社協） ■応急仮設住宅のあっせん・入居支援（県等）
タイプⅢ-2 付帯サービス 型活動	○上記のタイプに付帯して各種サービスを提供する活動（他者に協力を要請し、その活動を支援するため、協力者支援型活動に位置づけられる）。	<ul style="list-style-type: none"> ■炊き出し活動（自治会） ■宿泊サービス活動（主に民間事業者） ■入浴サービス（主に民間事業者） ■輸送・送迎サービス活動（民間事業者） ■燃料確保・供給サービス活動（民間事業者）

4.5.2 後方支援活動に必要なリソース

- ◆ タイプ別活動内容・リソース区分毎に、沿岸部3市の被害量及び保有リソースから「支援必要量」（沿岸部3市の不足量）を、これに対して本市が保有するリソースから「支援可能量」を算定した。
- ◆ ただし、被害等の想定が困難なこと、データが揃っていないこと、活動の性格から算定の必要性がないこと等により、活動に必要なリソース別に検討の考え方が異なる。

■図表 4.5.2 活動に必要なリソース別の数量算定の検討の考え方

	場所・施設	人的	物的
支援 必要量 ※沿岸部3 市不足量	<ul style="list-style-type: none"> ×原則、必要量は検討しない ○但し、想定可能な項目（避難者受入数）は検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人員数の検討 ×民間事業者等の人員数は検討しない（民間の保有人員の活用が前提） 	<ul style="list-style-type: none"> ×原則、必要量は検討しない（都城市保有物資等の活用または持参が前提） ○但し、活動上、必須の場合は必要な物資・資機材の概数を検討する
支援 可能量 ※都城市	<ul style="list-style-type: none"> ○受入可能スペースの検討 ○受入可能人数の検討 ○受入可能量（処分量）の検討 ○供給可能量（運行本数等を含む）の検討 ※受入候補施設（活動施設を未検討の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ○都城市災害対策における業務継続計画等をもとに想定 	<ul style="list-style-type: none"> ×検討しない（基本的にはデータがないため）

■図表 4.5.3 後方支援活動のタイプ特性とリソース検討の考え方

タイプ別特性	活動内容 ※【 】内は活動体系の機能番号	リソース検討の考え方			備考
		場所・施設	人的	物的	
タイプⅠ：主体的活動 ○市町が主体的に実施する活動。	■支援活動連絡調整所の設置・運営(報告・調整、調査分析)【1】	○新北消防署(支援活動連絡調整所)における執務等の可能なスペースを検討する。	○支援活動連絡調整所に必要な人員数を検討する。	○支援活動連絡調整所の体制・人員数から必要な物資・資機材の概数を想定する。	
	■沿岸部3市の行政機能回復のための人的支援【1】	(沿岸部3市の行政施設等とする。)	○沿岸部3市の行政機能回復に必要な人員数を検討する。	※派遣職員が通常使用しているものを使用する。	
	■救出救助・消火活動【4】	※本市の災害対策活動に支障がない場合において、保有するリソースを最大限に活かして活動を実施する(後方支援のためだけの増強等は想定しない)。			
	■避難者の受入・避難所運営【2】	○沿岸部3市の収容力の不足分に対し、立地条件を考慮して受入候補施設及び受入可能人数を検討する。	○受入候補施設ごとに、受入可能人数を考慮し、避難所運営に必要な人員数を検討する。	○受入候補施設数、受入可能人数を考慮し、避難所運営に必要な物資・資機材の概数を想定する。	
	■支援隊の受入・活動支援【6】	○受入候補施設における受入可能人数を検討する。	○受入候補施設の受入可能人数等を考慮し、受入・支援に必要な人員数を検討する。	※各支援隊が必要な物資・資機材は持参する。	
	■広域応援部隊の受入・活動支援【6】	○受入施設における受入可能人数を検討する。	○受入施設における受入可能人数等を考慮し、受入・支援に必要な人員数を検討する。	※広域応援部隊が必要な物資・資機材は持参する。	※受入施設(都城市公設地方卸売市場)
	■給水活動【3】	○浄水場及び沿岸部3市における給水量を検討する。	○給水活動に必要な人員数を検討する。	※保有する物資・資機材を最大限に活かす。	
タイプⅡ：要請対応型主体的活動 ○発災後、リソース不足等を理由に沿岸部3市から要請があった場合に、主体的に実施する活動。 ※沿岸部3市のリソースの不足量が不明であり、後方支援に必要なリソースの規模が明確ではないため、処理・対応可能な規模を検討する。	■救援物資の提供【3】	※広域物資輸送拠点(県)から地域内物資輸送拠点(市)に供給される物資のうち、都城市の被災者支援に支障がない場合において物資を供給する。			
	■遺体の安置・火葬受入れ【5】	○受入・処理候補施設の受入可能量・処分量を検討する。	○受入候補施設ごとに、遺体の受入・安置活動に必要な人員数を検討する。 ○火葬施設ごとに、火葬に必要な人員数を検討する。	○遺体の安置に必要な物資・資機材の概数を検討する。 ※保有する物資・資機材を最大限に活かす。	
	■し尿・ゴミの受入・処分【5】	○受入・処理候補施設の受入可能量・処分量を検討する。	○各施設ごとに、受入・処分活動の必要な人員数を検討する。	※保有する物資・資機材を最大限に活かす。	
タイプⅢ-1：協力者支援型活動 ○他者が主体的に実施する活動を支援する活動。	■医療救護活動【4】/医師会	○医療の活動拠点となりうる施設を検討する。	※医師会が保有する人員を最大限に活かす。	※医師会の保有する物資・資機材を最大限に活かす。	
	■保健・衛生活動【5】/医師会・保健所等	(沿岸部3市の避難所及び沿岸地域の避難者を受け入れている都城市避難所。)	※医師会や保健所が保有する人員を最大限に活かす。	※県、都城市、民間企業の保有する物資・資機材を最大限に活かす。	
	■ボランティアの受入・活動支援【6】/市社協	○受入候補施設における受入可能人数を検討する。	○受入可能人数を考慮し、支援に必要な人員数を検討する。 ○沿岸部3市のボランティアセンターの支援に必要な人員数を検討する。	※ボランティア自身が必要な物資・資機材を持参する、また保有する物資・資機材を最大限に活かす。	
	■応急仮設住宅のあっせん・入居支援【2】/県等	○建設候補地及び受入可能な入居者数を検討する。	○入居者の募集、住宅管理、生活等の支援に必要な人員数を検討する。	※県、沿岸部3市の保有する物資・資機材を最大限に活かす。	
タイプⅢ-2：付帯サービス型活動 ○上記のタイプⅠ～Ⅲ-1に付帯して各種サービスを提供する活動。 ※他者に協力を要請し、その活動を支援するため、協力支援型活動の一つに位置づけられる。	■炊き出し活動【2】/自治会等	(避難所とする。)	※避難所運営の支援者が兼務する。	※自治会等が保有する物資・資機材や救援物資を最大限に活用する。	
	■宿泊サービス活動【2・4・6】/民間事業者	○宿泊サービス施設の受入可能人数を検討する。	※宿泊サービス施設が保有する人員を最大限に活かす。	※宿泊サービス施設が保有する物資・資機材を最大限に活かす。	
	■入浴サービス活動【2・4・6】/民間事業者	○入浴サービス施設の受入可能人数を検討する。	※入浴サービス施設が保有する人員を最大限に活かす。	※入浴サービス施設が保有する物資・資機材を最大限に活かす。	
	■輸送・送迎サービス活動【2・4・6】/民間事業者	(宮崎交通・西都城センターを拠点とした運行系統・本数等を検討する。)	○輸送・送迎サービス運行に必要な人員数(運転手、事務等)を検討する。	※民間事業者が保有する車両等を最大限に活用する。	
	■燃料確保・供給サービス活動【3】/民間事業者	○後方支援に必要な燃料を提供できる企業(GSなど)との協定を検討する。	※民間事業者が保有する人員を最大限に活用する。	※民間事業者が保有する燃料を最大限に活用する。	

■図表 4.5.4(1) タイプ別・後方支援活動内容別のリソース数量

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(本市)	
I	■支援活動連絡調整所の設置(廃止)・運営【1】	場所・施設	【考え方】 ○支援活動連絡調整所を運営するため、以下のスペースが必要となる。 ①執務スペース ②会議スペース 【支援必要量】 ○支援活動連絡調整所の活動内容と人員数及び1人あたり面積を想定して算出した必要面積は以下のとおり。(人員数は「人的リソース」参照) ①執務スペース:約 36㎡以上 ②会議スペース:約 266㎡以上	【考え方】 ○支援活動連絡調整所は「新北消防署」内に設置することを前提とし、支援必要量として算出した必要面積を充足させる。	※支援必要量(支援活動連絡調整所の活動に必要なスペースの面積の算出方法)は別冊・別表参照。
		人的	【考え方】 ○支援活動連絡調整所として以下の3つの活動を実施するための人員数が必要となる。 ①各種報告・調整 ②情報収集・分析 【支援必要量】 ○後方支援活動全体の報告・調整と補佐・記録、沿岸部3市や市内広報活動への派遣、派遣された職員からの各種情報を収集・分析する要員をそれぞれ想定して算出した必要人員数は計9名であり、内訳は以下のとおり。 ①各種報告・調整:2名 ②情報収集・分析:7名	【考え方】 ○支援活動連絡調整所を運営する上で最小限の人員数として算出した支援必要量を確保(人員配備)する。	※支援必要量(支援活動連絡調整所の活動に必要な人員数の算出方法)は別冊・別表参照。
		物的	【考え方】 ○支援活動連絡調整所を運営するため、活動内容や人員数を踏まえた物資・資機材の品目・数量を想定する。 【支援必要量】 ○以下に係る物資・資機材が必要となる。 通信・伝達手段、情報収集・整理、事務処理、会議運営、広報活動、本部要員の生活	【考え方】 ○支援活動連絡調整所を運営する上で最小限の物資・資機材として算出した支援必要量を確保する。 ○ただし、支援活動連絡調整所は新北消防署内に設置することを前提とするため、新北消防署の設備や備品等の状況を踏まえて検討を行うものとする。	※支援必要量(支援活動連絡調整所の活動に必要な物資・資機材の品目と数量の内訳)は別冊・別表参照。
I	■沿岸部3市への人的支援【1】	場所・施設	【考え方】 ○沿岸部3市の行政施設等とする。	—	—
		人的	【考え方】 ○沿岸部3市の行政機能回復支援を目的として職員を派遣する。 ○必要な職員数は県・実施計画における想定数とする。 【支援必要量】 ○沿岸部3市で必要となる職員数は計64名であり、内訳は以下のとおり。 ①宮崎市:41名 ②日南市:12名 ③串間市:11名	【考え方】 ○本市の業務継続計画及び発災後のタイムライン(本市災害対策に係る配備状況)を考慮し、職員数を派遣する。 【支援可能量】 ○業務継続計画、災害対策行動マニュアルに基づき今後算出 ○なお、支援必要量を関係市町の職員数比で按分した場合は以下のとおり。 都城市:24名、小林市:11名、えびの市:8名、三股町:4名、高原町:11名、国富町:4名、綾町:2名	※支援必要量(派遣職員数の算出方法)は別冊・別表参照。
I	■救出救助・消火活動【4】	場所・施設	—	—	—
		人的	—	—	—
I	■避難者の受入・避難所運営【2】	場所・施設	【考え方】 ○沿岸部3市における避難所の収容力の不足量を支援必要量とする。 ○被災一週間後(避難者数のピーク時)の避難所への避難者数は、宮崎市 98,000人、日南市 20,000人、串間市 5,100人である。 ○避難所の収容力は宮崎市 82,209人、日南市 11,000人、串間市 12,461人である。 ○避難者数から収容力を差し引くと、宮崎市 15,791人、日南市 9,000人、串間市 0人となり、同数が収容力の不足量となる。 【支援必要量】 ○沿岸部3市に対する支援必要量は計24,791人であり、内訳は以下のとおり。 ①宮崎市:15,791人 ②日南市:9,000人 ③串間市:0人	【考え方】 ○都城市内の避難者と沿岸部3市の避難者を収容する避難所は原則、区別する。 ○都城市内の避難者を収容する避難所は、優先して開設される一次避難所を優先し、一次避難所の収容力が不足する場合は二次避難所を利用することを前提とする。 ○沿岸部3市からの避難者の受入候補施設は、都城市内の避難者が使用していない二次避難所及び県立高等学校の体育館を基本とする。 【支援可能量】 ○沿岸部3市に対する支援可能量は計18,697人である。 ○上記の支援可能量に中央地区は含まないが、場合によっては中央地区の避難可能施設(収容力11,382人)を利用する。	※受入候補施設の施設別の収容力は別冊・別表参照。
		人的	【考え方】 ○避難者の受入れ・避難所運営について必要な人員数を確保する。 ①連絡調整:本部に待機し、各避難所と調整 ②巡回支援:複数の地区の避難所について、自主運営組織の設立の支援と巡回による運営支援 【支援必要量】 ①連絡調整:1名 ②巡回支援:2名(避難所の開設に伴い人員を充当し、最大9名を充当する)	—	※巡回支援の地区は別冊・別表参照。
		物的	【考え方】 ○避難者に対する1日分の食料、及び飲料水を支援必要量とする。 ○避難者数は計24,791人とする。	—	—

■図表 4.5.4(2) タイプ別・後方支援活動内容別のリソース数量

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(本市)	
I	■支援隊の受入・活動支援【6】	場所・施設	—	【考え方】 ○支援隊応援活動施設は「高城健康増進センター(観音さくらの里)」とし、支援隊に事務、宿泊、入浴施設を提供する。 ○不足する場合は、構想に示す他の4つの公共系宿泊施設で補完し、宿泊、入浴施設は災害ボランティア、沿岸部3市の被災者で共有する。 【支援可能量】 ○高城健康増進センター(観音さくらの里)は、事務182名、宿泊300名(屋内152名、屋外148名)、入浴416名/日である。 ○対象5施設全体で提供可能な施設(受入可能人数)は、事務719名、宿泊732名(屋内463名、屋外269名)、入浴2,568名/日である。	※施設別の数量は別冊・別表参照。
		人的	—	【考え方】 ○高城健康増進センター(観音さくらの里)の開設時に職員を派遣し、支援活動連絡調整所や他の活動施設、支援隊との連絡・調整等を行う。 ○原則、支援隊の受入・支援に係る事務は各施設管理者が行うものとし、不足する場合は支援隊または災害ボランティアの協力を得られるよう要請する。 【支援可能量】 ○高城健康増進センター(観音さくらの里)に職員1名を派遣する。 ○本市の災害対策の進捗に伴い余力が生じた場合は、必要な職員数を派遣する。	—
		物的	—	—	—
I	■広域応援部隊の受入・活動支援【6】	場所・施設	【考え方】 ○県・実施計画では、宮崎県への広域応援部隊の派遣規模を次のとおり推計している。 ・警察災害派遣隊(警察庁) 900人 ・緊急消防援助隊(消防庁) 1,550人 ・陸上自衛隊(防衛省) 4,000人 【支援必要量】 ○上記のうち、緊急消防援助隊については、都城市公設卸売市場を含む県内4施設に進出することとされているが、施設ごとの派遣人数、車両数等の内訳は明記されていない。	【考え方】 ○広域応援部隊の受入・活動支援施設は、県・実施計画に基づき広域応援部隊(消防)の進出拠点である「都城市公設地方卸売市場」とし、広域応援部隊に車両の駐車場、隊員の休憩場所を提供する。 ○不足する場合は、県との協議・調整により対応する(現時点ではバックアップ施設は考慮しない)。 【支援可能量】 ※市資料より ○通常稼働時は駐車場 86台(1,795㎡)、会議室 77㎡(管理棟2階会議室)。有事で全面的に協力が可能な場合は駐車場 754台(27,973㎡)。 ○なお、宿泊可能は施設(部屋)、入浴施設、給油施設はない。	—
		人的	【考え方】 ○県・実施計画では、宮崎県への広域応援部隊の派遣規模を次のとおり推計している。 ・警察災害派遣隊(警察庁) 900人 ・緊急消防援助隊(消防庁) 1,550人 ・陸上自衛隊(防衛省) 4,000人 【支援必要量】 ○上記のうち、緊急消防援助隊については、都城市公設卸売市場を含む県内4施設に進出することとされているが、施設ごとの派遣人数、車両数等の内訳は明記されていない。	【考え方】 ○都城市公設地方卸売市場(進出拠点)の開設時に職員を派遣し、県から派遣される拠点对応要員との協議・調整・支援、支援活動対策本部及び支援活動連絡調整所との連絡・調整等を行う。 ○原則、広域応援部隊の受入・支援に係る事務は派遣職員(連絡調整員)及び施設管理者が行うものとし、不足する場合は支援隊または災害ボランティアの協力を得られるよう要請する。 【支援可能量】 ○都城市公設地方卸売市場に職員1名を派遣する。 ○本市の災害対策の進捗に伴い余力が生じた場合は、必要な職員数を派遣する。	—
		物的	【考え方】 ○県・実施計画では、宮崎県への広域応援部隊の派遣規模を次のとおり推計している。 ・警察災害派遣隊(警察庁) 900人 ・緊急消防援助隊(消防庁) 1,550人 ・陸上自衛隊(防衛省) 4,000人 【支援必要量】 ○上記のうち、緊急消防援助隊については、都城市公設卸売市場を含む県内4施設に進出することとされているが、施設ごとの派遣人数、車両数等の内訳は明記されていない。	【考え方】 ○協定締結企業を活用して燃料を確保し、広域応援部隊の車両等に対して協定締結企業の給油施設をあっせんする。 【支援可能量】 ○現時点では協定締結企業はない。	—
I	■給水活動【3】	場所・施設	—	【考え方】 ○都城市内の給水活動対応を優先する。 ○給水活動拠点は、「菖蒲原浄水場」、「川東浄水場」、「一万城浄水場」とし、給水車への給水を行う。 ○給水活動は、沿岸部3市の避難所、沿岸部3市の避難者を受入れている本市の避難所、支援隊応援活動施設とする。 【支援可能量】 ○各浄水場の計画1日最大配水能力は、以下のとおりである。 菖蒲原浄水場 11,600㎡、川東浄水場 21,900㎡、一万城浄水場 20,850㎡	※本市の浄水場の規模は別冊・別表参照。
		人的	—	【考え方】 ○支援活動連絡調整所や他の活動施設、支援隊との連絡・調整等は浄水場の職員が行う。 ○給水活動は、市の職員を派遣し活動を行う。 【支援可能量】 ○給水活動を行う職員は、4名×1班の合計4名とする。	—
		物的	—	—	—

■ 図表 4.5.4(3) タイプ別・後方支援活動内容別のリソース数量

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		備考	
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(本市)		
II	■ 救援物資の提供【3】	場所・施設	—	—	—	
		人的	—	—	—	
		物的	—	—	—	
II	■ 遺体の安置・火葬受入れ【5】	場所・施設	—	—	【考え方】 ○遺体を受け入れる安置所は「都城市武道館」とし、遺体の管理、身元確認に訪れた遺族等への対応、遺体処理票等の作成を行う。 ○当該施設で不足する場合には、近隣の寺院で補完する。 【支援可能量】 ○都城市武道館の遺体安置可能量は、140体である。 ※収容可能面積 $420 \text{ m}^2 \div 3 \text{ m} = 140$	—
		人的	—	—	【考え方】 ○都城市武道館に遺体安置所を開設する際に職員を派遣し、支援活動連絡調整所や沿岸部3市との連絡・調整等を行う。 ○遺体の管理には、専門知識や適性が必要であるため、原則民間企業へ応援要請を行う。 【支援可能量】 ○都城市武道館に職員1名を派遣する。 ○民間企業からの応援が不足する場合には、ボランティアの中から専門知識を有した人材を派遣する。	—
		物的	—	—	【考え方】 ○遺体安置に必要な主な資機材は、ブルーシート、棺、ドライアイスである。 ○棺、ドライアイスは保管が難しいため、災害時に必要量を関係業者と通じて購入するものとする。 ○ブルーシートは、都城市武道館の床面積分を保管する。 ○事務用品については、都城市武道館に常備されているものを使用。 【支援可能量】 ○ブルーシート …… 420 m ²	—
II	■ し尿・ゴミの受入・処分【5】	場所・施設	—	—	【考え方】 ○都城市内の災害対応を優先する。 ○ゴミ等は、県及び沿岸部3市が受入施設まで運搬を行う。 ○し尿は都城市が要請した業者が回収・運搬を実施する。 (回収場所は、沿岸部3市の避難所及び沿岸部3市の避難者を受入れている本市の避難所) ○し尿・ゴミの受入・処分施設は以下の場所とする。 し尿処理 …… 都城市清浄館 一般廃棄物(可燃物) …… 都城市クリーンセンター 一般廃棄物(不燃物) …… 都城市リサイクルプラザ 一般廃棄物(埋立ゴミ) …… 志和池処分場、高崎処分場 【支援可能量】 ○県及び沿岸部3市より要請があった場合に、処分施設の処理能力の余力を確認し支援可能量を算出	—
		人的	—	—	—	
		物的	—	—	—	
III-1	■ 医療救護活動【4】/医師会	場所・施設	—	—	【考え方】 ○医療活動拠点は「都城市郡医師会病院」とし、救護所を巡回する医師及び看護師の待機、巡回準備及び後方支援活動対策本部との連絡場所とする。 ○沿岸部3市からの避難者を受入れる各避難所及び支援隊応援活動施設に救護所を設置し、後方支援の医療班が避難者の診察を行う場とする。(医療班は待機ではなく巡回) 【支援可能量】 ○巡回診察は、医師1名、看護師1名の合計2名で行う。 ○1施設あたりの滞在時間は1時間程度を想定しており、診察可能人数は10~15名/回である。	—
		人的	—	—	【考え方】 ○医療活動自体は県の指揮のもと、DMAT、日本赤十字、医師会、薬剤師会、医薬品卸売業者が保有する人員を最大限活用する。 ○救護所の管理は、避難所を運営している職員が兼任する。 ○後方支援活動対策本部、各避難所及び支援隊応援活動施設と医師会との連絡・調整等を行う職員を派遣する。 【支援可能量】 ○医療活動拠点(都城市郡医師会病院)に、原則、職員1名を派遣する。	—
		物的	—	—	—	

■図表 4.5.4(4) タイプ別・後方支援活動内容別のリソース数量

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(本市)	
Ⅲ-1	■保健・衛生活動【5】/医師会・保健所等	場所・施設	—	【考え方】 ○保健衛生活動拠点は「都城保健所」とし、防疫・感染症対策活動について各避難所に設置される救護所を通じて情報収集を実施し、都城市郡医師会病院との連携を図る。	—
		人的	—	【考え方】 ○保健衛生活動自体は医師会や保健所が保有する人員を最大限活用する。 【支援可能量】 ○各避難所等の防疫措置の必要性の判断は巡回診察を実施する医療救護班(医師等)が行い、本部への報告及び措置のための保健所との調整は救護所の管理者(避難所を運営している職員)が兼任する。	—
		物的	—	—	—
Ⅲ-1	■ボランティアの受入・活動支援【6】/市社協	場所・施設	—	【考え方】 ○後方支援に係る災害ボランティアセンターは「都城市社会福祉協議会山之口支所」とし、災害ボランティアの受付・派遣等を行い、必要な場合は宿泊施設、入浴施設及び同施設への輸送・送迎サービスを行う。 【支援可能量】 ○都城市社会福祉協議会山之口支所の施設を有効活用する。不足する場合に備え、別途、バックアップ施設を検討する。 ○災害ボランティアに提供可能な宿泊施設、入浴施設及び支援可能量は支援隊と同様とする。	※災害ボランティアへの輸送・送迎サービスはⅢ-2参照。
		人的	—	【考え方】 ○市社会福祉協議会による災害ボランティアの受入等を支援するため、支援活動連絡調整所や各活動施設等との連絡・調整等を行う職員を派遣する。 【支援可能量】 ○災害ボランティアセンターに、原則、職員1名を派遣する。災害ボランティアの増加に伴い人員が不足する場合は、関係市町に職員等の派遣を要請する。 ○沿岸部3市の災害ボランティアセンターに、職員各1名を派遣する。	※災害ボランティアへの輸送・送迎サービスはⅢ-2参照。
		物的	—	—	—
Ⅲ-1	■応急仮設住宅のあっせん・入居支援【2】/県等	場所・施設	【考え方】 ○仮設住宅の対象は、住家の被害が全壊であるものとする。 ○沿岸部3市における仮設住宅の不足量が支援必要量である。 ○沿岸部3市における建物被害のうち全壊・焼失棟数は、宮崎市 28,870 棟、日南市 11,670 棟、串間市 3,110 棟であり、同数が必要量である。 ○沿岸部3市における仮設住宅の提供量は不明であるため、不足量も不明である。 【支援必要量】 支援必要量は不明である。 ※参考までに、沿岸部3市の提供量を含めた必要量は計 43,650 戸である。	【考え方】 ○仮設住宅において、建設可能戸数から都城市内の必要量を差し引いた戸数を支援可能量とする。 ○建設可能戸数は 2,005 戸である。 ○都城市内における建物被害のうち全壊・焼失棟数は 1,320 棟であり、同数が都城市内の必要量である。 ○建設可能戸数から都城市内の必要量を差し引くと、685 戸となり、同数が支援可能量となる。 【支援可能量】 ○沿岸部3市に対する仮設住宅の支援可能量は計 685 戸である。	※施設別の建設可能戸数は別冊・別表参照。
		人的	【考え方】 ○仮設住宅の提供について必要な人員数を確保する。 ①仮設住宅の提供事務：仮設住宅に関する説明会の実施、仮設住宅への入居受付事務 【支援必要量】 ○仮設住宅の提供に関する役割を踏まえ、必要となる人員は以下のとおり。 ①仮設住宅の提供事務：1名	—	—
		物的	—	—	—
Ⅲ-2	■炊き出し活動【2】/自治会等	場所・施設	—	—	—
		人的	—	—	—
		物的	—	—	—
Ⅲ-2	■宿泊サービス活動【2・4・6】/民間事業者	場所・施設	—	【考え方】 ○宿泊サービスは、高城健康増進センター(観音さくらの里)を含む5つの公共系宿泊施設を基本として提供するが、不足する場合は市内のホテル・旅館等があっせんする(今後の協定締結等も考慮)。 【支援可能量】 ○市内のホテル・旅館における宿泊可能者の総数(5公共施設は除く)は、1,425 名。※各ホームページのタイプ別部屋数から算定。	※宿泊施設別のタイプ別部屋数は別冊・別表参照。
		人的	—	—	—
		物的	—	—	—

■ 図表 4.5.4(5) タイプ別・後方支援活動内容別のリソース数量

タイプ	活動内容	リソース区分	リソース数量		備考
			支援必要量(沿岸部3市不足量)	支援可能量(本市)	
Ⅲ-2	■入浴サービス活動【2・4・6】/民間事業者	場所・施設	—	【考え方】 ○入浴サービスは、高城健康増進センター(観音さくらの里)を含む5つの公共施設を基本として提供するが、不足する場合は市内の入浴施設等をあつせんする。 【支援可能量】 ○市内の入浴施設等における入浴可能者の総数(5公共施設は除く)は、約2,720人/日(340人/回・時×8h)。※各ホームページの写真等から想定。	—
		人的	—	—	
Ⅲ-2	■輸送・送迎サービス活動【2・4・6】/民間事業者	場所・施設	【考え方】 ○避難者、医師、保健師、ボランティアをバスで輸送するために必要な運行系統を確保する。 ①避難者を風呂に輸送、医師、保健師を風呂に輸送 ②ボランティアを沿岸部3市に輸送 【支援必要量】 ○避難者、医師、保健師、ボランティアの拠点、目的地を踏まえ、必要となる運行経路は以下のとおり。 ①都城市内の幹線道路の巡回 ②都城市と沿岸部3市の往復	—	※各運行系統の経路は別冊・別表参照。
		人的	【考え方】 ○輸送・送迎サービスについて必要な人員数を確保する。 ①運行調整に関する人員を宮崎交通・西都城センターに派遣する。 【支援必要量】 ○輸送・送迎サービスに関する連絡調整の役割を踏まえ、必要となる人員は以下のとおり。 ①運行調整:1名	—	
Ⅲ-2	■燃料確保・供給サービス活動【3】/民間事業者	場所・施設	—	【考え方】 ○燃料の保管・取り扱いには資格が必要なため、民間の施設(GSなど)を活用する。 【支援可能量】 ○現時点では協定締結企業はない。	—
		物的	—	—	